

第 2 次

一宮市環境基本計画

毎日が暮らしやすく、住みやすい環境である一宮市

平成 26 年（2014）度 ▶ 平成 35 年（2023）度



一 宮 市

はじめに

わたしたちのまち一宮市は、木曽川沿いの平坦地に位置し、山林などまとまった樹林地はないものの、豊かな社叢をもつ社寺や農地などの緑地が市内には散在し、木曽川をはじめ、いくつもの河川があり、豊かな水辺環境を形成しています。これらの自然環境は、木曽の清流と豊かな濃尾平野によってはぐくまれたものであり、先人のたゆまぬ努力によって維持されてきました。

先人から受け継いだこの恵まれた環境は、私たち人間をはじめ、生きものにとって貴重な財産であります。今の時代に生きる私たちが適切に保全し、後世に引き継いでいくためには、持続可能な社会を形成する必要があり、それら課題解決のため、平成 16 年に「第 1 次一宮市環境基本計画」を策定し、これまで様々な取り組みを推進してまいりました。

しかしながら、地球温暖化に代表される地球規模の環境問題、近年のライフスタイルの多様化に伴う生活環境問題、水・大気・土壤環境の汚染問題や廃棄物処理などいくつもの課題を依然として抱えており、これらの解決に向けた取り組みを今後も押し進めるため、市民会議方式により検討を重ね、「第 2 次一宮市環境基本計画」を策定いたしました。

この計画では、「毎日が暮らしやすく、住みやすい環境である一宮市」を目指すべき環境像として掲げ、安全で健康、かつ、快適な生活を営むことができる良好な環境が確保されたまちにするため、実効性の高い計画とし、施策の充実を図りました。

今後は、この計画のもと、市民、事業者、行政が、それぞれの役割を果たしつつ、協働し、一体となった取り組みを着実に推進していくため、皆様方のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定にあたり、ご尽力いただいた市民委員の皆様、アドバイザーとしてご助言をいただいた名古屋産業大学の先生方、並びに環境審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提言をお寄せいただいた関係各位に対し、心からお礼申し上げます。

平成 26 年 3 月



一宮市長 谷 一夫

策 定 の 経 緯

本市では、平成16年4月に策定した第1次一宮市環境基本計画に基づき、「安全で快適な魅力あふれる環境都市」を目指して環境に関する各種施策を推進し、一定の成果を上げてきましたが、その計画期間が平成25年度で満了することから、平成24年4月から後継計画となる第2次一宮市環境基本計画の策定に着手しました。

策定にあたって、第1次計画策定時とは市民の意識や行動の変化、日常生活に起因する都市型・生活型の環境問題への対応、温室効果ガスの排出を抑制する地球温暖化対策など、環境を取り巻く状況が大きく変化していることから、市民及び事業者を対象とした「環境に関する現況・意識調査」を実施し、計画策定に必要なデータの収集と課題の洗い出しを行いました。

また、第1次計画の策定と同様に、市民が立案し実効性が伴う「市民の手による環境基本計画」とするため、公募及び無作為選出市民参加制度による市民委員20名からなる一宮市環境基本計画市民会議を立ち上げ、計画案を検討しました。

計画案の策定にあたっては、市民委員が4つの作業部会（生活環境、自然共生、循環社会、温暖化対策）に分かれ、第2次計画の目指すべき環境像の実現に向けた分野ごとの環境目標や、市民、事業者、市民団体・NPO、市のそれぞれの主体が取り組むべき行動などの検討を行いました。市民会議の運営や計画の作成については、環境問題を専門に研究されている名古屋産業大学の全面的なご支援を賜りました。学長の伊藤雅一氏には「市民会議による環境基本計画策定の意義と留意点」と題した基調講演を通じて、大局的な立場から、適切かつ貴重なご意見をいただきました。また、名古屋産業大学の4名の先生方にアドバイザーとして参加していただき、その都度、適切な指導・助言をいただきました。

一方、市行政では、各部局間を横断する環境基本計画策定会議、策定検討部会を組織し、市民会議との意見調整や情報提供等を行い、会議を側面から支援しました。

このようにして、市民が主体となって策定した第2次一宮市環境基本計画（案）は、その後、一宮市環境審議会に諮問され、審議と並行して実施した市民意見提出制度に基づいて寄せられた意見との調整を経て、平成26年1月8日開催の第3回環境審議会において計画の決定がなされ、市長への答申が行われました。



第1章 基本計画の策定にあたって	1
第1節 計画の基本的事項	1
1 計画の趣旨と改定の背景	1
2 計画の位置付けと役割	2
3 各主体の役割	3
4 計画の期間	3
第2節 計画の目標	4
1 目指すべき環境像	4
2 基本方針	4
第2章 基本計画	11
第1節 「安全で快適な生活環境」の保全を目指して	11
1 空気のきれいなまちそだて	12
2 水のきれいなまちそだて	18
3 土のきれいなまちそだて	23
4 静かなやさしいまちそだて	27
第2節 「自然共生社会」の実現を目指して	31
1 自然と歴史をまもる	34
1-1 緑の保全、再生	34
1-2 恵まれた水環境の保全と復元	36
1-3 地域に伝わる歴史・文化・遺跡・昔話の保存、伝承	38
2 自然をつくる	41
2-1 愛される都市公園等の創出、緑化促進	41
2-2 多様な生きものがすめる環境の創出・復元	45
3 自然をつなぐ、自然に学ぶ	47
3-1 自然のことをもっと知りたい、知らせたい	47
3-2 市民、市民団体が中心となり自然環境活動に取り組む	49
3-3 自然のネットワークをつくる	51
第3節 「循環型社会」の実現を目指して	52
1 市民参加型の循環型社会づくり	53

第4節 「地球温暖化防止（低炭素社会）」の実現を目指して	61
1 地球環境に配慮したまちをつくろう.....	64
2 省エネルギーに努めよう	66
2-1 家庭・オフィスにおける省エネルギー.....	66
2-2 交通手段における省エネルギー.....	69
3 環境にやさしい事業所を増やそう	72
 第5節 「連携・協働社会」の実現を目指して.....	73
1 環境に関する情報を収集し、提供します.....	74
2 各世代に合わせた環境教育・学習に取り組みます.....	75
2-1 環境について学ぶ機会を増やします.....	75
2-2 環境教育・学習プログラムを充実します.....	76
3 環境活動の中心となって活動できる人材を育成します.....	77
4 ボランティアや市民団体・N P Oの活動を支援します.....	78
5 「エコハウス138」を環境教育の拠点として充実します	79
 第3章 計画の推進・管理	81
第1節 計画の推進体制	81
第2節 計画の進行管理	82
 資料	
1 一宮市環境基本計画策定経過	83
2 一宮市環境基本計画市民会議委員等名簿	84
3 環境に関する現況・意識調査（市民）.....	85
4 環境に関する現況・意識調査（事業者）.....	94
5 一宮市環境基本条例	102
6 一宮市環境審議会の運営に関する規則	106
7 一宮市環境基本計画市民会議設置要綱	106
8 一宮市環境基本計画策定会議設置要綱	108
9 用語説明	110

本文中の*がついている語句についてはP110より用語の説明があります。

第1章 基本計画の策定にあたって

第1節 計画の基本的事項

1. 計画の趣旨と改定の背景

第一章

一宮市では、平成16年4月に「一宮市環境基本計画」を策定し、市民、事業者、市民団体・NPOとともに様々な環境保全の取り組みを推進してきました。しかし、策定から10年が経過し、温室効果ガス^{*}総排出量の増加、生物多様性^{*}の保全と持続可能な利用など環境を取り巻く状況が大きく変化しています。また、オゾン層^{*}の破壊、酸性雨^{*}、黄砂^{*}や都市型・生活型公害など引き続き対応しなければならない問題も数多く残されています。

国においては、平成24年4月に「第4次環境基本計画」が策定され、持続可能な社会を構築する上で、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野を統合的に達成することを目指し、9つの優先的に取り組む重点分野のほか、震災復興、放射性物質^{*}による環境汚染対策の取り組みを定めています。

そこで、社会状況等の変化やこれまでの取り組みを踏まえ、「第6次一宮市総合計画」で掲げる目指すべき将来像である「木曽の清流に映え、心ふれあう躍動都市 一宮」の実現を環境面において補完・具体化するとともに、「一宮市環境基本条例」第3条に掲げる基本理念に基づき、「安全で快適な魅力あふれる環境都市」の実現に向け、必要な施策や行動を総合的かつ計画的に推進するため、新たな計画を策定しました。

一宮市環境基本条例（抜粋）

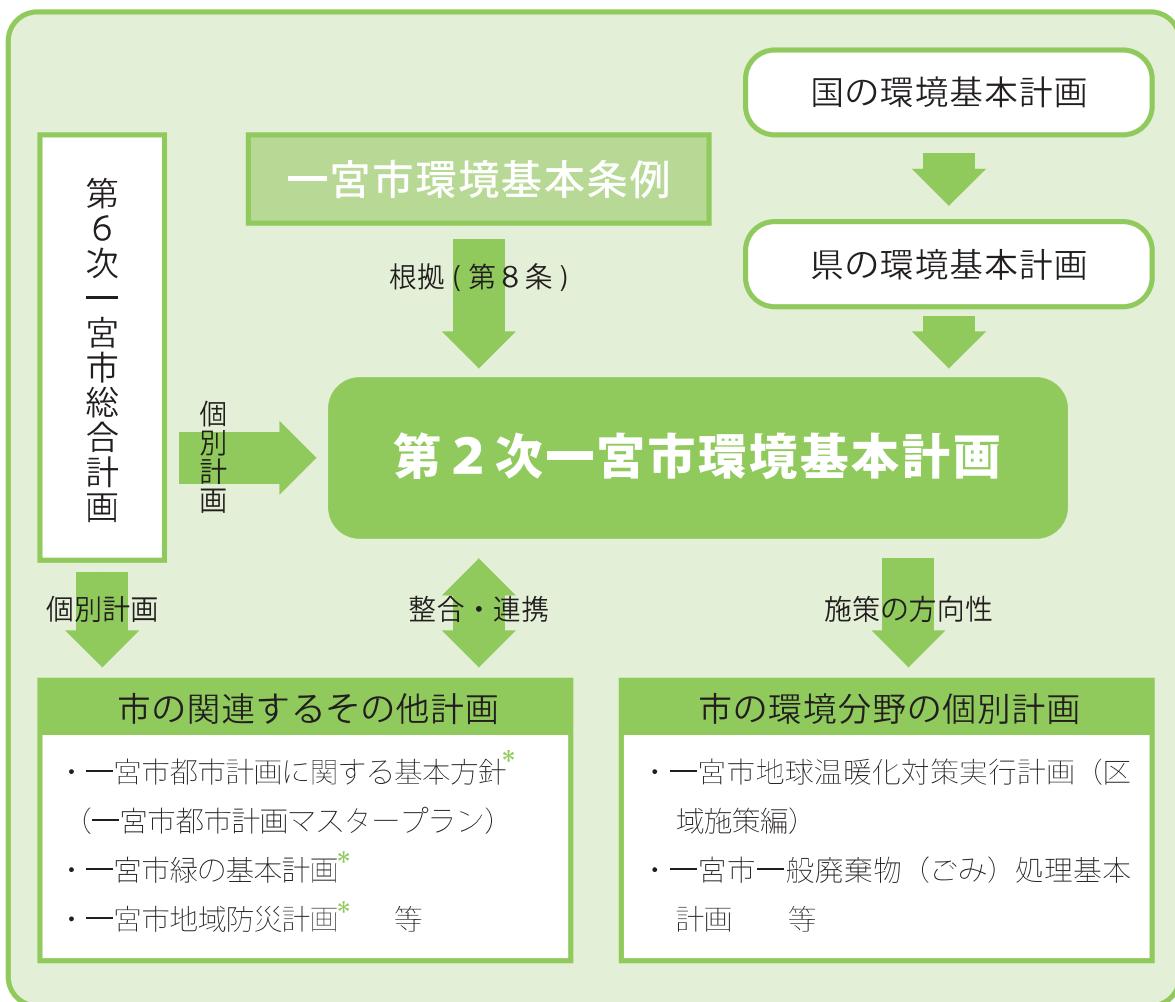
（基本理念）

第3条 環境の保全等は、次に掲げることを基本理念として行われなければならない。

- (1) 市民が安全で健康かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくこと。
- (2) 人と自然が共生し、環境への十分な配慮を行うことにより、環境への負荷が少なく、持続的に発展することができる社会を構築すること。
- (3) 市、事業者及び市民のすべてがそれぞれの責務を自覚し、相互に協力・連携して推進すること。
- (4) 市、事業者及び市民が地球環境保全を自らの問題としてとらえ、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進すること。

2. 計画の位置付けと役割

本計画は、「一宮市環境基本条例」の基本理念に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために策定するものです。また、「一宮市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)^{*}」や、「一宮市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画^{*}」等の環境分野の個別計画における施策に方向性を与えるものです。



■図1－1 環境基本計画の位置づけ

3. 各主体の役割

本計画の推進にあたっては、市民、事業者、市民団体・NPO、市のそれぞれの主体が役割をはたし、互いに協働して取り組みを推進します。

市民

市民は、環境基本計画の最も重要な推進主体であることを自覚して環境保全活動を実行します。今までの日常生活を見つめ直し、ごみの減量を心がけます。そして、エネルギーや資源を浪費しないようなライフスタイルを身に付けるなどの課題に取り組み、その行動を家庭・職場・学校などあらゆる生活の場において実践します。さらに、他の主体が実施する事業などに、積極的に参加・協力します。

事業者

事業者は、環境保全を企業活動の社会的責務のひとつとして再認識し、環境保全に向けた経営理念の確立や体制の整備を図るとともに、環境に配慮した事業活動を実践します。具体的には、自らの事業活動によって環境を汚染することなく、地域の自然環境の保全に努めます。さらに、良好な環境を創造していくために積極的に行動するとともに、他の主体が実施する事業などにも協力します。

市民団体・NPO

環境活動などを目的とした市民団体・NPOは、環境に関する地域のリーダーとしての役割が期待されていることを自覚し、他の主体との連携を図りつつ、地域で環境活動を率先して実践していきます。

市

市は、施策の構想、計画、実施の各段階で環境への配慮を盛り込み、計画目標の達成を目指します。また、推進主体となる市民、事業者、市民団体・NPOとのパートナーシップを形成し、環境保全のための行動が促進されるよう、環境に関する情報や環境学習の機会の提供に努めるなどの支援を行います。さらに、自らの事務事業を遂行するなかで、率先して環境に配慮した行動をしていきます。

4. 計画の期間

本計画の期間は、平成26年度から平成35年度までの10年間とします。

計画の内容については、環境保全の状況や社会情勢の変化により、概ね5年後に計画の見直しを行うこととします。

第2節 計画の目標

1. 目指すべき環境像

毎日が暮らしやすく、住みやすい環境である一宮市

(第6次一宮市総合計画から)

一宮市は、木曽川をはじめとする幾筋もの河川が織りなす豊かな自然といにしえからの歴史に恵まれています。市民が安心、安全かつ快適な暮らしを営む中で、この恵み豊かな環境を守り育てながら、環境に負荷の少ない持続可能な社会をつくり、住みやすく、幸せを感じられるまちづくりを目指します。

2. 基本方針

目指すべき環境像の実現のために、5つの基本方針を設定します。

基本方針 1

「安全で快適な生活環境」の保全を目指して

基本方針 2

「自然共生社会」の実現を目指して

基本方針 3

「循環型社会」の実現を目指して

基本方針 4

「地球温暖化防止(低炭素社会)」の実現を目指して

基本方針 5

「連携・協働社会」の実現を目指して

毎日が暮らしやすく、
住みやすい環境である一宮市

実現のために

基本方針 1

「安全で快適な生活環境」の保全を目指して

私たちの目指す持続可能な社会は、人の健康や生活環境への被害が生じるおそれがないことが大前提となります。私たちの健康に直結する大気環境や水環境を良好な状態に保持するとともに、快適な生活環境を維持するため、騒音・振動・悪臭などの都市型・生活型公害に対しても適切に対応していく必要があります。また、土壤汚染や大気中の汚染物質は、将来の世代へも悪影響を及ぼすおそれがあり、その対策が課題となっています。

さらに、東アジア地域における、急速な発展による国境を越えた大気汚染（微小粒子状物質（PM_{2.5}）等）や原子力発電所の事故に伴う放射性物質の拡散などの想定外の出来事による環境汚染についても、必要に応じて施策に反映させていくという柔軟な対応が必要です。

将来を担う子どもたちも安心して暮らせる一宮の「まちそだて」のため、経済の発展を保ちつつ、一人ひとりの環境に対する知識や意識をそだて、そして行動することによって、環境負荷の少ない「安全で快適な生活環境」の保全を目指します。



基本方針 2

「自然共生社会」の実現を目指して

山や森のない本市にとって、木曽川河川敷の河畔林、古くからの社寺境内の社寺林、散在する屋敷林と田畠などの自然環境は、生きものの生息環境として、それを支える植物の生育環境として極めて重要な場所であるだけでなく、市民にとって憩いや安らぎを感じる場所となっています。私たちは、この残された貴重な自然環境を守り、育て、将来の世代に引き継ぐ責務を担っています。

また、市街地において自然とのふれあいの場となる公園や街路樹は、生物多様性に配慮するため、地域にあった樹種の利用や水と緑のネットワーク化などを計画的に推進する必要があります。

さらに、私たちのまちをより豊かにするためには、貴重な共有財産である歴史的・文化的景観を継承し、将来の世代に伝えることが必要不可欠であり、新たな魅力を生み出す重要な要素ともなります。

したがって、「まもる（残す・保全）」、「つくる（創出・整備）」、「つなぐ（ネットワーク化・学ぶ）」を基本として自然環境の保全・再生と都市の緑や水辺の保全・創造により、生物多様性を保全し、将来の世代にわたって自然と共に暮らし、自然からの恵み（生態系サービス^{*}）を享受し続けられる「自然共生社会」^{*}の実現を目指します。



基本方針 3 「循環型社会」の実現を目指して

私たちは自然界から資源を採取・利用し、不要となった様々な物質をごみとして自然界に排出することで経済活動を行い、その恩恵を受けてきました。大量生産、大量消費、大量廃棄は、私たちの生活に物質的な豊かさをもたらしましたが、廃棄物の大量排出による最終処分場^{*}の不足や不法投棄等の不適正処理の増加など深刻な廃棄物問題を引き起こしました。その解決には、これまでのごみの減量・資源化施策の効果を維持しながら、さらなる減量・資源化を進めるとともに、ごみ処理の「見える化」により、市民一人ひとりがごみに関する意識を高め、具体的な行動を実践していくことが必要です。それにはすべてのものに尊敬と感謝の気持ちをもち、大切にする心、つまり、「もったいない^{*}」という言葉を改めて認識し、その精神とごみの減量・資源化の取り組みが結び付くよう推進していくことが重要です。

このため、ライフスタイルの見直し、ごみの発生抑制、資源の有効活用、「もったいない」精神の社会への浸透などにより、環境への負荷が少ない市民参加型の「循環型社会」^{*}の実現を目指します。

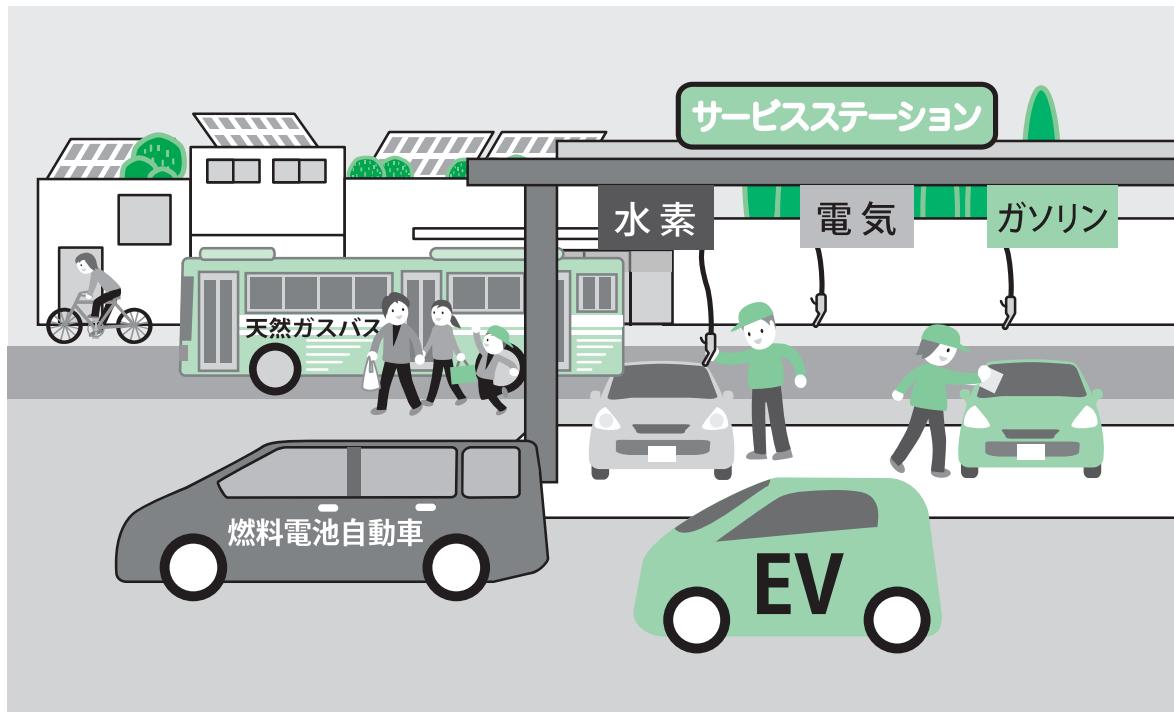


基本方針 4

「地球温暖化防止(低炭素社会)」の実現を目指して

私たちが、これまで創り上げてきた快適で豊かな社会は、石油などの化石燃料をエネルギー源として多量に消費し、温室効果ガスを排出することで成り立っています。また、核家族化が進み、ライフスタイルが大きく変化したこと、エネルギー消費の増加につながっており、私たちは、産業、運輸だけでなく家庭生活など、あらゆる分野における温室効果ガスの排出が、地球温暖化に多大な影響を及ぼしていることを理解しなければいけません。そのため、私たち一人ひとりが、自らの日常生活や事業活動を再点検し、限られた資源の有効活用（省エネルギー）や再生可能エネルギー^{*}の利用を促進し、地球環境への負担が少ない行動へと転換していく必要があります。

地球環境に配慮したまちを形成するとともに、省エネルギー・再生可能エネルギーの活用技術の積極的な導入及び環境負荷の少ない交通体系の整備を進め、低炭素社会に貢献する産業を振興することにより、温室効果ガス排出を大幅に削減する「地球温暖化防止(低炭素社会)」の実現を目指します。



基本方針 5 「連携・協働社会」の実現を目指して

目指すべき環境像である「毎日が暮らしやすく、住みやすい環境である一宮市」を達成するためには、市民、事業者、市民団体・NPO、市のそれぞれが役割や責務を自覚し、自発的な活動を促進するとともに相互に連携・協働する必要があります。そのためには、情報提供や交流する拠点の整備、人材の育成等の取り組みを総合的に推進し、子どもから高齢者まで全ての世代が環境問題について学ぶ場や機会を増やしていく必要があります。

このため、家庭生活、学校、地域社会、事業活動などのあらゆる場面で環境の保全と創造に取り組む仕組を充実させるとともに、環境教育・環境学習の場や機会の拡充、各主体間のネットワークづくりなど、だれもが、環境活動に積極的に取り組む「連携・協働社会」の実現を目指します。



第1節 「安全で快適な生活環境」の保全を目指して

安全で快適な生活環境とは、大気・水・土壤が市民の健康に不安を与えることのない良好な状態が保たれ、不快な騒音・振動・悪臭などに煩わされることもなく快適に暮らせる環境をいいます。美しい自然の大気の下で誰もが安心して運動、散歩、サイクリングなどの活動を楽しみ、水道水を飲料として、また料理にも利用でき、暑い日には、きれいな川辺で水遊びを楽しむことができ、子どもたちは、土遊び、砂遊びに興じ、大人は農作業、畑作業にいそしむことができるようなまち、そして安全で汚染されていない土壤や水で生産された地元の農作物を販売したり、おいしく味わえる環境、不快な騒音や振動がない平穏な環境が確保されている一宮市を目指します。このような魅力的なまちを市民、事業者、市民団体・NPO*、市のそれぞれの主体が協働でつくり、維持し、次世代に継承していきます。

そのためには、私たち一人ひとりが何をしなければならないかということを考え、規則や規制に基づいて社会的に責任を負うことや互いに協力して積極的に取り組むことが必要です。市民の意識を高め、毎日の生活を環境負荷の少ない生活に変えていくことが特に重要な課題です。

環境問題を解決に導き、皆さんのがんばりや不安を将来に残さず、50年、100年先の人々も安心して暮らせる、思いやりのあふれる一宮の「まちそだて」のため、「安全で快適な生活環境」の保全を目指します。

本節のテーマ「そだて」の意味について

本節では「そだて」という表現を用いていますが、この言葉には以下のようないいが込められています。

- 私たちの生活空間は私たちの手で守っていこう。
- 私たちが自然や人間にとて何をしなければならないのかを考え、一人ひとりの環境に対する知識や意識を「そだて」ていこう。
- 一人ひとりの持っている知識やすく実施されている施策など、環境問題を解決させるためのたくさんの種を、少しでも多くの方の力を得て「どのようにしたらうまくいくか」といった知恵や行動として芽吹かせ、「そだて」ていこう。



1. 空気のきれいなまちそだて

きれいな空気とは、色や悪臭がないというだけでなく、浮遊汚染物質、有害物質ができるだけ少なく、安心して呼吸できる大気の状態をいいます。空気は無限に利用できるものではありません。空気の汚れは地球上のすべての生きものに影響を及ぼします。できるだけ空気を汚さない生活を心がけ、地球上のすべての生きものが末永く共存していくために、身近なことから私たち一人ひとりがよく考えて行動することが大切です。

(1) 現状と課題

自動車や事業所から空気中に排出されている汚染物質のうち、環境基準^{*}が定められている二酸化硫黄(SO₂)^{*}、二酸化窒素(NO₂)^{*}、一酸化炭素(CO)、光化学オキシダント(Ox)、浮遊粒子状物質(SPM)^{*}、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、ダイオキシン類^{*}、微小粒子状物質(PM2.5)^{*}について、一宮市内では二酸化硫黄、二酸化窒素、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質の5物質について、常時監視を行っています。平成24年度の結果では二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の3物質について環境基準を達成しましたが、光化学オキシダント(表2-2)、微小粒子状物質(表2-3)の2物質については、環境基準を達成しませんでした。

■表2-1 大気汚染に係る環境基準(抜粋)

物 質	環 境 基 準
二酸化硫黄(SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04 ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1 ppm以下であること。
浮遊粒子状物質(SPM)	1時間値の1日平均値が0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素(NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04 ppmから0.06 ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント(Ox)	1時間値が0.06 ppm以下であること。
微小粒子状物質(PM2.5)	1年平均値が15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35 μg/m ³ 以下であること。

* ppm: 100万分中のいくつであるかを示す分率

* μg: 100万分の1グラム

■表2-2 光化学オキシダント(Ox)測定結果(平成24年度)

測 定 局	昼間測定日数	昼間の1時間値が0.06 ppmを超えた日数
一宮市松降通	365	75
一宮市小信中島	365	84
一宮市木曽川消防署	354	78

出典: 愛知県環境部資料

■表2－3 微小粒子状物質（PM2.5）測定結果（平成24年度）

測定局	有効測定日数	短期基準 (1日平均値の年間98パーセンタイル値)	長期基準 (年平均値)
一宮市松降通	359	34.5 μg/m ³ (環境基準達成)	15.2 μg/m ³ (環境基準非達成)

*98パーセンタイル値：1年間に測定されたすべての日平均値（欠測日を除く）を、1年間での最低値を第1番目として、値の低い方から高い方に順（昇順）に並べたとき、低い方（最低値）から数えて98%目に該当する日平均値

※μg：100万分の1グラム

出典：愛知県環境部資料

大気汚染の主要発生源である自動車排ガス対策として「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOx・PM法）」^{*}が施行されています。一宮市全域がこの法律の規制対象地域となっており、基準を満たしていない貨物自動車などは規制対象地域内において車検証の交付が受けられません。その他、「あいち自動車環境戦略2020」^{*}や「県民の生活環境の保全等に関する条例」^{*}により、自動車の使用に伴う環境への負荷の低減が規定されています。

次世代自動車の開発・改良が進み、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車^{*}や天然ガス自動車などの低公害車が実用化されています。加えて、これらに搭載されている電池を蓄電池として活用するといった自動車利用の多様化など、自動車社会が大きく変化し、自動車に関する環境意識はさらに高まっています。

社会貢献の一環として、独自の削減目標を設け積極的に環境保全活動を行う事業所も見受けられます。しかし、公害規制のかかる工場などの事業所から大気に排出される汚染物質についてはかなり改善されている一方で、規制のない、あるいは規制のかかりにくい屋外燃焼行為など個人の生活、活動が安全で安心な環境の確保の妨げになることも懸念されます。

また、平成23年の東日本大震災に伴う原子力発電所の過酷事故による放射性物質^{*}の拡散に起因した環境汚染の発生では、安全・安心な生活環境は私たちの命と深く関わる問題であることを改めて認識しました。

今後の課題としては、事業者や個人の活動による汚染のより一層の低減により、安全で快適な環境づくりを市民、事業者、市民団体・NPO、市が協働し、どのような取り組みをどのようにするか、またその取り組みの結果の評価を行い、次の方針や取り組みに反映していくかということが大切です。

（2）環境目標

空気がきれいですごしやすいまちと心を「そだて」ます。

- 光化学オキシダント及び微小粒子状物質に係る環境基準の達成を目指します。
- 環境基準が達成されている物質については、現在の環境を維持し、より一層の低減を目指します。

(3) 具体的取組

ア 自動車排出ガス対策

大気汚染の主要発生源である自動車排出ガスの排出量の削減に向け、低公害車の普及促進やエコドライブ^{*}の推進、交通の円滑化、自家用車から徒歩や自転車・公共交通機関への転換促進などを図っていきます。また、街路の緑化などを行い、大気浄化を促進していきます。

行動指針1-① 低公害車の普及を促進します

【取組】

<市民>

◇自動車の購入の際にはできる限り低公害車を選択します。

<事業者>

◇低公害車を積極的に導入します。

◇ディーゼル車（クリーンディーゼル車を除く）の利用を控えます。

◇ブルドーザーなどの特殊自動車は「排出ガス対策型建設機械指定制度」^{*}や「特定特殊自動車排出ガスの規制に関する法律（オフロード法）」^{*}で指定された機械を使用します。

◇電気自動車、プラグインハイブリッド自動車用の充電施設の設置を促進します。

<市>

◇低公害車を率先して導入します。

◇低公害車に関する啓発を行い、普及を促します。

◇公用車の利用状況を把握し、効率的な運用を図ることにより保有台数の削減に努めます。

◇物品納入業者に対して、低公害車の使用を求めます。

◇電気自動車、プラグインハイブリッド自動車用の充電施設の設置を促進します。



行動指針1-② エコドライブを推進します

【取組】

<市民>

- ◇不必要なアイドリングを自粛します。
- ◇急発進、急加速や空ぶかしを控えます。
- ◇日ごろから車両を点検し、必要に応じて整備を行います。
- ◇タイヤの空気圧を適正に保つことや低燃費タイヤを選ぶように努めます。

<事業者>

- ◇不必要なアイドリングを自粛します。
- ◇急発進、急加速や空ぶかしを控えます。
- ◇日ごろから車両を点検し、必要に応じて整備を行います。
- ◇タイヤの空気圧を適正に保つことや低燃費タイヤを選ぶように努めます。

<市>

- ◇アイドリング・ストップ運動の啓発を行います。
- ◇エコドライブ運転講習会を実施します。

行動指針1-③ スローライフ^{*}を推奨します

【取組】

<市民>

- ◇ノーカーデー^{*}運動に参加します。
- ◇近距離の移動や買物などはできる限り徒歩や自転車・公共交通機関の利用を心がけます。

<事業者>

- ◇ノーカーデー運動に参加します。
- ◇近距離の移動はできる限り徒歩や自転車・公共交通機関の利用を心がけます。

<市>

- ◇ノーカーデーの普及を図ります。
- ◇公共交通機関の利用促進を図ります。
- ◇地域が主体となって取り組むバス路線の確保を支援します。
- ◇低公害車のカーシェアリング、サイクルシェアリング^{*}の普及を図るための仕組みをつくります。
- ◇歩行者や自転車が安全で快適に通行できる環境整備を進めます。
- ◇駐輪場の整備をし、自転車の利用促進を図ります。

行動指針 1-④ 街路・屋上・壁面・駐車場を緑化します

【取組】

<市>

- ◇二酸化炭素削減、地表面温度低下のため街路の緑化を進めます。
- ◇公共施設駐車場の芝生化や公共施設の屋上や壁面の緑化を進めます。



イ 固定発生源対策*

事業所などからのばい煙や悪臭の発生を抑制するため、監視、指導とともに、自主的に排出削減するよう指導していきます。

行動指針 1-⑤ 事業所などからの排出を削減します

【取組】

<市民>

- ◇暖房温度を適正に設定します。

<事業者>

- ◇大気汚染物質の排出量の削減に努めます。
- ◇ボイラーなどのばい煙発生施設の適切な燃焼管理に努めます。
- ◇ボイラーなどの燃料は重油から灯油、都市ガスへの転換に努めます。
- ◇法規制対象にならない小規模な業務ボイラーについても低NOx型小規模燃焼機器への代替に努めます。^{*}

<市>

- ◇悪臭防止のため、規制対象の事業所に対し指導します。

ウ 大気監視体制の充実と整備

大気環境の監視、観測体制の整備、充実を図り、大気汚染の防止に努めます。

行動指針1-⑥ 大気環境を監視すると共に防止策を図ります

【取組】

<市民>

- ◇家庭でのごみの焼却はしないで、適正に処理します。
- ◇家庭での樹木の剪定屑は野焼きを止め、チップ化しバーカ堆肥としてリサイクルに努めます。^{*}

<事業者>

- ◇「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（P R T R法）」に基づき、物質ごとの使用量と排出量を把握し、適正管理に努めます。
- ◇農作物残さいの焼却を止めて堆肥化に努めます。

<市>

- ◇大気環境の測定結果の情報提供に努めます。
- ◇廃棄物の適正な焼却方法の啓発に努めます。
- ◇樹木の剪定屑のチップ化の促進に努めます。
- ◇建築物を解体する事業者に対し石綿使用状況の確認を行い、石綿除去工事の時には大気中への石綿飛散防止対策を関係機関と協力して指導します。
- ◇悪臭を発生する事業者などに対し規制基準の遵守を確認するための検査及び規制指導を実施します。

エ 放射性物質対策の充実

福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質の測定と定期的な公表を実施します。万一近隣の原子力発電所で事故が発生した場合の対応について、正しい情報に基づき、リスクを適正に評価し、合理的な選択と行動を行うことができるよう、リスクコミュニケーション^{*}を図ります。

行動指針1-⑦ 放射性物質の測定・監視をし、結果を市民に公表します

【取組】

<市民>

- ◇情報収集を行うとともに、原子力発電所や放射性物質などに関する正しい理解に努めます。

<事業者>

- ◇情報収集を行うとともに、原子力発電所や放射性物質などに関する正しい理解に努めます。

<市>

- ◇空間放射線量率の定点測定の結果を定期的に市民へ公表します。
- ◇市民の生活に密接に関わる水道水や学校給食などにおいても、定期的に放射性物質の測定を行い、安全性を確認するとともにその取り組みと結果をホームページなどで広く市民に公表します。
- ◇近隣の原子力発電所での事故発生を想定し、危機管理マニュアルの整備をします。

2. 水のきれいなまちそだて

人間の体には水分が約70%含まれています。水は生きものが生きていくためになくてはならないものです。水環境は、生活用水、農業などの食糧生産など日常生活に直接かかわるものから、様々な製品の製造にかかわるものまで私たちに大きな影響を与えています。私たちは毎日の生活の中で気付かないうちに水を汚すことがないよう、日ごろから環境についての意識をそだて、簡単なことから順に行っていくことが大切です。

(1) 現状と課題

一宮市内には、県、市などが管理する60近くの河川が流れ、河川管理施設の点検や不法行為の指導など、河川の機能が十分に発揮されるようパトロール、水質測定などをしています。市内河川の各測定地点における平成24年度の水質測定結果では、環境基準のE類型^{*}に指定されている日光川、五条川の測定地点は環境基準に適合していますが、環境基準の類型指定がない河川では、上流部や冬季など水量の少ない場所や時期において、生活排水に起因する汚れが目立ち、生物化学的酸素要求量（BOD）^{*}の数値が高い地点があります。

また、市内を流れる河川への不法投棄による汚染、自動車や事業所からの漏油事故に対して速やかに対応する必要があります。

平成24年8月に実施した「環境保全に関する現況・意識調査（以下、「市民意識調査」という。）」では、家庭の生活排水対策として行っている取り組みについての設問に対し、「水切りネットなどの使用（72.9%）」「調理油を流さない（64.8%）」と多く、次いで「洗剤や漂白剤などを使い過ぎない（41.4%）」との回答となっており、生活排水に対する意識は高くなっていますが、今後も生活排水対策の一層の促進を図る必要があります。

産業排水の汚濁負荷量^{*}の低減、生物化学的酸素要求量の環境基準の達成などとともに、事業所や自動車などからの漏油事故の防止対策、不法投棄防止対策、生活排水汚染対策など、水環境への負荷のより一層の低減と改善を目指し、安全できれいな水の流れるまちそだてを市民、事業者、市民団体・NPO、市が一体となって進めることが今後の課題です。

(2) 環境目標

安全できれいな水が流れるまちと心を「そだて」ます。

- 生活排水による汚濁負荷量を低減し、生物化学的酸素要求量に係る環境基準（表2－4）の達成を目指します。
- 環境基準が達成されている項目については、現在の環境を維持します。
- 市内の河川が外観も水質も良好であり、市民の憩いの場となるよう維持管理します。

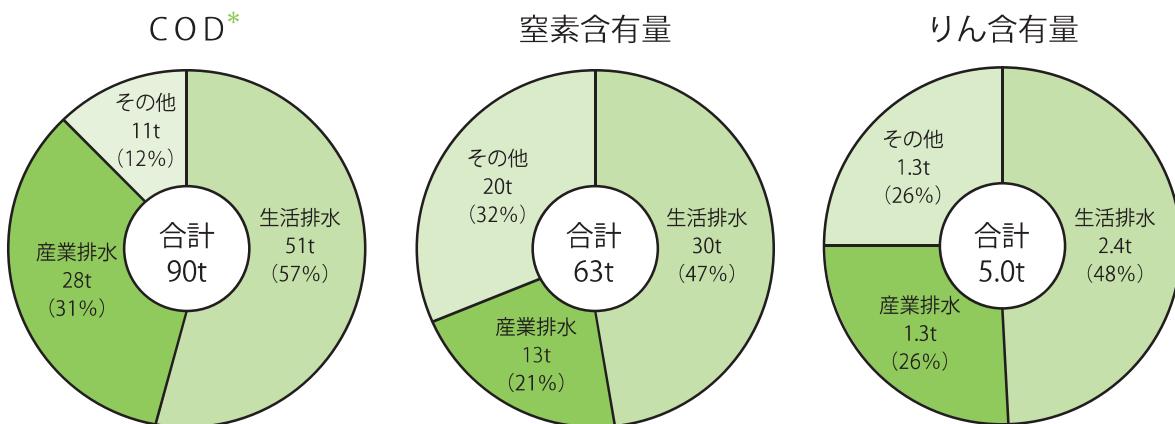
■表2-4 生活環境の保全に関する環境基準（E類型）

項目	基準値
水素イオン濃度（pH）*	6.0以上8.5以下
生物化学的酸素要求量（BOD）	10mg/L以下
浮遊物質量（SS）*	ごみ等の浮遊が認められないこと
溶存酸素（DO）*	2mg/L以上

（3）具体的な取組

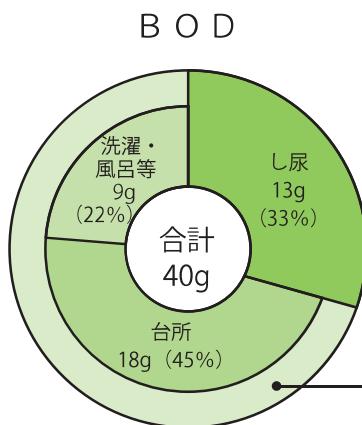
ア 生活排水対策

市内全域の生活排水が処理されるよう、下水道の整備を推進していくとともに、生活排水対策として下水道計画区域以外の地区における合併処理浄化槽の普及促進などを進めています。また、愛知県内から伊勢湾・三河湾に流入する汚濁負荷量の排出源の内訳（図2-1）を見ると、生活排水が水の汚染の原因として大きな割合を占めています。生活排水汚染による環境負荷の低減を進めるとともに、生活排水（図2-2）についての意識を啓発するための環境教育も重要です。



■図2-1 愛知県内から伊勢湾・三河湾に流入する汚濁負荷量の排出源の内訳（平成21年度実績）

出典：平成24年版環境白書（愛知県）



■図2-2 1人1日あたりの汚れの排出割合

出典：（財）日本環境整備教育センター「浄化槽の維持管理」

行動指針 1－⑧ 公共下水道を整備します**【取 組】**

<市 民>

◇下水道供用地域では下水道へ接続します。

< 市 >

◇下水道の整備促進により汚濁負荷量を低減します。

行動指針 1－⑨ 生活排水対策の意識を啓発します**【取 組】**

<市 民>

◇水環境の汚染の大きな原因であることを認識し、生活排水対策を積極的に取り組みます。

◇生活排水についての勉強会に参加します。

< 市 >

◇生活排水対策の啓発に努めます。

◇^{*}生活排水クリーン推進員などによる勉強会を開催します。

行動指針 1－⑩ 合併処理浄化槽の普及を促進します**【取 組】**

<市 民>

◇下水道計画区域以外の地域では合併処理浄化槽を設置します。

◇既存の単独処理浄化槽について、合併処理浄化槽への更新を検討します。

◇浄化槽の維持管理を適切に行います。

< 市 >

◇合併処理浄化槽の普及促進により汚濁負荷量を低減します。

行動指針 1－⑪ 身近な農業用水の水質を保全します**【取 組】**

< 市 >

◇農業用水と生活排水を分離し、農業用水の水質の保全に努めます。

イ 事業所からの排水対策

水質汚濁防止法による規制対象の事業所を監視し、指導を行うとともに、必要に応じて、規制対象外の事業所に対しても監視及び指導を行います。

行動指針1－⑫ 適正排水を推進します

【取組】

<事業者>

- ◇産業排水に起因する汚濁負荷量の低減を図ります。
- ◇浄化槽やグリーストラップ（油水分離槽）^{*}の維持管理を適切に行います。

<市>

- ◇事業所からの排水に対する水質汚濁防止の規制、指導を徹底します。
- ◇飲食店などに対しグリーストラップの設置の普及啓発をします。

行動指針1－⑬ 農業排水について対策します

【取組】

<市民>

- ◇農薬や除草剤をできる限り使用しないように努めます。

<事業者>

- ◇農薬や除草剤をできる限り使用しないように努めます。
- ◇化学肥料をできる限り使用しないよう努めます。

ウ 水質監視体制の充実

有害化学物質などによる河川や地下水の汚染に対し、汚染などの状況を迅速、的確に判断できるよう調査、監視体制の充実を図り、汚染発見時には迅速に対応します。市民、事業者、市民団体・NPO、市が協働し、外観も水質も良好な水環境の整備に努めます。

行動指針1－⑭ 公共用水域に係る水質調査、監視体制を充実します

【取組】

<事業者>

- ◇放流排水の水質測定を実施し、水質を管理します。
- ◇有害物質の使用状況や製造の実態を把握し、適正管理に努めます。

<市>

- ◇主要河川の水質測定を実施し、水質の把握に努めます。
- ◇事業者の有害物質の管理体制を監視し、排水異常に対して迅速に対応します。
- ◇へい死魚などの発生があった場合、速やかに水質測定などを実施し、原因究明を行います。

行動指針1－⑯ 地下水質に係る水質調査、監視体制及び異常時の対応を充実します**【取組】**

<事業者>

- ◇有害物質の使用状況や製造の実態を把握し、適正管理に努めます。

<市>

- ◇地下水汚染防止の指導を行います。
- ◇異常があった場合迅速に対応します。

行動指針1－⑯ 公共用水域にかかる漏油汚染管理を充実します**【取組】**

<市民>

- ◇自動車からの漏油に備え、油吸着マットなどを自動車に備え付けるようにします。

<事業者>

- ◇自動車からの漏油に備え、油吸着マットなどを自動車に備え付けるようにします。
- ◇貯油施設からの漏油に備え、施設の適正管理に努めます。
- ◇漏油などの事故に迅速に対応します。

<市>

- ◇自動車からの漏油に備え、油吸着マットなどを自動車に備え付けるように啓発します。
- ◇貯油施設からの漏油に備え、施設の適正管理をするように指導します。
- ◇漏油などの事故に迅速に対応します。

行動指針1－⑰ 河川のクリーン運動の仕組をつくります**【取組】**

<市民>

- ◇河川のクリーン運動に参加します。

<事業者>

- ◇河川のクリーン運動に参加します。

<市>

- ◇市内の河川については、関係機関と連携し、不法投棄対策の充実を図ります。
- ◇市民の河川クリーン運動が盛り上がるよう支援します。

3. 土のきれいなまちそだて

土の中にもすみミミズをはじめとするたくさんの生きものは、土の浄化作用を担い、土の変化を感じ取って、より豊かで美しい場所を求めて移動しながら生活しています。土壤汚染は、大気汚染や水質汚濁などと異なり、発生源を絶っても汚染がすぐには解消できず、一旦汚染されると除去しない限りその影響が長期にわたり持続する蓄積性の汚染と言われています。これらの汚染は土に残留するだけでなく、水と共に移動したり、土の中にしみ込んで地下水を汚染していき、その結果、土の中にもすみ生きものだけでなく私たちの健康にも悪影響を及ぼすおそれがあります。人や生物への健康被害を阻止し、汚染されていない豊かな土壤に触れられる、そこで生産された安全な農作物を一宮ブランドとして販売し、消費をより一層拡大できるような、土のきれいな「まちそだて」のために何ができるか考えることが大切です。

(1) 現状と課題

大気汚染や事業所跡地での土壤・地下水汚染が社会問題として取り上げられ、また、不法投棄など廃棄物の不適切な処理、農業従事者や個人による農作業や園芸活動に伴う農薬や除草剤、化学肥料の過剰な使用が土壤汚染の原因になります。事業所からの有害物質による土壤や地下水の汚染の防止については「土壤汚染対策法」、「県民の生活環境の保全等に関する条例」などの規制がありますが、施行後に生じた課題に対応するため、一部改正で規制が強化されています。地域住民への健康被害につながる土壤汚染を防止するために、啓発や指導を行う必要があります。

また、農薬や化学肥料の使用などについても市民、事業者、市民団体・NPO、市が協働して、土壤・地下水汚染の未然防止にどのように取り組みを進めるか考え、実践していくことも今後の課題です。

(2) 環境目標

豊かな土壤のもとで生きものが元気に育つまちを「そだて」ます。

(3) 具体的取組

ア 土壤汚染防止

土壤汚染の原因となる有害物質を使用している事業所や事業者へ、土壤汚染を引き起こさない方法を啓発、指導していくとともに、廃棄物の処理方法についても、国や研究機関などの情報を提供します。また、汚染発見時には迅速に対応します。市民、事業者は土壤への環境負荷を低減するよう努めます。

行動指針1－⑯ 土壤汚染対策を充実します**【取組】**

<事業者>

- ◇責任をもって土壤汚染対策を行います。
- ◇土壤汚染判明時の報告と拡散防止措置を行います。

<市>

- ◇土壤汚染対策法の啓発と指導を行います。
- ◇地下水水質調査を実施し、汚染状況を把握します。
- ◇地下水汚染発見時には迅速に対応します。

行動指針1－⑰ 廃棄物を適正に処理します**【取組】**

<市民>

- ◇ごみの減量に努めるとともに資源化を徹底します。

<事業者>

- ◇廃棄物の適正な処理を行うとともに、ゼロエミッション[＊]に取り組みます。

<市>

- ◇一般廃棄物の適正な埋立処理を行います。
- ◇一般廃棄物処理施設の適正な管理を行います。
- ◇廃棄物のゼロエミッションについて普及促進の啓発を行います。
- ◇不法投棄対策の啓発と指導を行います。



イ 作物もよろこぶ土づくり

農薬や除草剤からの健康被害や環境への影響が懸念されています。また、化学肥料の不適正な使用は土壤への負荷となります。より環境負荷の少ない方法へ転換できるよう研究を進め、その成果を情報提供します。

行動指針1-⑯ 農薬、除草剤をできる限り使わないようにします

【取組】

<市民>

- ◇農薬をできる限り使用しないように努めます。
- ◇除草剤をできる限り使用しないように努めます。

<事業者>

- ◇より環境負荷の少ない農薬や除草剤を使うように努めます。
- ◇農薬や除草剤を使わない農法の情報を提供します。

<市>

- ◇農薬、除草剤の規制について情報提供に努めます。
- ◇市が所有や管理をする建物、土地、樹木・草花などの植物については、農薬、殺虫剤などを使用しないよう努めます。
- ◇田や畑にすむ生きもの調査を行い、土壤が良好かどうか把握するための活動を支援します。



行動指針 1－㉑ 堆肥や腐葉土をつくります**【取 組】**

<市 民>

◇有機性廃棄物^{*}の堆肥や腐葉土をつくります。

<事業者>

◇有機性廃棄物の堆肥や腐葉土をつくります。

◇有機性廃棄物の効率的な堆肥、腐葉土化技術を研究します。

< 市 >

◇有機性廃棄物の堆肥化を支援します。

◇有機性廃棄物の堆肥化など有効利用技術の情報収集に努め、その成果を情報提供します。

行動指針 1－㉒ 減農薬・減化学肥料の野菜が流通する環境をつくります**【取 組】**

<市 民>

◇減農薬・減化学肥料野菜を率先して購入します。

<事業者>

◇減農薬・減化学肥料野菜の流通を確立するよう努めます。

< 市 >

◇減農薬・減化学肥料農業について情報提供に努めます。



4. 静かなやさしいまちそだて

暴走行為や工場の夜間操業などの騒音により安眠を妨害されることがあります。音には情報伝えコミュニケーションに役立つ機能的な面と、心に安らぎを与え、ときには不快感を与えるなどの感覚的な面があります。「好ましくない音」とか「無い方がよい音」など、心理的な評価を含んだ言葉で表現され、聞く人の心理状態、音の発生源との関係、社会的立場、生活歴などにより感じ方に個人差があります。

また、振動は睡眠障害や心理的な影響があるといわれ、物理的にも家屋の建付の狂いやひび割れなどの被害を与える例もあります。

一宮市民憲章のことばにあるように、やさしさと思いやりに満ちたまちの実現に向けて、騒音や振動も生活環境問題の一つとしてとらえ、一人ひとりがお互いのことを考えて生活することが大切です。

(1) 現状と課題

騒音には、工場や事業所の機械音、建設作業音、鉄道・飛行機・自動車などの騒音、さらに暴走族の爆音や市民の日常生活が発生源となる近隣騒音、深夜のカラオケや飲食店などの営業騒音などがあります。自動車騒音の常時監視において、平成24年度の自動車騒音面的評価では、環境基準達成率は97.9%でした。新幹線沿線の騒音について、環境基準を上回る地域がありました。

振動については、騒音と同じように道路沿線住民の生活環境に及ぼす影響が問題となっていますが、平成24年度の市内8地点の道路交通振動調査では、いずれも「振動規制法」の要請限度内でした。事業活動や建設工事などについては、騒音を規制する「騒音規制法」、「県民の生活環境の保全等に関する条例」などの規制がありますが、近隣騒音については特に規制がないのが現状です。日常生活に伴う音や振動が近隣の住民の生活環境を損なわないよう配慮が求められます。

規制対象となる騒音・振動の測定、監視、対応の継続とともに、規制対象外の近隣騒音や振動が少なく平穏な暮らしができる「まちそだて」が今後の課題です。

(2) 環境目標

自然の静けさや安らぎのあるやさしいまちを「そだて」ます。

- 幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準（表2－5）の達成を目指します。
- 環境基準が達成されている項目については、現在の環境を維持します。

■表2－5 一般騒音に係る環境基準（抜粋）

地域の区分及び類型	基 準 値	
	昼間 (午前6時から午後10時まで)	夜間 (午後10時から翌日の午前6時まで)
幹線交通を担う道路に近接する空間	70dB以下	65dB以下
屋内へ透過する騒音に係る基準	45dB以下	40dB以下

※屋内へ透過する騒音に係る基準：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、この基準によることができる。

※dB（デシベル）：音の大きさを表す音圧レベルを示す指標

（3）具体的な取組

ア 道路からの騒音、振動対策

交通手段としての自動車からの騒音や振動についての対策を進める必要があります。

行動指針1－⑬ 静かな運転に努めます

【取組】

<市民>

- ◇急発進、急加速や空ぶかしを控えます。
- ◇日ごろから車両の点検、整備を行います。

<事業者>

- ◇急発進、急加速や空ぶかしを控えます。
- ◇定期的に車両の点検、整備を行います。

<市>

- ◇急発進、急加速や空ぶかしを控えます。
- ◇定期的に車両の点検、整備を行います。
- ◇静かな運転をするよう市民・事業者に啓発します。

行動指針1－⑭ 道路環境を整備します

【取組】

<市>

- ◇道路沿道の環境調査を実施し、地域的な道路環境を把握します。
- ◇道路（路面）の適正管理を行います。
- ◇騒音が著しい箇所については低騒音舗装や遮音壁の設置などを実施します。
- ◇舗装の劣化への対応を速やかに行います。

行動指針1－②₅ 公共交通機関などの利用を心がけます

【取組】

<市民>

◇近距離の移動や買物などはできる限り徒歩や自転車・公共交通機関の利用を心がけます。

<事業者>

◇近距離の移動はできる限り徒歩や自転車・公共交通機関の利用を心がけます。

◇物資輸送の合理化などにより自動車走行量の削減を図ります。

<市>

◇近距離の移動はできる限り徒歩や自転車・公共交通機関を利用するよう啓発に努めます。

◇公共交通機関や自転車を積極的に利用し、また不要不急の自動車利用は控えるよう努めます。

イ 事業所などの騒音、振動対策

事業所や工事現場の騒音や振動について市に寄せられる相談は、年々減少傾向にありますが、依然、大きな割合を占めています。固定発生源であるこれらの対策を行う必要があります。

行動指針1－⑥ 法や条例に基づいて対策します

【取組】

<事業者>

◇施設の騒音、振動対策を積極的に行います。

◇営業時（特に夜間）に騒音が出ないように注意します。

<市>

◇事業所に対して騒音、振動防止の指導を行います。

◇営業時（特に夜間）の騒音に対して、生活環境基準を守るように指導を行います。

行動指針1－⑦ その他の課題について取り組みます

【取組】

<事業者>

◇低周波音^{*}が発生しないよう努めます。

<市>

◇低周波音についての知見の集積に取り組みます。

ウ 日常生活での騒音対策

私たちの日常生活にはエアコンの室外機、テレビやピアノの音などいろいろな生活音が出てきます。

自分にとって好ましい音でも他人には騒音になることも考え、時間帯や音の大きさ、防音材の使用などの配慮が必要です。騒音に悩んでいることを相手に直接分かってもらわないといふ対策がとれることも理解し、日ごろから気軽に話し合える近所付き合いが大切です。

行動指針1－㉙ 近隣騒音を防止します

【取組】

<市 民>

- ◇テレビやピアノの音が外へ漏れないよう気をつけます。
- ◇エアコンの室外機などを設置する場合は、なるべく隣家から離れた場所に設置します。
- ◇家電製品などを買う場合は音が小さいものを選びます。
- ◇自動車やオートバイのアイドリングや空ぶかしは止めます。
- ◇ドアや窓の開け閉めは大きな音を出さないよう気をつけます。
- ◇エアコンの室外機や冷蔵庫などから音が出ないように配慮します。

< 市 >

- ◇近隣騒音の防止のための啓発を行います。



第2節 「自然共生社会」の実現を目指して

人間と地球に生きるすべての生きものが共に暮らすことができ、自然からの恵みを受け続けることができる社会を「自然共生社会^{*}」といいます。空気、大地、川、海、そしてそこに生きる動植物など、すべての自然環境は地球という星の中でつながっていて、どこかの環境に問題が起れば、必ず他の環境に影響が及びます。自然共生社会は、地球に暮らす一人ひとりが、身近な自然環境を大切にしないと実現できません。誰もが自然を大切にすることがでなければ、地球は豊かな恵みを与え続けてくれるのでです。



図2-3 3つのレベルの多様性

生物多様性^{*}とは、生きものたちの豊かな個性とつながりのことをいいます。地球上の生きものは40億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生きものが生まれました。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接に、間接的に支えあって生きています。生物多様性には「生態系の多様性」、「種の多様性」、「遺伝子の多様性」という3つのレベルがあります。

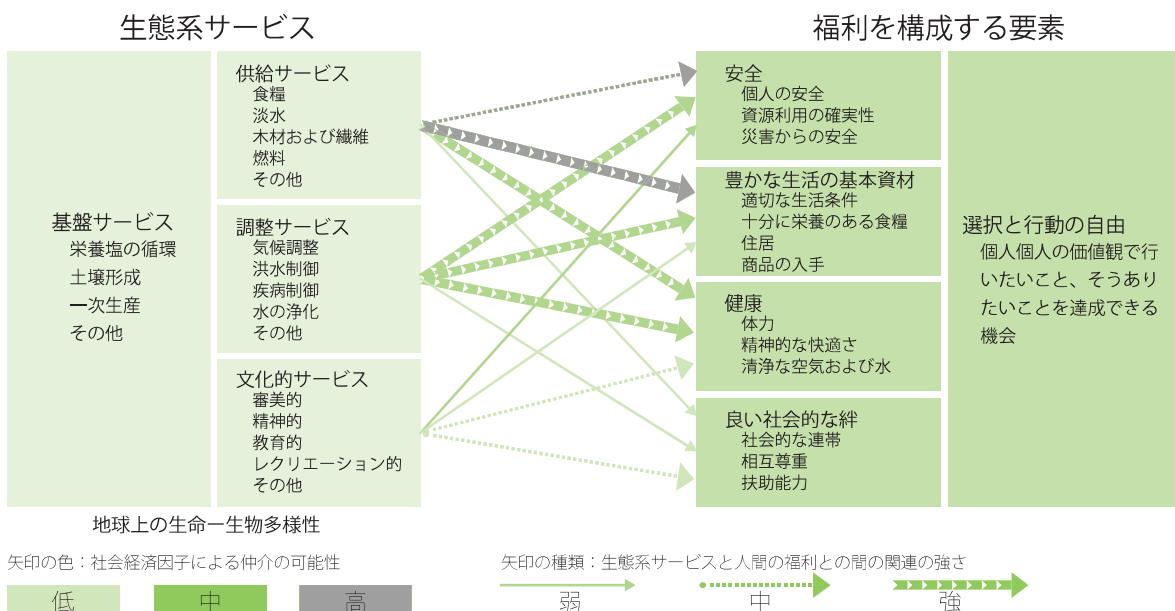


図2-4 生態系サービスと人間の福利の関係

出典：ミレニアム生態系評価報告書

生物多様性はそれ自体も価値を有していますが、多様な生きものに支えられた生態系は、私たち人類に多大な利益をもたらしています。

(1) 一宮市の自然

一宮市は濃尾平野のほぼ中央部に位置し、地形は全体的に平坦で、気候は比較的温暖です。合併によりその範囲が拡大し、地域別に特徴があります。（図2－5）

市の北東部から南西部には県境に沿って一級河川^{*}である木曽川が流れ、市内には多くの河川や用水路がありますが、まとまった樹林地は少なく、河川に沿って散在的に見られるのと、社寺境内地や自然を取り込んで造られた公園に樹林地が残されている程度で、住民一人当たりの都市公園等の面積は5.58m²で県平均の7.43m²を下回り、都市公園法の整備目標の10m²には遙かに及びません。

急速な都市化により、農地や水辺などの緑地が失われつつあります。また、高速道路をはじめとした幹線道路網の整備やモータリゼーションが進展する一方、大気汚染の問題も懸念されます。

まとまった樹林地が少ない当市では、どうしても緑が不足しています。小動物についてもその生活の場を失っているように見受けられます。

冬暖かく、夏冷たい、おいしい水道水も一宮市の特徴の一つと言え、夏季でも、豊かな水は、私たちの恵まれた住みやすいまちの誇りと言えます。しかし、河川には不法投棄によるごみが散見され、水質についても環境基準^{*}が設定されている河川については基準こそ満たしていますが、生活排水などの流入の影響もあり、きれいであるとは言えない状況です。

(2) 自然共生に関する重点目標

一宮市の特徴を生かしたゾーン別（図2－5）に、緑あふれる公園やビオトープを創出し、生きものたちの生息の場を増やします。自然から学べる機会を増やし、歩けばやすらぎが得られるようなまちづくりを目指します。

まちの景観が自然に親しんだものとなるよう努めます。また、残された数少ない樹林地や郷土文化などの保存に努め、このまちで暮らせば憩いを感じ、「ごきげん^{*}」に過ごせることができるような、一宮らしい特徴あるまちづくりを目指します。

また、「一宮市緑の基本計画」では市域の特性、特色を踏まえて、公園緑地の進め方、身近な緑の保全とその活用の在り方について、次の7つのゾーン別基本方向性により施策を進めます。

① 中心市街地ゾーン（本庁周辺）

真清田神社、大江川緑道などを核・軸としたネットワークと商業地の一体化を図る。

② 木曽川河川緑地軸（市北部及び西部）

水面、河畔林などの自然環境の保全・活用を進める。そして公園、遊歩道、自転車道などの整備により、広域的「ネットワーク」軸を創る。

③ 市街化調整区域のD1D（北方町・葉栗・浅井町・西成・千秋町・大和町・萩原町）

潜在ストック（社寺林・ちびっ子広場・児童遊園・学校・耕作放棄地など）を活用した公園・オープンスペースを確保する。

④ 田園ゾーン（北方町・葉栗・浅井町・西成・千秋町・大和町・萩原町・尾西南部）

河川・用水などの水路に沿って遍在する社寺林をつなげ、「安全で快適な自転車・歩行者ネットワーク」を形成する。また、農用地を保全するとともに、特色ある拠点公園・社寺林や農用地を結び、巡ることができるネットワークを形成する。

- ⑤ 伝統的住工共存ゾーン（今伊勢町・奥町・尾西西部・尾西東部・木曽川町）
地域の伝統的な原風景の保全・活用と鉄道、起街道などの公共交通軸の緑化を図る。
河川沿いの緑化推進及び公園などを結ぶ散策路の緑化推進を図る。
- ⑥ 住・工混在ゾーン（丹陽町）
産業系利用土地の緑化とオープンスペースの確保、また産業系土地利用と居住系土地利用の緩衝機能を果たす緑地、緑化スペースを確保する。河川沿いの緑化推進を図る。
- ⑦ 居住環境保全ゾーン（市中心地南部）
住宅地と既存ストック（グルメ通り・多加木緑道など）を活用した緑化の軸を形成する。

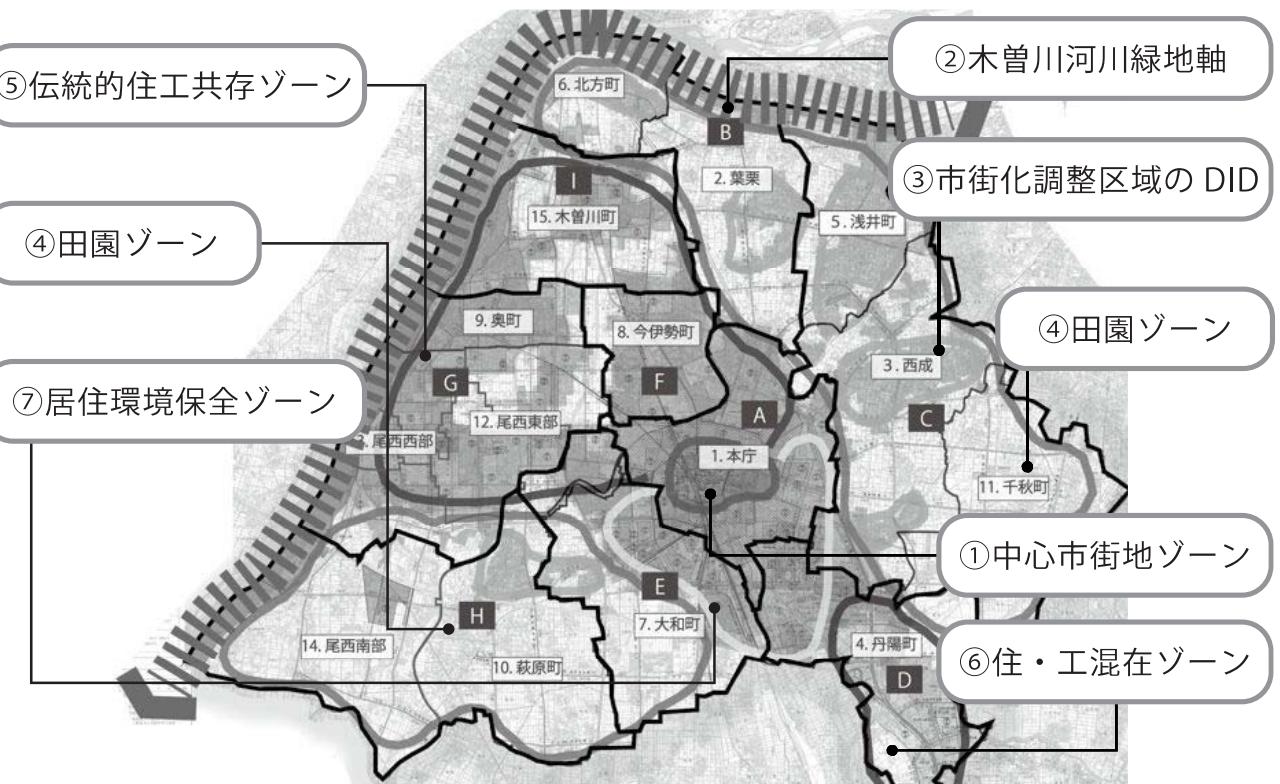


図2-5 ゾーン別の公園緑地整備・緑化の基本的方向性

出典：一宮市緑の基本計画

(3) 自然共生に関する重点施策

- ① 自然共生については、自然を「まもる（残す・保全）」「つくる（創出・整備・改善）」「つなぐ（ネットワーク化・活用・管理・学ぶ）」の視点で施策を考えます。
- ② 市民が自然とふれあえる場所や機会の確保
公園や緑地の増加を図り、住民一人当たりの都市公園等の面積を6.5 m²まで増やすことを目指します。
- ③ 生きものの生息環境の確保と生態系ネットワーク^{*}の創出
多自然の河川や、ビオトープなどを創出し、生きものの生息できる環境を生態系ネットワークとしてつくります。
- ④ 緑の再生と緑化推進
公園・道路などの公共用地、各事業所、各家庭などの民有地など、あらゆる場所、あらゆる主体で「一宮市緑の基本計画」に従い、緑化推進に努めます。
- ⑤ 郷土文化や歴史的遺産の保存
市内の歴史・文化の保存に努めます。

1. 自然と歴史をまもる

1-1 緑の保全、再生

(1) 現状と課題

一宮市の緑の現状は、その地形的な特徴から、木曽川河川敷の河畔林、さらには点在する古くからの社寺境内の社寺林、散在する屋敷林^{*}と田畠などが中心となります。山林に乏しいため、他の地域にあるような人々の生活と密接な関係を持つような里山^{*}はありません。平野部は人が生活しやすい反面、開発されやすく、深い緑に恵まれず、全体として緑が少ないという印象がぬぐえません。

市内の自然と共生するために、「一宮市緑の基本計画」のもと、市民一人ひとりが一本の草木や小動物などにも親しみを持って、生態系に配慮しながら、緑の保全、再生を進め必要があります。

(2) 環境目標

身近に樹木が多くあることは市民のやすらぎと心身のリフレッシュに有効であるほか、多様な生きものの生息環境を確保することにもつながるため、緑地の保全と緑化を進めます。

(3) 具体的取組

「もっと緑を、身近に緑を！」をモットーに、恒久的な緑化を目的とし、緑化推進団体などのネットワーク化が必要と考えます。

これにより緑化諸施策が、有機的に機能し、総合的な緑の保全と緑化の実現が可能であると考えられます。

◎市民意識調査において「一宮市内で自然を感じるものは何ですか」の設問に対し、「木曽川や河川敷の緑地(40.2%)」が一番多く回答がありました。

また、「一宮の自然環境を良くするためには何が有効ですか」の設問に対し、「まちの緑化を進める(38.1%)」「河川を浄化する(21.1%)」に次いで、「田や畠などの農地を保全する(20.5%)」の回答があり緑化に対する回答が多くありました。



行動指針 2-①

木曽川流域の緑や環境の保全と活用を促進し、市全体で緑化スポットを増やします

【取 組】

<市 民>

- ◇休耕地や高速道路・国道の法面などを利用して、市の木であるハナミズキや桃の木などの植栽をします。
- ◇古くから残る社寺林を、地域の方々やボランティアが中心となって残します。
- ◇地域の緑や自然を守り、家庭では庭園・菜園・プランターなどで緑を育みます。

<事業者>

- ◇市街地では、建物の屋上や壁面の緑化を推進します。
- ◇事業所は積極的に屋上や敷地内の緑化を推進します。

< 市 >

- ◇木曽川流域の緑や環境の保全と活用化（散歩道やサイクリング道路の整備など）を図ります。
- ◇催事開催時に花苗や苗木を配布し、緑化の推進をします。
- ◇「花いっぱい運動^{*}」で公共・公益施設に花苗を配布し、緑化を推進します。
- ◇新入学児童を対象に記念樹を配布し、緑化を推進します。
- ◇「植樹祭」など市民参加の緑化活動を推進します。
- ◇民有地の緑化（建物の屋上緑化や壁面緑化を含む）に対し、補助金を交付し、緑化の推進をします。

行動指針 2-②

市民参加の森づくりで緑を増やします

【取 組】

< 市 >

- ◇工事などの発生土を活用した起伏のある地形を造成し、緑の中に昆虫や鳥がすめるような、生態系ネットワークを形成できる市民の森づくりを推進します。
- ◇暗渠化された用排水路の上部を活用して緑のネットワークを推進します。

1－2 恵まれた水環境の保全と復元

(1) 現状と課題

一宮市には木曽川をはじめ、五条川、青木川、縁葉川という4本の一級河川があります。また、日光川など5本の二級河川^{*}、そしておおよそ40本の準用河川^{*}、8本の幹線農業用水路が流れています。

急速に宅地化が進んだことにより、本来は農業用であった用水路は排水路としての役目も担うようになってきました。このため一部の用水路では水質を保全するための用排水分離事業が行われています。

河川や用水の護岸は多くがコンクリート造になり、自然環境に配慮した整備がされていないため以前はたくさん見られたタニシ、ドジョウ、ミズオオバコなどといった水辺の動植物が大幅に減少しております。

雨水を溜めたり、しみ込ませる機能をもつ田や畠が減り、短い時間でかつ一度にたくさんの雨水が河川や水路などに流れ込み、氾濫しやすい状況になっています。

木曽川の清流と豊富な伏流水に恵まれた飲み水については、渴水の心配も比較的少なく、とてもおいしいと言われています。

自然との共生を考えると、豊かな自然、美しい景観、歴史や文化などの保護・復元・創出が必要であると言われています。そのなかでも、特に水辺はますます重要視される空間となっています。河川改修については、水害などの災害に対応した治水面を考えた整備は当然としても、用水路が用排分離され、冬期に水が枯れ、生きものの生息環境が喪失した現状を考えると、治水・利水・親水^{*}・環境といった機能をどのように保っていくかが大きな課題と言えます。

おいしい水を守ることは、私たち人間だけの問題ではありません。この地球にすむ生きものたちにも大切なことなのです。飲み水についても水量を確保し、現在の水質を守つていかなくてはなりません。

(2) 環境目標

- 水質の悪化、水量の減少、生きものの多様な生息環境の喪失などの諸問題に対応し、水と緑の空間として人々へ潤いを与える水環境にします。
- 河川本来の機能を取り戻し、人と生きもののふれあいとやすらぎの場 にします。

(3) 具体的取組

水辺の自然の大切さを理解し、自然との間に豊かな交流を保つことをベースに恵まれた水環境の保全と復元のために、市民、事業者、市民団体・NPO^{*}、市が一体で取り組みます。

行動指針2-③ 美しい水辺環境の創造のためのアプローチを進めていきます

【取組】

<市>

- ◇市民が水と親しむことのできる場所や機会の提供の拡充に努めます。
- ◇農村振興基本計画に基づき、水辺空間を活用した緑道や親水施設などの整備をします。
- ◇国・県が管理している河川については、「多自然川づくり」による河川改修整備の実現に向け、関係機関に強く要望していきます。

行動指針2-④ 水資源を有効利用します

【取組】

<市民>

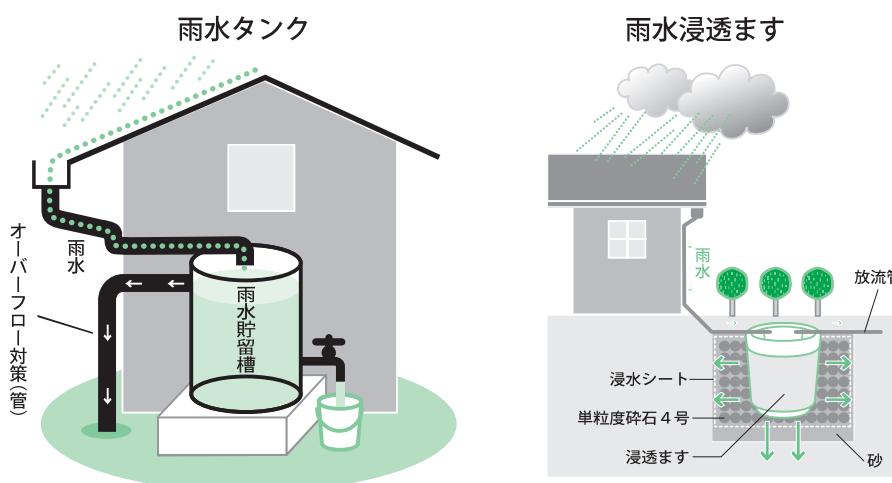
- ◇雨水貯留タンクなどの設置を行い、水資源の有効利用に努めます。

<事業者>

- ◇雨水貯留タンクなどの設置を行い、水資源の有効利用に努めます。

<市>

- ◇緑地などを増やすことや雨水浸透ます^{*}の普及、透水性舗装路線の拡大により、地下水のかん養機能の向上を目指します。
- ◇水道水源の水質監視に努め、地下水位の監視を継続していきます。
- ◇木曽川流域の環境保全に一層努めます。
- ◇親子木曽川源流探検隊など木曽川上下流交流事業を通じて、広く市民に水資源の重要性を伝えています。



1－3 地域に伝わる歴史・文化・遺跡・昔話の保存、伝承

(1) 現状と課題

一宮市は木曽川の流域に沿っており、古くはその灌漑用水による水田地帯として発展してきました。木曽川の水資源の活用は、歴史・文化の形成にも大きな役割を果たしています。

市内には佐野遺跡や、馬見塚遺跡など、昔の人々の生活した遺跡が、数多く残されています。そこからは尾張平野の自然堤防帯が開拓された様子や、最初の郷土の歴史・文化のめばえを知ることができます。

郷土文化についても、その時代の背景があります。

真清田神社の桃花祭は、その辺りが松降荘青桃丘と呼ばれたといわれ、ここにある桃の木にちなんで、桃と共に短冊を献じたことから桃花会とも短冊祭ともいわれたといいます。

一宮市にはこのように歴史的な遺産、郷土文化があります。土地の自然・文化を知り、守ることは、自然と共生する心を育みます。

原始、縄文時代、弥生時代から現代に至るすべての時代を経て、現在の一宮市があることを知ることが必要です。人の営みにより、生活環境の整備が、長期にわたって築かれてきましたが、近代の急速な発展は過去にあった豊かな環境を破壊し、自然は失われつつあります。私たちはこれ以上の環境破壊が進まぬよう、失われてしまった自然を取り戻すことに取り組み、歴史ある一宮市を守る必要があります。そのためには、過去の歴史を知る必要があります、郷土を愛し、大切にする気運を育てていく必要があります。

また、郷土文化を後世に残すために、地域にある伝承行事、昔話の調査・記録保存が必要です。そのためには市民の理解と協力が必要です。



◎市民意識調査において、「あなたが地域の伝統や歴史を守るために必要だと感じる取り組みは何ですか」の設問に対し、「遺跡や史跡などを遊歩道などで連結させ、市民に身近なものにする（35.1%）」「地域での文化的な行事や取り組みへの支援を充実させる（28.3%）」に多くの回答がありました。回答からは、社寺や史跡などを身近なものとするネットワーク化や遊歩道などの充実、行事への支援が望まれていることが見受けられます。

(2) 環境目標

- 日々の暮らしの励ましや、安らぎを得るため、歴史・文化を次世代へ引き継いでいきます。
- 郷土文化、歴史、文化遺産を保護し、その情報提供を図るよう努めます。

(3) 具体的取組

地域に伝わる郷土の歴史・文化遺跡の維持、保存を市民と市の協力で進め、後世に伝承します。

行動指針2-⑤ 歴史・文化遺跡のガイドと所在マップを活用します

【取組】

<市民>

◇集客力のある観光資源に力を入れます。市の木であるハナミズキや桃の木などの植栽を増やし、七夕まつりをはじめとした行事がもっと活気づくようにします。

<市>

◇集客力のある観光資源に力を入れます。市の木であるハナミズキや桃の木などの植栽を増やし、七夕まつりをはじめとした行事がもっと活気づくようにします。

◇既存の歴史・観光マップの活用を図ります。一宮市の名所と歴史・文化遺産や自然などを市内外にアピールします。

行動指針2-⑥ 郷土の歴史・文化遺産の保存、伝承に努めます

【取組】

<市民>

◇郷土の歴史・文化遺産の伝承や市内に残る歴史・文化遺産の収集、記録、保存などに努めます。そのために地域の子どもたちが地域のお年寄に昔話などを聞いたり、博物館で情報収集するよう努めます。

◇観光ガイドのボランティアを活用します。

<市>

◇尾西西部地区など歴史的景観を保全し、郷土の歴史・文化遺産の保存、伝承に努めます。



行動指針 2-⑦ 歴史文化の現況をデータベース化します**【取組】**

<市>

◇博物館・尾西歴史民俗資料館に収蔵している考古・民俗・歴史・美術工芸などの各分野の資料について、博物館収蔵品の管理システムを構築し、データベース化します。

◇地域の歴史について、データベース化を進めます。

行動指針 2-⑧ 歴史・文化遺産の保護活動を実施します**【取組】**

<市民>

◇歴史・文化遺産に対する認識を深め、文化財を大切にします。

<市>

◇「文化財保護法」、「愛知県文化財保護条例」、「一宮市文化財保護条例」により指定した文化財、いわゆる指定文化財の保護活動（保存修理・維持管理事業など）に助成を行います。

行動指針 2-⑨ 歴史・文化遺産の継承制度を実施します**【取組】**

<市民>

◇民族芸能に対する理解を深め、伝統行事を大切にします。

<市>

◇指定文化財以外の民俗芸能の保護・保存・後継者育成については、「民俗芸能伝承保存補助金」を交付し、その活動に対する助成を行います。



2. 自然をつくる

2-1 愛される都市公園等の創出、緑化促進

(1) 現状と課題

一宮市は木曽川の形成した沖積平野に立地しており、平坦で、里山のような緑には乏しい状況にあります。鎮守の森など古くからの社寺境内の樹木が市域に点在しますが、市民の身近な憩いややすらぎの場を充分に提供できているとは言えません。

公園の現状も、「市民意識調査」の自由意見の中で「公園整備に関する意見」では「公園が少ない」、「自然豊かな公園が少ない」など公園の拡充を望む意見が寄せられており、市民の感覚としては、公園は決して多いとは言えません。まず、絶対的に不足している公園・緑地スペースを拡大し、市民の災害時の安全確保、日常の健康生活、相互交流、憩い、やすらぎの場としての公園の創出によって、新しい地域コミュニティ^{*}を育てる必要があります。

さらに、より身近な公園が市民にとってふれあいとやすらぎが得られ、集いの場となるようにするために、その数や面積だけでなく、その内容にも身近な緑とスポーツを合わせて楽しめるようにするなど工夫が必要となります。

① 緑化の効果

緑化の促進は、温室効果ガス^{*}の吸収や生物多様性の確保に加え、都市防災などの機能も考えられます。とくにオフィスでの屋上緑化については断熱効果により、空調機器使用を抑えることで省エネ効果が期待でき、有益な地球温暖化対策になります。

② 緑のマスターplan

「一宮市緑の基本計画」の策定前から、一宮市は緑化推進の具体的数値を把握する手段として、都市公園等の整備を掲げていました。「第1次一宮市環境基本計画」では、住民一人当たりの都市公園等の面積を5.6m²にすることを目標にして、達成しましたが、さらに公園の整備・拡充が必要になります。

③ 地域別の公園緑地面積の格差

第1次一宮市環境基本計画での住民一人当たりの都市公園等の面積の拡大目標は達成されましたが、市内地域別の面積には大きな格差があります。一宮市本庁（宮西、貴船、神山、大志、向山、富士の各連区）付近、南部（丹陽町、大和町）は公園緑地の整備水準は高いですが、それを除く周辺部は整備水準が低い状況です。今伊勢町を除いて社寺が多く、その中にある社寺林は緑の大きな潜在ストックですが、現状では有効に活用されていません。特に東部地域（西成・浅井町・千秋町）と、萩原町には非常に大きな潜在ストックがあります。

④ ゾーン別の公園緑地整備・緑化の基本的方向性

「一宮市緑の基本計画」では市域の特性、特色を踏まえて、公園緑地整備の進め方、身近な緑の保全とその活用の在り方について、ゾーンに分けて方向性を決めています。

◎公園面積データ

公園面積の現状(住民一人当たりの都市公園等の面積)は5.56m²(平成23年度末)から5.58m²(平成24年度末)に増えたものの、県平均の7.43m²(平成23年度末)と、都市公園法による標準10m²を下回っています。

(2) 環境目標

- 緑の豊かな公園がより身近になるように、住民一人当たりの都市公園等の面積を現状の5.58m²から6.5m²まで増やすことを目指します。
- 緑に囲まれたベンチで花を眺めながら、鳥のさえずりを聞くことのできるような、公園の実現を目指します。
- 子どもから高齢者が、スポーツや憩いを同時に楽しめ、健康促進に役立てる公園づくりを目指します。

(3) 具体的取組

市域にある都市公園等(街区公園、近隣公園、地区公園、運動公園、総合公園、特殊公園、緑地、緑道など)について、公園としての機能分担と連携が必要です。これからは複数な機能を満たす複合型公園づくりも目指していきます。

公園整備で環境に関するテーマを持たせたり、ワークショップ方式などを取り入れることで、地域からの意見を尊重します。その後の管理や運営まで地域に任せ、その地域のニーズにあった公園づくりを進めることで、より市民に愛される都市公園等を創出します。^{*}

行動指針2-⑩ 自然と共生できる公園を創出し活用化します

「自然とふれあい」を主題に、自然の恵みと素晴しさを認識することができる仕掛けの拡大を進め、公園にきた人が「自然との共生」、「生物多様性」を実感し、一宮を象徴するような公園にします。

【取組】

<市民>

- ◇多様な生きものがすめる環境となる施設の提案をします。
- ◇自然と共生できるよう管理し、また活用します。

<市>

- ◇昆虫や、小魚などの多様な生きものがすめる池、小山なども配することを検討します。
- ◇市民(来園者)参加型で、小学生などの学習の場となるよう配慮します。

行動指針 2-⑪ 市民参加型の公園づくりをします

市民が中心となって計画し、育て、運営・管理する公園づくりを目指します。

古くからの土地の事情に詳しい住民、自然環境や野生動植物について詳しい情報を持つ市民団体や市民の参加を計画段階から募り、自然を保全・復元・育てるタイプの公園となるよう配慮し、その情報を収集し、活用できる活動を展開します。

【取組】

<市民>

- ◇既存公園についても同様に、環境に関するテーマを持たせることを併せて考えていきます。
- ◇地域に必要となる公園づくりに参加します。

<市>

- ◇小学生や高齢者をはじめとして、参加希望者を募り、市民参加型で、その地域に必要とされる市民公園づくりを目指します。

行動指針 2-⑫ 健康増進とやすらぎ、集いに寄与する公園づくりを進めます

自然を通じてやすらぎを得られるだけでなく、公園に多くの人が集い、気軽にスポーツを楽しみながら健康増進に役立てられる健康都市一宮を象徴する公園づくりを目指します。

【取組】

<市民>

- ◇ジョギング、サイクリング、ソフトボールなどのスポーツを、自然豊かな環境で楽しめ、人生を楽しみながら健康増進に役立てます。

<市>

- ◇ジョギング、サイクリング、ソフトボールなどのスポーツを、自然豊かな環境で楽しみながら健康増進に役立つ公園づくりを目指します。

行動指針 2-⑬ 緑があふれ自然に親しむ空間を整備します

【取組】

<市民>

- ◇公園の除草・清掃、花壇の手入れなどに参加します。
- ◇花壇コンクールを通して、ガーデニングに参加します。

<市>

- ◇花壇コンクールを継続して実施します。
- ◇アダプトプログラム^{*}などにより市民参加できる制度を継続します。

行動指針 2-⑭ 緑化ベルトをつくります**【取組】**

<市民>

◇道路わきの植込みなどの維持管理に協力します。

<事業者>

◇道路わきの植込みなどの維持管理に協力します。

<市>

◇道路の種類と状況（街路、生活道、主要幹線道路）により、樹木を使い分けて、道路わきに植え込み、並木などを配置し、また、沿道緑化を進めることで、緑あふれる街区の実現を目指します。

◇暗渠化された用排水路の上部を活用して“緑のネットワーク”を推進します。

行動指針 2-⑮ 市内に重点地区を定め、緑を増やします**【取組】**

<市>

◇市の木であるハナミズキや桃の木を植え、景観向上だけでなく新たな観光資源としても育てています。

◇市の玄関口である一宮駅の駅前広場などでは、市民ボランティア団体と市が協働し、花壇のデザインから花の植え込み、日常管理を行い、常時、緑あふれる環境を維持し、市民に緑の啓発を図ります。



2-2 多様な生きものがすめる環境の創出・復元

(1) 現状と課題

一宮市には、わずかな自然しか残っていませんが、木曽川の河川敷などには、在来の生きものがまだ細々と暮らしていて、その種類も決して少なくはありません。そんな生きものたちが窮地に追いやりられているのが現状です。また、市内を流れる川は汚れていて、生きものたちにとって、すみよい場所ではありません。鎮守の森や市内の公園などにも水辺はありますが、そこも生きものための整備を必要としています。

一方、プールのヤゴの救出活動^{*}や、学校ビオトープづくりの実践は、ネットワークの形成に役立つだけでなく、子ども達の自然に学ぶ良い機会となっています。

ふれあいとやすらぎを自然から学び、トンボやホタルなど昆虫も生息できる環境をつくることや、水辺空間と人との関わりを取り戻し、そういったことをきっかけに、自然の大切さを学ぶことが必要です。身近な自然環境の保全と創出は、魚や鳥、昆虫などの自然の生きもののためだけでなく、人間のためにも大切なことです。

そのためには、市民一人ひとりの自然環境保全意識を高め、自然環境に配慮した行動の定着を図る必要があります。ボランティアなどによる自然観察会の活動が行われています。これをさらに継続発展することが望まれます。

今後は、自然の中でのスポーツ・レクリエーションや保健、休養などの需要の増大に適切に対応するため、公園の整備を含め、自然とのふれあいに必要な施設の充実を図る必要があります。

(2) 環境目標

- 自然にふれることにより、情緒を育み、命の大切さ、自然の大切さを体感することが期待できます。親子で自然とふれあえる機会をつくります。
- 自然の大切さを教えることを学校の総合学習として取り上げます。環境学習の「気づき」の機会を提供し、友達と協力しながら、自然の大切さを学ぶことを通じ、生物多様性の重要性への気づきや人と自然との共生につなげていきます。



(3) 具体的取組

トンボやホタル、小さな生きものが生息できる環境の保護・創出・復元に市民、事業者、市民団体・N P O、市が協力して取り組みます。

行動指針 2-⑯

多様な生きものがすめる環境づくりを進めます

【取 組】

<市 民>

◇大野極楽寺公園とエコハウス138内のビオトープ園において、今まで以上に散策、憩い、遊び、学習、イベントで活用し、その環境を観察したり、管理に協力します。

< 市 >

◇多様な生きものが生息できる公園づくりを進めます。

◇学校ビオトープ（トンボ池など）のネットワークを形成します。児童、生徒、保護者、地域住民の協力を得て、学校ビオトープを造ります。様々な場所で、この地域の植生を生かした森づくりを推進します。



3. 自然をつなぐ、自然に学ぶ

3-1 自然のことをもっと知りたい、知らせたい

(1) 現状と課題

自然や環境に関する情報は不足しており、自然環境や一宮の観光についてのガイドブックなどの資料の作成や、情報提供が望まれます。

一宮市では自然環境について情報の的確な把握が充分にできていません。今後は、自然環境の体系的な調査・研究を推進し、その総合的な情報の提供にも努める必要があります。

(2) 環境目標

- 自然保護の意識が高まることを目指して、一宮市の自然環境について調査・研究を推進し、情報を提供します。

(3) 具体的取組

一宮市の自然の事をもっと知りたい、そして知らせたい。自然に関する啓発により、さらに自然との共生に近づきます。

行動指針2-⑯ 生きものや緑の自然を大切にすることを学びます

【取組】

<市民>

- ◇緑化に関する体験教室に参加します。
- ◇川にすむ魚たちや、川にやってくる鳥たち、近くにいる昆虫などを観察し学べる場の維持管理に協力します。
- ◇地域の自然をもっと知り、自然の中でまず川を取り上げ、自分たちの周りにある川についてもつと身近に関心を持ち接します。
- ◇学校のプール掃除のときにトンボの子どもであるヤゴを救い出す、プールのヤゴ救出作戦を実施します。

<市>

- ◇緑化に関する体験教室を開催します。
- ◇川にすむ魚たちや、川にやってくる鳥たち、近くにいる昆虫などを観察し学べる場をつくります。

行動指針2-⑯ 生きものの情報提供を行います**【取組】**

<市民>

◇市内の植物、昆虫、野鳥、魚、両生類などの生きものの説明の原稿作成や写真を撮り、市に提供します。

<市>

◇市内の植物、昆虫、野鳥、魚、両生類などの生きものの説明の看板などを設置し、情報提供します。

行動指針2-⑰ 一宮市の生きもののデータベース化を進めます**【取組】**

<市民>

◇自然保护施策を実行するため、保護すべき自然環境、一宮市の動物や植物の情報や写真を提供します。

<市>

◇市民から集められた自然環境、動物や植物の情報をデータベース化し、活用できるようにします。



3-2 市民、市民団体が中心となり自然環境活動に取り組む

(1) 現状と課題

一宮市には山や大規模な森がないため、そういった自然資産を有している市町村に比べ、自然とふれあう機会が少ないので現状です。こうした中でも、生物多様性や自然共生の大切さについて、様々な自然環境活動や学ぶ場を通じ、市民が意識を高めていく必要があります。

アダプトプログラムによる道路・公園清掃などの環境美化活動が行われており、市内全域に広がっていますが、点在しているのが実状です。こうした活動がさらに広がり、線で結び面でつながっていくことにより、美化活動を通じ、市民の自然の大切さへの意識の向上、自然環境の保全につながっていくと考えられます。

また、健康志向を反映してウォーキングによる健康づくりも各地で行われており、市内の名所・旧跡を周る12コースの「ふるさと再発見ウォークコース」が作成されていますので、ウォーキングイベントの機会などに、市民が散策しながら自然、歴史・文化遺産などへの親近感を深め、一宮市や自然の大切さを知る学習の場とします。

(2) 環境目標

- 市内全域において身近な散歩道があり、散歩やウォーキング、その途中の木陰やベンチで休憩しながら、すがすがしさを感じ、一宮市の自然、歴史・文化などを知り、楽しみ、ゆったり過ごすことのできるスローライフ^{*}を推奨する健康のまちにします。
- アダプトプログラムによる美化・清掃をさらに広げ、多くの市民の方が参加し、対象エリアが増えることにより、線的・面的につながり、環境保全活動の範囲が広がっていきます。こうした活動を通じて、環境保全に対する意識が高まり、参加する方々相互のコミュニティ形成の推進、子どもたちへの環境教育にも役立ちます。

(3) 具体的取組

行動指針2-⑯ 市民中心で生物多様性や自然共生の大切さを学ぶ場を活用します

【取組】

<市民>

- ◇一宮市の自然にふれ、生物多様性や自然共生の意味とその重要性を学びます。
- ◇市内の植物、昆虫、野鳥、魚、両生類などのすんでいる生きものを学び、子ども達にも教えます。

<市>

- ◇市民が生物多様性や自然共生の大切さを教えたり、学んだりする自然環境活動を支援します。

行動指針 2-②

市民参加型の花や緑・水辺の回廊づくりなどを通じて、自然の大切さを学びます

【取組】

<市民>

- ◇拠点となる施設には、植物（花など）で特徴を持たせ、花の咲く時期に合わせ里親などのボランティアによるイベントを開催するなど、より多くの人に利用されるようにします。
- ◇拠点となる施設の解説書（立て札など）、ガイドブックの作成をボランティアで行い、学習の一助とします。
- ◇道路・公園などの美化・清掃活動を行うアダプトプログラムに参加します。
- ◇日頃のウォーキングやウォーキングイベントなど参加の際には、健康づくりとともに、周りの自然環境に親しみ、自然の大切さを意識します。
- ◇植え込み用の土には、生ごみを処理してできた堆肥を活用します。
- ◇公共施設などで実施される植樹イベントに参加します。

<事業者>

- ◇事業所単位でもアダプトプログラムに参加します。

<市>

- ◇道路改修時には緑のネットワークづくりに資する整備に努めます。



3-3 自然のネットワークをつくる

(1) 現状と課題

一宮市のシンボルと言える木曽川は上流地域から海まで結ぶ広域軸であり、その木曽川に約18kmにわたって接する一宮市は木曽川を通じて他の地域と有形無形に結ばれています。しかし全体的に見渡すと一宮市における自然のネットワークは脆弱といわざるを得ません。多様な自然環境があり、その環境がつながることによって、生きものの移動が可能となる生息空間の創出を図ることが重要です。

(2) 環境目標

- 「生物多様性」、「広域的な交流」、「市民の生活」という3つの視点からネットワークの形成に努めます。
- 木曽川の自然環境の保全を図ることにより、木曽川を通じたネットワークを形成し、従来からの多様な生きものの生息環境を保全します。

(3) 具体的取組

行動指針2-②2 木曽川の水辺空間軸を活用し、ネットワークを拡大します

【取組】

< 市 >

- ◇木曽川の自然環境を保全することにより、従来から生息する多様な生きものの環境を保全します。
- ◇ネットワークを象徴するトンボやホタルがすめるような環境整備の計画を立案します。

行動指針2-②3 その他の中小河川・水路と農用地や平地林などによる水と緑のネットワークをつくります

【取組】

< 市 民 >

- ◇市内に多数流れる河川・水路の水質浄化、それに沿った自然環境により生きものの生息環境に努めます。
- ◇河川・水路とそれに沿って形成されてきた農業集落内に多数分散する平地林（主として社寺林）、農用地（田や畑）を残すことにより、水と緑のネットワークの保全に協力します。
- ◇各家庭でも点から線、面へのネットワークが拡大するように、庭やプランターなどの小さな緑をつくります。

< 市 >

- ◇市内に多数流れる河川・水路の水質浄化、それに沿った自然護岸の緑の軸により生きものの生息環境の改善をします。
- ◇河川・水路と田畠、身近な緑の社寺林を守り、活用し、質の向上を図るため、これらの資源を水と緑のネットワークとして、市民にとって魅力あるものとするために、緑化の推進や保全などを市民や事業者と協働で進めていきます。
- ◇点から線、面への緑のネットワークを拡大するように、計画を立案します。

第3節 「循環型社会」の実現を目指して

これまで私たちは大量生産、大量消費、大量廃棄という経済社会構造のもとで便利な生活を営んできました。その反面、天然資源の浪費や、ごみの増加に伴うごみ処理費用の増加や、最終処分場の不足といった問題も生じています。^{*}

こうした問題は、もはや大量に出されるごみを適正に処理するだけでは解決できない状況にあります。市民のライフスタイルを見直し、社会における物質循環を確保することで、ごみの発生抑制、資源の有効活用、環境への負荷が少ない循環型社会へと転換することが実現できます。

私たちは循環型社会実現の担い手として、「もったいない^{*}」精神を大切にし、ごみ処理や資源化の実状をよく知り、循環型ライフスタイルを実践することで、その答えを出さなければなりません。

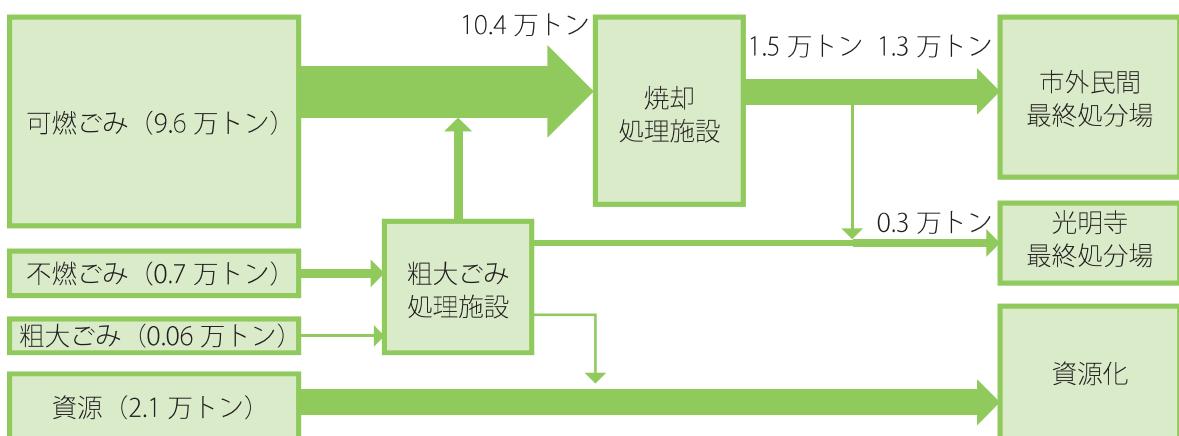
「市民参加型の循環型社会づくり」の実現を目指します。



1. 市民参加型の循環型社会づくり

(1) 現状と課題

一宮市の焼却ごみ(図2-6)は概ね年間10万トンあり、焼却により約15%(約1.5万トン)の焼却灰が発生します。これらの焼却灰や不燃ごみの一部は最終処分場に埋め立て処分されますが、この焼却灰のうち約8割は市外の最終処分場に搬出しています。仮に、平成25年度から市外の処分場への搬出がなければ一宮市光明寺最終処分場は3年で満杯になってしまい、一宮市のごみ処理は行き詰まってしまいます。また、この埋め立て処分には多額の費用(税金)がかかっています。平成24年度の年間の処理費用は約4億2千万円(内訳は、焼却残さ処理手数料2億5千万円余、残灰等運搬収集委託料6千万円余、最終処分場管理委託料2千万円余、最終処分場浸出水処理費7百万円余、その他の費用)、1トン当たりでは約2万6千円がかかっています。



※主な流れのみを示した。

図2-6 焼却ごみの処理のフロー図（平成24年度実績）

将来の世代に美しい地球環境を残すためには、焼却ごみも含めてごみを減量化し、少しでも最終処分量を減らしていく必要があります。そのためには、市民一人ひとりの参加(自助)が欠かせませんが、地域のつながりを重視し町内会などの資源回収活動を活性化すること(共助)と、市がそのような市民主体の活動を支援すること(公助)のバランスをとることが重要です。

一宮市のごみ処理のしくみや実態を正確に理解した上で、最適に定められたごみ分別方法を共有し、「もったいない」精神で「ごみから資源に」を合い言葉にして、市民や市民活動が中心となる市民参加型のごみ減量をさらに進めることで、循環型社会づくりに取り組む必要があります。

(2) 環境目標

- ごみ減量をさらに進めます。
- ごみ処理の「見える化」に取り組みます。
- 「もったいない」精神でごみを資源に変えていきます。

(3) 具体的取組

- ア ごみ減量をさらに進めます。

行動指針3-① ごみの分別方法の知識を共有します

市民意識調査において、「ごみを減らすために家庭でおこなっていること」の設問に対し、「ごみの分別や資源回収に積極的に取り組んでいる（76.6%）」と回答がありました。一宮市のごみ分別方法は、現状のごみ処理施設整備状況に合わせた適切な分別方法になっています。このようなごみ分別の知識を正しく知ることで、資源化によるごみの削減が行えます。

【取組】

<市民>

- ◇一宮市のごみ分別方法を理解し、家庭内で資源となるものとならないものを分けるよう努めます。
- ◇町内会などと協力して、市民全員がごみの分別方法を知るように分別指導を行います。
- ◇日ごろから「ごみ分別」の方法と意義を家族の間で話し合います。

<事業者>

- ◇販売業者は、店舗などにおいて市の分別方法のポスターを掲示するなど協力します。
- ◇不動産管理会社などは、入居者に対し市のごみ出しルールやごみの分別方法を指導します。
- ◇販売業者などは、ごみ分別について消費者に分かりやすい情報を提供するなど、その対話に努めます。

<市>

- ◇広報やパンフレット、市ホームページなどを使い、分別収集・リサイクルについての情報を幅広く提供します。
- ◇分かりやすい分別チラシやポスターなどを作成し、市民にごみ分別方法の周知を図ります。

行動指針3-② 無駄な包装を断り、無駄な商品を買わないようにします

ごみにしかならないものを家庭に持ち込まないことが重要です。マイバッグの使用や簡易包装商品の選択、大型製品の梱包材を回収してもらうなど、計画的な購入に取り組みます。

【取組】

<市民>

- ◇マイバッグの持参、簡易包装商品や詰め替え商品の選択、大型商品の梱包材を回収してもらうなど、不要な容器包装の削減に取り組みます。
- ◇商品の買いすぎや衝動買いをせず、計画的に商品を購入するようにします。

<事業者>

- ◇販売業者などは、商品の簡易包装や、大型商品の梱包材の引き取りに努めます。
- ◇販売業者などは、簡易包装商品や詰め替え商品の取り扱いに積極的に取り組みます。
- ◇販売業者などは、レジ袋の有料化に協力します。

<市>

- ◇広報やパンフレット、市ホームページなどを使い、具体的な取り組みの紹介など、情報を広く提供します。
- ◇販売店に、レジ袋の有料化に協力してもらうよう依頼します。



行動指針 3-③ ものを長く大切に使ったり、人に譲ったりします

ものを大切にすることは日本人の美徳です。すぐに捨てるという発想をせず、まだ使えないか、修理できないか、他に使う人がいないかを考え、「ごみ」とならないように工夫します。

【取組】

<市民>

- ◇商品を「ごみ」として出す前に、まだ使えないか、修理・補修できないか、他に使う人がいないかを考え、「ごみ」とならないように努めます。
- ◇商品の購入に際し、繰り返し使えるものや、長く使用でき愛着の持てるもの、リサイクルされたものを選びます。
- ◇商品の購入に際し、リサイクルできるものを優先して購入します。
- ◇フリーマーケット、バザー、オークションを積極的に利用します。

<事業者>

- ◇商品の修理や再生などにできる限り対応します。
- ◇長く使用できる商品の取り扱いに積極的に取り組みます。
- ◇リサイクルの容易な資材、梱包資材の使用を推進します。
- ◇フリーマーケット、バザー、オークションなどを実施します。

<市>

- ◇広報やパンフレット、市ホームページなどを使い、商品の修理や再生に積極的に取り組んでいる事業者や、フリーマーケットやバザーなどの開催情報を広く提供します。
- ◇公共施設などを提供して、フリーマーケットやバザー開催事業者を支援します。
- ◇「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に基づき、環境負荷の小さい製品・サービスの調達を推進します。



行動指針3-④ 資源回収に積極的に参加します

町内会などの実施する資源回収活動、市が行う拠点資源回収、事業者が行う店頭資源回収などをうまく活用して、資源となるものの回収に積極的に参加します。

【取組】

<市民>

- ◇資源回収されているものを理解し、町内、店頭、市による資源回収に積極的に参加します。
- ◇家庭での紙、プラスチック製容器包装、ペットボトル、ペットボトルキャップなど燃やせば燃えるものでも、ごみにせず資源として扱います。

<事業者>

- ◇販売業者などは、店頭資源回収の品目拡大や回収利便性の向上に取り組みます。
- ◇販売業者などは、取り扱っている使用済み商品や使用済み容器の回収に取り組みます。

<市>

- ◇資源回収に協力する市民団体などの育成の観点から金銭的や制度的な活動支援を行います。
- ◇資源回収に積極的な取り組みをする市民団体などの活動状況や内容の紹介を行います。

イ ごみ処理の「見える化」に取り組みます。

行動指針3-⑤ ごみの量やゆくえを共有します

私たちのごみや資源に対する関わりあいは、集積場に出すことで終わります。しかし、ごみの最終処分や、資源化には多くの工程があり、いろいろな人が関わっています。ごみがどのように処理され、最終的にどれだけの量をどこに処分しているかや、どこでどのように資源化を図っているかを見とどけ、安心と納得を得つつ、ごみの減量を意識していく必要があります。

【取組】

<市民>

- ◇私たち一人当たりどれだけのごみや資源を出しているのか、どれくらいの量がどこでどのように処理されているのか、あるいは資源化されているのかに関心を持ちます。

- ◇市内の事業者が排出しているごみの量やゆくえに関心を持ちます。

- ◇学校給食など公共的な事業者が排出しているごみの量やゆくえに関心を持ちます。

<事業者>

- ◇資源回収事業者は、資源回収量、資源化の方法、資源化した商品などの情報を開示します。
- ◇公共的な事業者は、ごみと資源の量やゆくえを開示します。

<市>

- ◇広報やパンフレット、市ホームページなどを使い、ごみと資源の量やゆくえについて、情報を広くタイムリーに提供します。

- ◇資源の引き取り業者や公共的な事業者からの情報を提供します。

行動指針3-⑥ ごみ処理にかかる費用を共有します

ごみの処理、処分には多大の費用がかかっています。その一方で、資源化やごみ焼却発電による収入もあります。また、資源化には異物除去などの中間処理のため、資源としての収益以上の費用がかかっている場合もあります。ごみ処理や資源化に関する費用や収益を知ることで、効率的に処理を行います。

【取組】

<市民>

- ◇ごみ処理費用や資源化による収入に関心を持ちます。
- ◇学校給食などの公共的な事業者が排出しているごみ処理や資源化の費用や収入に関心を持ちます。

<事業者>

- ◇ごみ処理や資源化に関わる事業者は、各工程の費用を明らかにするなど、効率化による費用削減に取り組みます。

<市>

- ◇広報やパンフレット、市ホームページなどを使い、ごみ処理費用や資源化による収入について、情報を広くタイムリーに提供します。

行動指針3-⑦ ごみ処理や資源化の実状を知ります

私たちが生きてゆくために消費するものが、どんなごみを生み出し、資源化されているかを知るために、施設見学、勉強会を開催し、参加します。また、学校給食の堆肥化の実状や、街路樹や公園の落ち葉の堆肥化が分かるようにします。また、循環型社会実現のためのエコクッキング講座などの勉強会も実施し、参加します。

【取組】

<市民>

- ◇ごみ処理施設や資源化施設の見学会や勉強会に参加し、実状を知ります。
- ◇循環型社会実現のための講習会や講座に参加し、循環型社会実現の方法を学びます。

<事業者>

- ◇ごみ処理事業者や資源化事業者は、その実状の開示に努め、施設見学などを積極的に受け入れます。
- ◇事業者は、自らの事業分野で市民に対する情報提供に努めます。

<市>

- ◇ごみ処理や実状を知らせる見学会や勉強会を開催します。
- ◇市内で循環型社会の象徴的活動（落葉を堆肥化する公園など）を目撃できるような形で行います。

ウ 「もったいない」精神でごみを資源に変えていきます。

行動指針3-⑧ 「もったいない」精神を広めます

循環型社会を実現するために、世界共通語にもなっている「MOTTAINAI^{*}（もったいない）」精神を広めます。

【取組】

<市民>

◇「もったいない」を合言葉に、ものの価値を十分に生かす生活をします。

<事業者>

◇市内で活動する事業者として「もったいない」精神を持って活動します。

<市>

◇「もったいない」精神を学校や、市民活動で普及させます。

行動指針3-⑨ 循環型ライフスタイルを実践します

江戸時代のライフスタイルは、下駄の歯が減ったら歯だけ取り替え、鼻緒が傷んだら鼻緒をすげ替え、下駄が割れたら薪として燃料にしていました。現代社会においても、一人ひとりが生活を見直し、循環型ライフスタイルを実践します。

【取組】

<市民>

◇市民一人ひとりが生活を見直し、循環型ライフスタイルを実践します。

<事業者>

◇事業者は、拡大生産者責任^{*}の考え方を重視し、消費者が循環型ライフスタイルを実現できるよう支援します。

<市>

◇市民活動支援センターを活用し、循環型ライフスタイルに取り組む市民活動を支援します。

◇広報やパンフレット、市ホームページなどを使い、市民や市民団体などの循環型ライフスタイルの実践例などの情報を広く提供します。

行動指針3-⑩ 資源化して得た資金で町内会などを活性化させます

資源を売却して収入として得た資金で町内会、子ども会、老人クラブ、女性の会などを活発にし、地域でお互いに顔の見える関係を構築し、共助の活動を活発化させ、さらに循環型社会構築を推進します。

【取組】

<市民>

◇町内回収資源として回収して得た資金により、町内会などの交流活動に使い、顔の見える化をし、防災・災害時にも活動できるような体制にします。

◇共助の精神で町内会などの地域の活動を活性化させることで、ごみの分別指導、町内資源回収、地域の清掃活動などを活発に行います。

◇資源化して得た資金を公開して、適切に町内会、子ども会などに分配して活性化に役立てます。

<事業者>

◇事業所も企業市民の精神で、町内会などの活動に積極的に関わるとともに、可能な範囲での支援を行います。

<市>

◇町内会などの活動を支援し、その地域にあったごみ減量活動の推進を支援します。

◇町内会などの活動実績に応じた還元金を提供し、自主リサイクル組織やごみ分別指導、ボランティアプログラムの企画、分別説明会の実施など多彩な活動を支援します。

◇ごみの分別回収を徹底するために、分かりやすいごみの分け方・出し方の情報提供に努めます。



第4節 「地球温暖化防止（低炭素社会）」の実現を目指して

<地球温暖化とは>

◆温室効果の仕組み

地球に降り注ぐ日射の一部は、大気及び地表面によって反射され、残りがそれに吸収され熱になり、やがては宇宙へ放射されますが、大気中には熱を吸収する温室効果ガス^{*}（二酸化炭素、メタン、フロンなど）というものがあるため、一部はそれに取り込まれ再び地表面に放射されます。

地球は太陽光に加え、大気から放射による加熱があるため、地表面がより高い温度になります。

この効果を温室効果といい、これにより地球の平均気温は、生物の生存に適当な約15℃に保たれています。

◆温室効果ガスの急増

人類が化石燃料^{*}（石油、石炭など）を使用し始めた産業革命以降、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量が急増して、大気中の濃度が高まり、その結果、地球の気温が上昇し始めました。

ここ100年間で地球の平均気温は0.74℃上昇したと言われており、これは地球がかつて経験したことのない急激な気温変化でした。今も地球温暖化は進行中で、気温上昇のスピードはさらに加速しており、このまま何の対策も施さなければ、2100年に最大6.4℃、気温が上昇すると考えられています。

◆地球温暖化が生態系や人類に及ぼす影響

地球温暖化の進行は、夏季の異常高温、局地的な集中豪雨（ゲリラ豪雨）、日単位の気温の急激変動などで顕著に現れており、その影響は激しさを増しています。

この問題を解決するには、地球温暖化の原因である温室効果ガスの排出を減らす必要があります、特に排出量の多い二酸化炭素の削減が求められています。

現在、私たちの生活は化石燃料を消費し、二酸化炭素を排出して成り立っており、そのため化石燃料の使用を減らすとともに、代替策として太陽光、太陽熱、風力などの再生可能エネルギー^{*}への転換を図る必要があります。

私たちの生活を見直し、化石燃料の消費を抑えた「低炭素社会^{*}」を構築していかなければなりません。



<一宮市が目指す「低炭素社会」の姿>

◆地球温暖化対策の基本方針

低炭素社会実現のためには、市民一人ひとりが環境への意識を高め、家族や地域、市域全体に地球温暖化対策の取り組みを広げていくことが必要です。

平成24年4月に策定した「一宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）^{*}」では、一宮市が目指すべき姿を実現するために、「再生可能エネルギーの導入とライフスタイルの変革～低炭素のまち一宮を目指して～」をキャッチフレーズに、以下の3つの基本方針を定め、地球温暖化対策を積極的に推進するとしています。

◆3つの基本方針

地球にやさしい行動

エネルギー消費の低減

省エネ交通の推進

◆地球温暖化対策

一宮市では「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、市域内で排出される温室効果ガス削減を推進するため、「一宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定しました。

また、この計画とは別に、市の事務事業から排出される温室効果ガス削減の取り組みを推進するため、前述の法律に基づき、平成13年4月に「一宮市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）^{*}」として「エコアクション一宮」を策定し、実施しています。

◆温室効果ガス排出量の現状

市域全体から排出される温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、フロンなど）の量を全て二酸化炭素に換算して推計すると、平成2年度（基準年）は約243万トンとなり、平成21年度は約223万トン、平成22年度は約242万トンとなっています。（図2-7）

部門別に見ると、平成2年度と比べ民生家庭・廃棄物・運輸の分野で排出量が伸びています。（図2-8）最も大きく伸びている分野である民生家庭部門における排出量を見ると、平成2年度から平成22年度までの20年間で約52%増加しています。また、一人当たりの排出量で見ても約39%増加しており、単に人口増加だけでなく、核家族化による世帯数の増加やライフスタイルの変化が増加の原因であると考えられます。

<一宮市の温室効果ガスの削減目標>

「一宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」では平成32年度までの中期目標と、平成62年度までの長期目標（基準年比80%削減）を定めています。

中期目標

平成32年度に基準年（平成2年度）比で15%削減

中期目標である平成32年度に平成2年度比15%削減した場合の、温室効果ガス排出量は二酸化炭素に換算すると、約207万トンで、現状のままで新たな対策を行わない場合は、平成32年度には約244万トンになると推計され、約37万トンを削減することが必要になります。

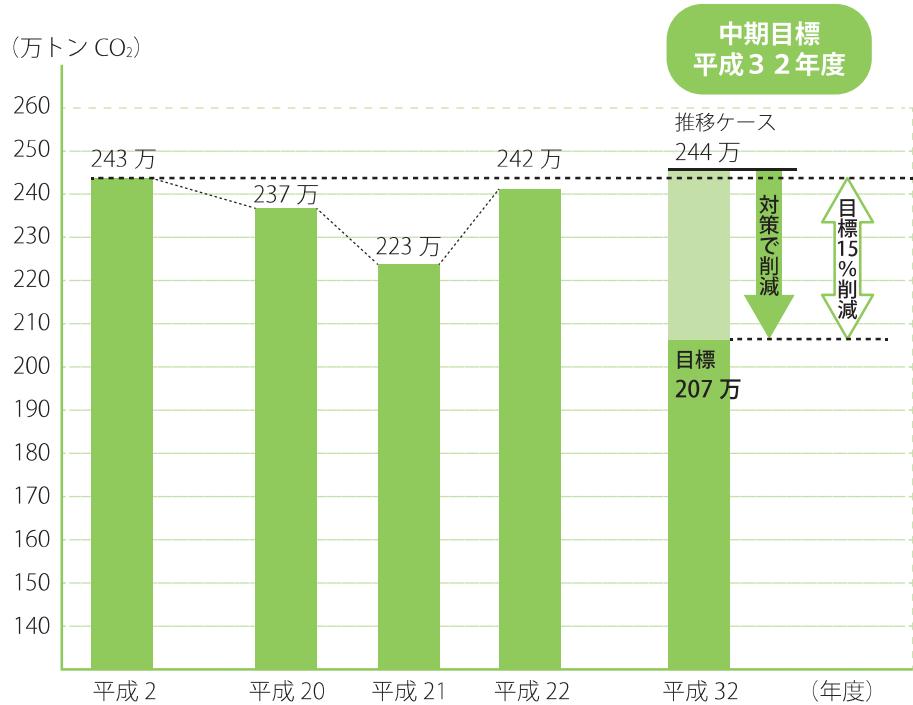


図2-7 一宮市の温室効果ガス排出量および削減の中期目標

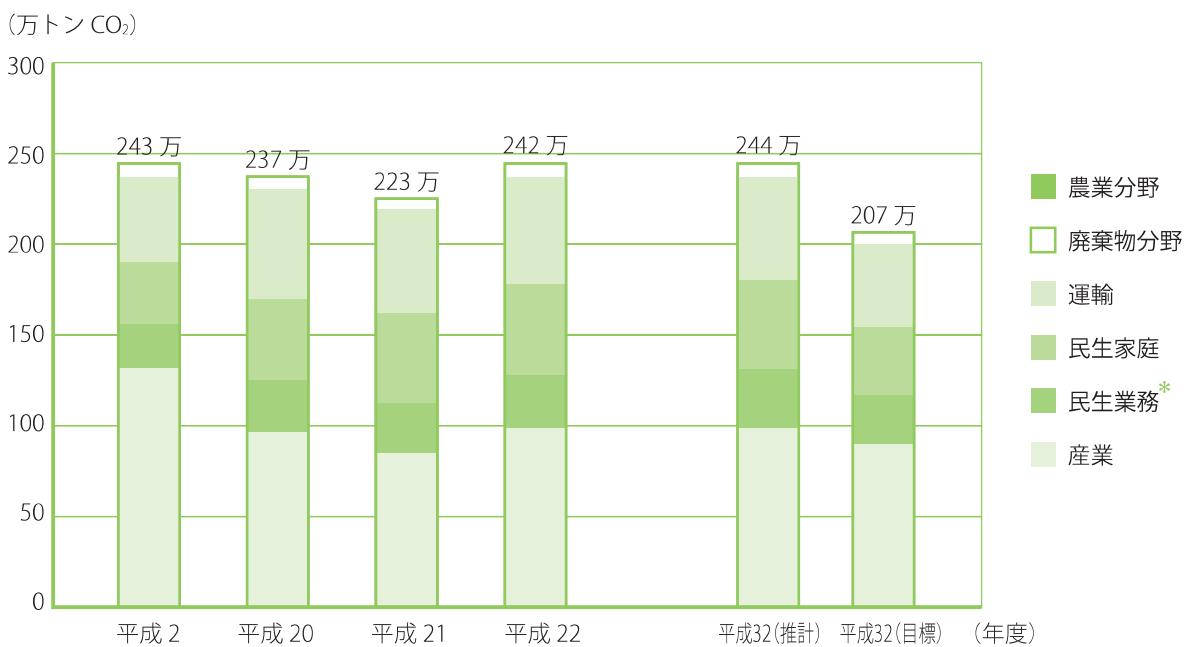


図2-8 一宮市の部門別温室効果ガス排出量の推移

1. 地球環境に配慮したまちをつくろう

(1) 現状と課題

ア これまでのまちづくり

これまでの都市整備は、人口・産業の都市への集中に対応するため、新市街地の拡大及びこれに対応して基盤整備を行う形で進められてきましたが、少子高齢の時代が到来した今日、無秩序な市街地拡大は効率性を低下させるだけでなく、都市を取り巻く農地や緑地を喪失させるなどの弊害をもたらしています。

一宮市の平成12年度から10年間の人口動向を見ると、貴船・大志などの一宮駅周辺地区及び丹陽町、奥町の地区において人口が大きく増加し、郊外には大型商業施設などが建設されましたが、連携した公共交通機関が整備されていないため、過度な自動車依存により、環境負荷が増大しています。また、高齢社会を迎えて、市民生活における交通利便性の確保も課題になりつつあります。

イ これからのかまちづくり

「地球環境に配慮したまち」をつくるためには、まず、私たちのまち全体を環境に配慮したものに変えることが大切です。

平成17年に2市1町が合併して市域が拡大すると、「まち」としての拠点も、旧一宮市の中心市街地を都市拠点、尾西・木曽川の中心地区を副次的都市拠点、さらに連区の中心地区を地域生活拠点として、これらを結びつけた交通ネットワークを構築することが「一宮市都市計画に関する基本的な方針（一宮市都市計画マスタープラン）^{*}」に示されています。

これからのかまちづくりは、公共交通機関の利便性を向上させ、幹線道路網の整備を含めた多用な市民の交通手段の転換を促し、地産地消^{*}や省資源のためのスローライフ^{*}を進めて、地球にやさしい持続可能な生活への移行を図ることが必要です。

■「地球環境に配慮したまち」づくりに向けた課題

- 無秩序な市街地拡大の抑制
- 公共公益施設の計画的配置、既存ストックの有効活用
- 都市拠点と生活拠点の公共交通ネットワーク化
- 省資源、省エネルギーの推進
- 地産地消、自然・農業環境との調和

(2) 環境目標

- 「地球環境に配慮したまち」づくりを目指します。

(3) 具体的取組

行動指針4-① 「地球環境に配慮したまち」づくりを進めます

【取組】

<市民>

◇市が提案する各種のまちづくりプランに積極的に参加し、実現に協力します。

<事業者>

◇市が提案する各種のまちづくりプランに積極的に参加し、実現に協力します。

<市>

◇「一宮市都市計画に関する基本的な方針（一宮市都市計画マスターplan）」を基に、環境に配慮したまちづくりを推進します。



2. 省エネルギーに努めよう

2-1 家庭・オフィスにおける省エネルギー

(1) 現状と課題

温室効果ガスの大きな要因として、家庭やオフィスでのエネルギー消費量の増加があり、この20年間で一宮市では約36%の増加（図2-9）となっています。私たちは、これまでのライフスタイルを見直し、積極的に省エネルギーを推進していかねばなりません。

家庭・オフィスにおける省エネルギーは、こまめな消灯や室温を適正な温度に設定するなど、身近なことから実践でき、また、家電や家具類を購入する場合には、省エネルギーや環境に配慮した製品を購入（グリーン購入^{*}）することも賢い選択となります。

また、これからは温室効果ガスを発生しないクリーンなエネルギーとして、太陽光・太陽熱・風力・バイオマスなどの再生可能エネルギーの利用をいかに増やしていくかも課題となっています。

市では温室効果ガス削減を目的として、住宅用太陽光発電システム^{*}や家庭用燃料電池コーチェネレーションシステム^{*}の設置者に対する補助制度を実施しています。（図2-10）この補助制度の利用者は年々増加しており、市民の意識の高さが伺えます。

この計画では、化石燃料から再生可能エネルギーに転換してくための行動もまとめていますが、現在はまだ化石燃料を代替するエネルギーとしては、十分でないため、引き続き消費エネルギーの低減に努める必要があります。

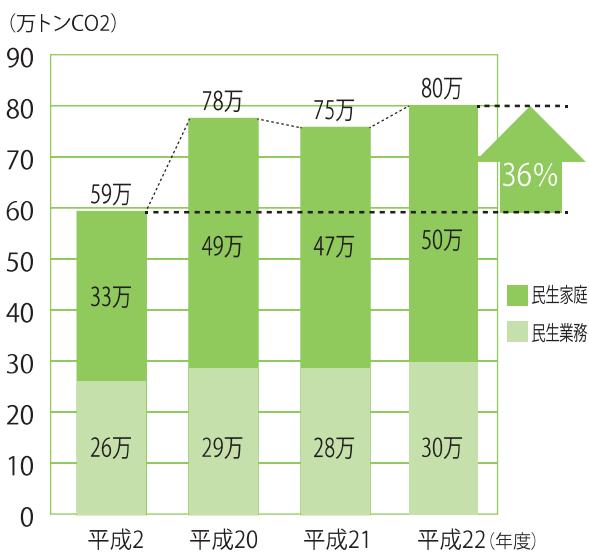


図2-9 民生部門（家庭・業務）の温室効果ガス排出量の推移

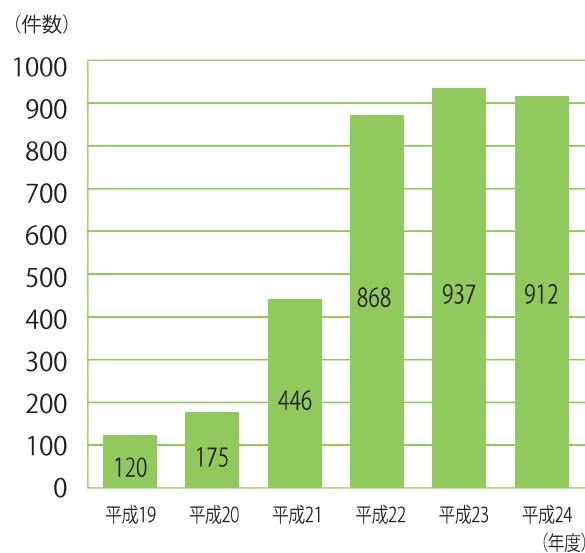


図2-10 住宅用太陽光発電の設置補助数

(2) 環境目標

- 限りある資源を大切に使うとともに、再生可能エネルギーを積極的に利用します。

(3) 具体的取組

行動指針4-② 省資源、省エネルギーに努めます

【取組】

<市民>

- ◇すだれや緑のカーテン^{*}・打ち水^{*}など古来の知恵を活かして、省エネルギーに努めます。
- ◇買い物をする場合には、グリーン購入に努めます。
- ◇新築・増改築時には、高断熱・高気密化した住宅づくりに努めます。

<事業者>

- ◇緑のカーテンや屋上緑化などの採用により、省エネルギーに努めます。
- ◇製品を購入する場合には、グリーン購入、グリーン調達に努めます。
- ◇製品の省資源・省エネルギー化を図るとともに、情報提供を行います。
- ◇施設更新時には、コーディネレーションなどについて、ESCO事業^{*}も参考にして省エネルギー化に努めます。

<市>

- ◇広報やパンフレット、市ホームページを活用して、情報発信し、市民・事業所の省エネルギー活動を支援します。



行動指針4-③ 再生可能エネルギーの導入に心がけます

【取組】

<市民>

◇太陽光や風力などの再生可能エネルギーを積極的に利用します。

<事業者>

◇太陽光や風力などの再生可能エネルギーを積極的に利用します。

<市>

◇住宅用太陽光発電システムや家庭用燃料電池コーチェネレーションシステムの設置に補助を行います。

◇再生可能エネルギー普及に向けた支援策を検討します。

◇「公共施設建設等に係る環境配慮ガイドライン」^{*}に基づき、公共施設に再生可能エネルギーを導入します。

行動指針4-④ 「エコアクション一宮」に取り組むとともに、その内容を市民に普及啓発します

【取組】

<市>

◇「エコアクション一宮」に取り組むとともに、市民、事業者、市民団体・NPOにも周知し、協働して環境保全に努めます。

<エコアクション一宮の主な内容>

- ① 電気・ガス・水道・紙使用量の削減、資源リサイクルを目標とした「一宮エコオフィス運動」
- ② 環境負荷の少ない製品の購入を推し進める「一宮グリーン購入推進運動」
- ③ アイドリング・ストップなど、経済運転を推進する「一宮エコドライブ運動」
- ④ 夏季期間中、ノーネクタイを励行する「さわやかエコスタイルキャンペーン」
- ⑤ 毎月第2水曜日に自動車通勤者に対して、徒步・自転車・公共交通機関での通勤を励行する「ノーカーデー運動」



2-2 交通手段における省エネルギー

(1) 現状と課題

一宮市内における自動車保有台数（図2-11）は平成16年以降ほぼ横ばいとなっており、小型乗用車の保有台数は減少している一方で軽自動車が大きく増加しています。また、市内の運輸部門からの温室効果ガス排出量（図2-12）を見ると、この20年間で約15%増加しており、自動車がそのほとんどを占めています。現在、ハイブリッド自動車などの低燃費車の普及が進んでいますが、今後は電気自動車や燃料電池自動車なども普及していくと考えられます。私たちがそういった車を選択することが、温室効果ガス削減に必要です。

市民意識調査では、自動車の利用を抑制するためには「歩道、自転車道を充実させ、歩くことが楽しくなるまちづくりを行う」と回答した割合が最も多く、次いで「i-バス（一宮市循環バス）などの公共交通機関を充実させる」、「駅周辺の駐輪場・駐車場を充実させ鉄道利用を促進させる」の順になっています。自動車を利用しないでも済むような、歩道・自転車道の整備や公共交通機関の充実が市に求められています。

一方、一宮市は平坦な地形で自転車の走行に適しており、一宮駅周辺には大型の駐輪場が設置されて、通勤・通学などで自転車を利用する市民は多く、その利用を他地域にも広げれば結果的に自動車の走行が減り、さらに多くの温室効果ガスの削減が可能です。

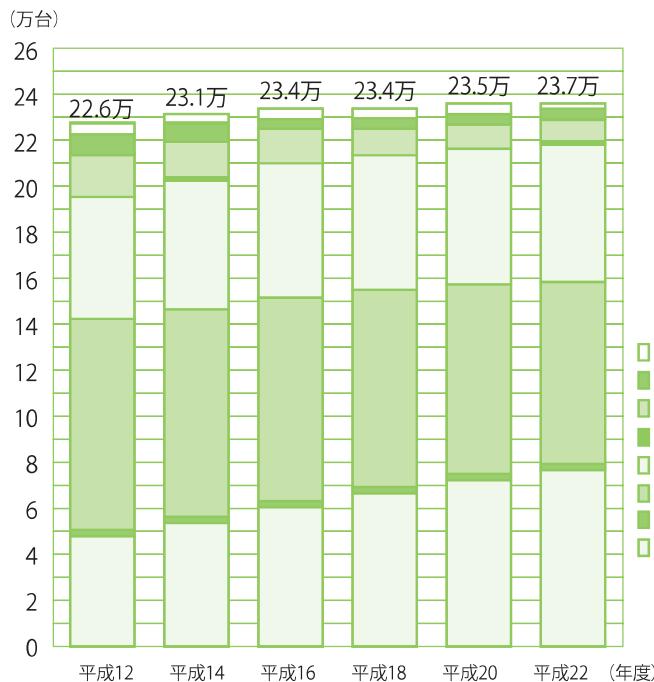


図2-11 自動車保有台数の推移 出典:愛知県統計年鑑

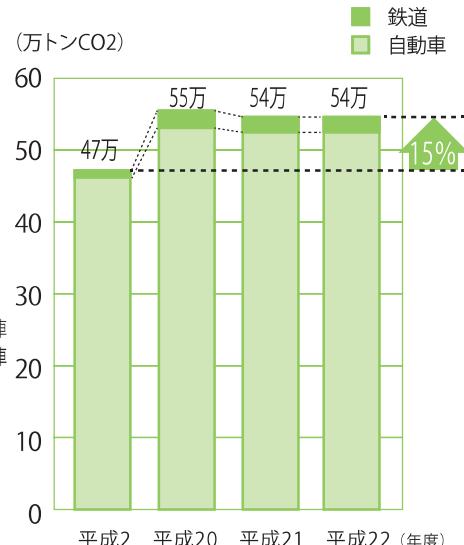


図2-12 運輸部門の温室ガス排出量の推移

(2) 環境目標

- 公共交通機関を利用したり、徒歩や自転車で移動するようにします。
- 低燃費車の利用に努めます。
- 自転車が快適に通行できるまちづくりをします。

(3) 具体的取組

行動指針4-⑤ 自動車利用を控え、徒歩での移動や自転車・公共交通機関を活用します

【取組】

<市民>

◇通勤や買物などの際に、できるだけ自動車利用を控え、「ノーカーデー運動」など市の施策や活動に積極的に協力します。

<事業者>

◇自動車利用を控え、通勤時など市の実施している「ノーカーデー運動」に協力します。

<市>

◇「ノーカーデー運動」の普及など、啓発活動に努めます。

◇路線バス、ターバス、生活交通バスなど、利便性の良い公共交通ネットワークを構築します。

行動指針4-⑥ エコドライブ^{*}に心がけ、低燃費車を購入します

【取組】

<市民>

◇経済走行に心がけ、不要なアイドリングを止めます。

◇自動車を購入する場合は、低燃費車を購入します。

◇用途や家族構成に合わせた大きさの自動車を選択します。

<事業者>

◇アイドリング・ストップなどエコドライブの運動を推進します。

◇自動車を購入する場合はできるだけ低燃費車を選択します。

◇自動車販売業者は購入者に、低燃費などに関する情報を提供します。

◇駐車場を所有・管理する事業者は、アイドリング・ストップを利用者に呼びかけます。

<市>

◇市が率先してエコドライブの運動を推進し、その取り組みの紹介などにより、運動の輪を広めます。

◇公用車の低燃費化を図ります。

◇低燃費車の普及啓発に努めます。

行動指針 4-⑦ 「自転車で走れるまち一宮」を実現します

【取組】

<市民>

◇買物など近距離の移動では自転車を積極的に活用します。

◇自転車乗車時、歩行時のマナー、ルールを守ります。

<事業者>

◇自転車の利用者への便宜を図るため、施設内の駐輪場を整備します。

<市>

◇レンタサイクル制度を充実し、自転車の利用促進を図ります。

◇歩行者や自転車が利用しやすい道路を整備し、自転車の利用促進を図ります。

◇サイクリングが楽しめるような道路を整備し、その情報提供に努めます。

◇自転車運転者、歩行者のマナーやルール向上に向けて啓発します。



3. 環境にやさしい事業所を増やそう

(1) 現状と課題

平成24年8月に実施した「事業者意識調査」において、業種によっては、感心が薄く、関係ないと考える事業者も見られることから、事業者には「事業活動に伴い、多かれ少なかれ環境に負荷をかけている」という認識を持つてもらう必要があります。

一般的に事業所においては、ISO14000シリーズの認証を受けて活動することが行われていますが、この認証にはかなりの費用と負担がかかり、小規模の事業所や個人事業所（商店）では荷が重いのが現状です。

このため、環境省では中小企業でも取り組みやすい環境に関する認証・登録制度として「エコアクション21^{*}」を策定してその普及を進めています。

環境に関する認証の取得だけがその方法ではありませんが、この認証を受けることは、事業所に対する信頼が増すというメリットがあります。

(2) 環境目標

- ISO14000シリーズの認証取得などを推進し、環境にやさしい事業所を増やします。

(3) 具体的取組

行動指針4-⑧ 事業所に対して、ISO14000シリーズの認証取得などを推奨します

【取組】

<市民>

◇従業員として事業所の環境活動に積極的に参加します。

<事業者>

◇ISO14000シリーズやエコアクション21の環境に関する認証取得を図ります。

◇環境に関する認証の取得が困難な場合でも、事業活動にその考え方を取り入れます。

<市>

◇大規模事業所に、ISO14000シリーズの認証取得を働きかけます。また、中小事業所の認証取得に対し補助を行います。

◇補助金制度などで、事業所の環境活動を支援します。

第5節 「連携・協働社会」の実現を目指して

協働して住みやすい環境をつくろう

この計画の目指すべき環境像「毎日が暮らしやすく、住みやすい環境である一宮市」の実現のため、第2章各節で示す「行動指針」を着実に推進していくことが大切です。

加えて、社会の発展とともに、身近な地域から地球的規模まで、幅広く多岐にわたって環境課題が生じてきており、市民一人ひとりの努力では対応できないため、市をはじめ事業者、市民団体・NPOなどと連携・協働して取り組んでいくことが必要となってきています。

このため、本節では次の5項目が重要であると考えます。

- ① 環境に関する情報の収集・提供
- ② 各世代に合わせた環境保全意識の育成
- ③ 中心となって活動できる人材の育成
- ④ ボランティアや市民団体・NPOなどに対する支援
- ⑤ 環境教育・学習の拠点づくり



1. 環境に関する情報を収集し、提供します

(1) 現状と課題

今日の環境問題は、私たちの日常生活と深く関わっており、より良い環境を創造していくためには、市民、事業者、市民団体・NPO、市がそれぞれの立場から行動をしていくことが大切です。

そのためには、一宮市は、市民、事業者、市民団体・NPOと連携・協働して、講演会や市民講座などを開催し、学習の機会の提供や環境に関する情報の提供の発信を通じ、市民の環境への関心を高め、意識向上を図る必要があります。

(2) 環境目標

●環境について考える市民が育つまちをつくります。

(3) 具体的取組

行動指針5-① 環境に関する情報を収集・提供し、市民の意識向上を図ります

【取組】

< 市 >

- ◇広報や市のホームページなどを利用して、情報提供に努めます。
- ◇出前講座などを開催して、地域の環境保全意識の向上に努めます。
- ◇講演会や市民講座などを、市民団体・NPOと協働して開催します。
- ◇市民が多く集まるイベントで、市民団体・NPOと協働して、環境意識啓発を行います。
- ◇木曽三川公園など市内で行われる自然観察会などの環境イベントに関する情報を収集し、市民に提供します。



2. 各世代に合わせた環境教育・学習に取り組みます

2-1 環境について学ぶ機会を増やします

(1) 現状と課題

今日の環境問題を解決するためには、子どもの頃から環境を大切にし、親と子が一緒になって新しいライフスタイルの創造に取り組むことが大切です。

2014年11月に愛知・名古屋で持続可能な開発のための教育（ESD）に関するユネスコ世界会議が開催されることに伴い、持続可能な地域づくりを実現するため、私たちをとりまく環境について関心が高まりつつあります。こうした機運が高まる中、学校や地域の公民館など、多くの場で各世代に合わせた環境教育・学習を継続的に行う必要があります。

(2) 環境目標

- いつでもどこでも環境について学べ、環境に対する意識が高められるまちをつくります。

(3) 具体的取組

行動指針5-② 教育活動を通して子ども達の環境意識の向上を図ります

【取組】

<市>

- ◇「エコスクール運動^{*}」を通して、環境意識の向上を図ります。
- ◇資源回収、クリーンアップ、緑のカーテンなどの体験型学習の充実を図ります。
- ◇「こどもエコクラブ」を周知します。

行動指針5-③ 市民一人ひとりが、地域における環境問題について協働して取り組みます

【取組】

<市民>

- ◇町内会、子ども会、老人クラブ、女性の会などが実施する地域の環境保全活動に協力します。
- ◇町内会などを通して、資源回収やごみゼロ運動などの環境保全活動を推進します。
- ◇アダプトプログラムや愛・道路パートナーシップ事業に積極的に参加します。

<事業者>

- ◇地域住民と協力し、環境保全活動に努めます。
- ◇地域における環境保全活動に協力します。
- ◇アダプトプログラムや愛・道路パートナーシップ事業に積極的に参加します。

<市>

- ◇地域における環境保全活動の体制づくりを支援します。
- ◇アダプトプログラムなどで活動する市民団体や自主的に花壇清掃や整備をする市民団体が活動しやすい環境を整備します。

2-2 環境教育・学習プログラムを充実します

(1) 現状と課題

市内小中学校では、個別の取り組みとして、総合的な学習の時間などを活用し、環境教育が実施されています。また、小学4年生の社会科の学習で「ごみ」の問題が取り上げられています。

一方、生涯学習の場においては、環境問題に対して関心を高め、解決に向けた行動を促していく仕組みがありますが、まだ市民に広く知られておりません。

そのため、環境問題に興味・関心のある市民が、いつでもどこでも学習することができる体制づくりとプログラムの充実を図る必要があります。

(2) 環境目標

●各世代に合わせた環境教育・学習プログラムを充実します。

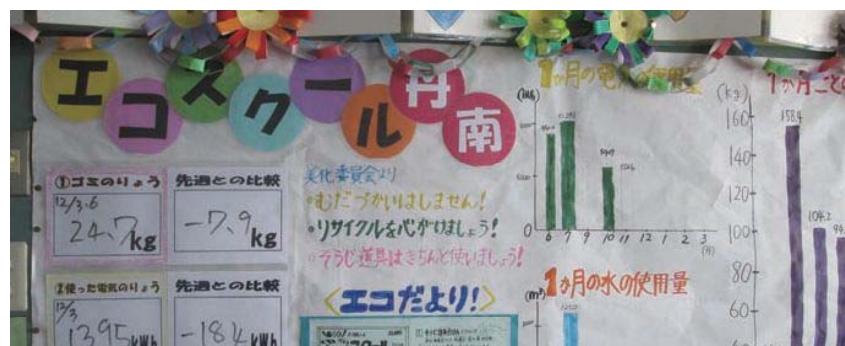
(3) 具体的取組

行動指針5-④ 環境教育・学習プログラムを充実し、人材を育成します

【取組】

< 市 >

- ◇小中学校における、環境教育カリキュラムの充実を図ります。
- ◇ごみ問題など、身近な環境問題解決のための学習プログラムを作成し、それを使用して市民講座を開催します。
- ◇市民講座などで学んだ市民が、地域や職場で広めるとともに、次世代へと伝えていく人材の育成に努めます。
- ◇地域や職場において、環境分野で活躍できる人材の育成に努めます。
- ◇出前講座では、環境に関する講座を充実します。



3. 環境活動の中心となって活動できる人材を育成します

(1) 現状と課題

地域における環境活動を円滑に進めるためには、その中心となる人材として人や組織間のネットワークづくりや市との連携を図ることのできるリーダーが必要であり、こうした人材の育成・確保が大切な課題です。

(2) 環境目標

- 環境活動リーダーなどの人材が育ち、環境活動に取り組みやすいまちをつくります。

(3) 具体的取組

行動指針5-⑤ 地域での環境活動リーダーを育てます

【取組】

<市民>

◇市が実施する環境活動リーダー育成のための活動に積極的に参加します。

<市>

◇環境活動リーダーとして、市職員をサポートする人材の発掘育成に努めます。

◇廃棄物減量等推進員^{*}、生活排水クリーン推進員^{*}、環境保全・ごみ減量推進モニター^{*}の制度を活用して、地域の環境活動リーダーの育成とレベルアップを図ります。



4. ボランティアや市民団体・NPOの活動を支援します

(1) 現状と課題

市民一人ひとりが、身の回りの環境をより良いものにしようと思い何かに気づき、ボランティアをしたい時に、その思いを協力し合って実行に移すことができるような市民団体・NPOの組織があり、それをうまく一般市民に橋渡しできる仕組みが必要です。

(2) 環境目標

- ボランティア活動に参加する楽しさ・よろこび・共感の場を創造します。

(3) 具体的取組

行動指針5-⑥ 環境ボランティアや市民団体・NPOの活動を支援します

【取組】

<市民>

◇町内会、子ども会、老人クラブ、女性の会などと連携し、ボランティア活動の輪を広めます。

◇環境活動を行う市民団体・NPOは、その活動について積極的に情報発信をします。

<市>

◇町内会などのボランティア活動を支援します。

◇市民活動支援センターの利用促進を図るとともに、市民活動支援制度^{*}により市民団体・NPOの市民活動を支援します。

◇環境活動を行う市民団体・NPOの活動を市民に広く紹介し、活動の輪を広げます。



5. 「エコハウス138」を環境教育の拠点として充実します

(1) 現状と課題

「エコハウス138」のエコ情報センターには、環境に関する数多くの図書や資料が設置されており、環境問題について自由に学習できるようになっています。

そのほか、「環境センター」、「佐千原浄水場」、「衛生処理場」などにおいて、小中学生などの見学を受け入れており、環境問題についての学習の場となっています。

しかし、これらの公共施設が市民に十分に知られていないことから、環境教育・活動の拠点として市民がより活用できるよう、働きかける必要があります。



(2) 環境目標

- 「エコハウス138」を中心に、学校や図書館などの公共施設を活用して、情報の共有化を図り、広く市民に情報を発信します。

(3) 具体的取組

行動指針5-⑦

「エコハウス138」を中心にして、身近な場所で環境教育・学習ができるよう、教育内容の充実を図るとともに、啓発していきます

【取組】

< 市 >

- ◇市内の環境施設における環境活動を啓発します。
- ◇「エコハウス138」を環境教育の拠点として充実します。

- ①環境学習講座を開催します。
- ②ビオトープ^{*}園にて自然観察会を開催します。
- ③環境関連施設を充実し、より活用されるように努めます。
- ④蔵書を、市図書館の検索システムに組込み、より利用しやすくします。
- ⑤環境教育・学習セミナーなどの開催会場として活用します。

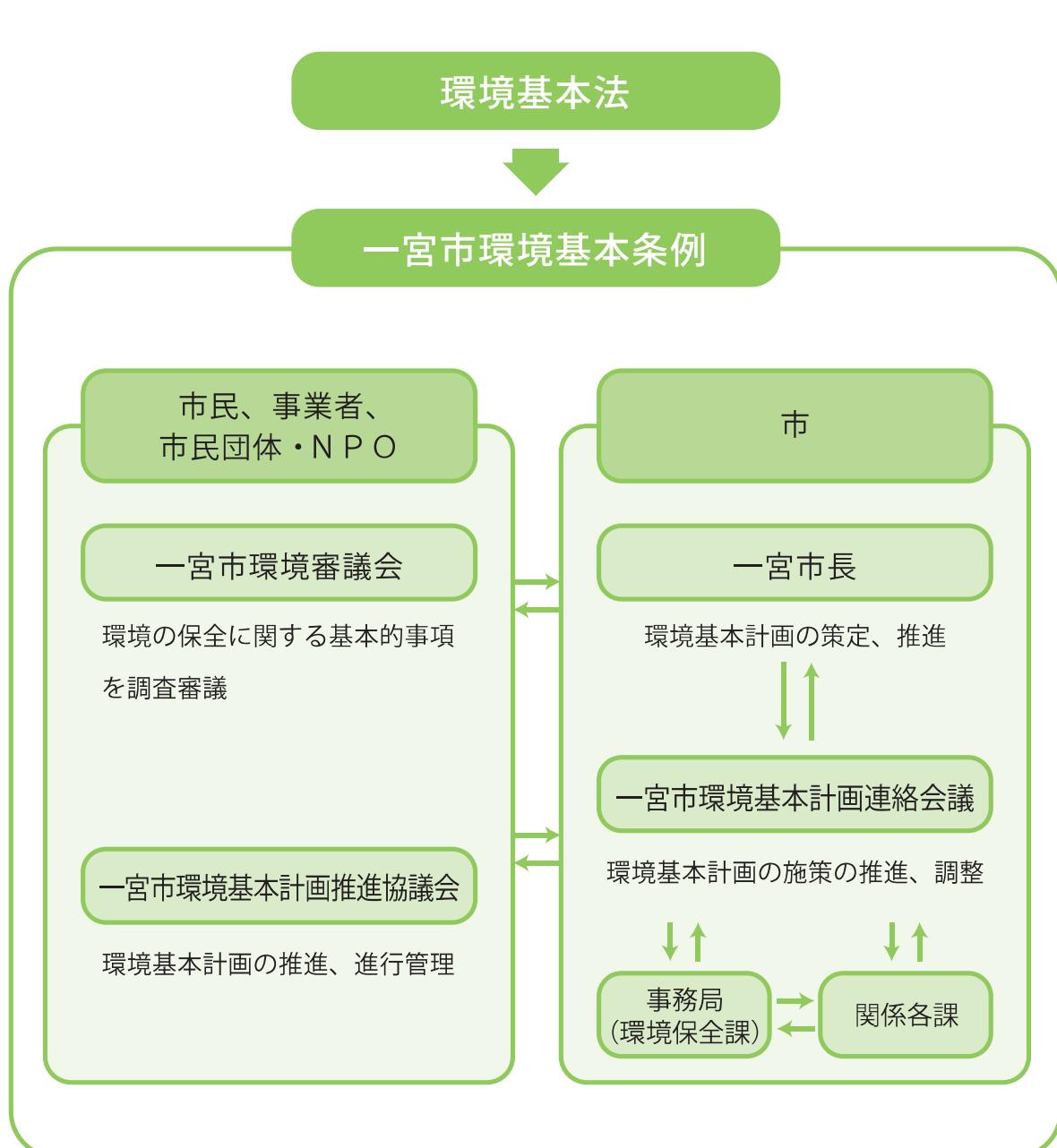
- ◇i-ビル（尾張一宮駅前ビル）など市民が集まりやすい公共施設で環境に関する学習ができるようになります。

第1節 計画の推進体制

この計画を円滑、適切に推進するためには、市民一人ひとりが自らの役割を認識し、主体的に行動することが大切ですが、それとともに、市民、事業者、市、さらには市民団体・NPO^{*}のそれぞれの主体が互いに協力し合い、連携して行動することが重要です。

そのため、本計画の推進母体として、これらの主体で構成する「一宮市環境基本計画推進協議会」により、事業の連絡調整、情報交換などを行います。

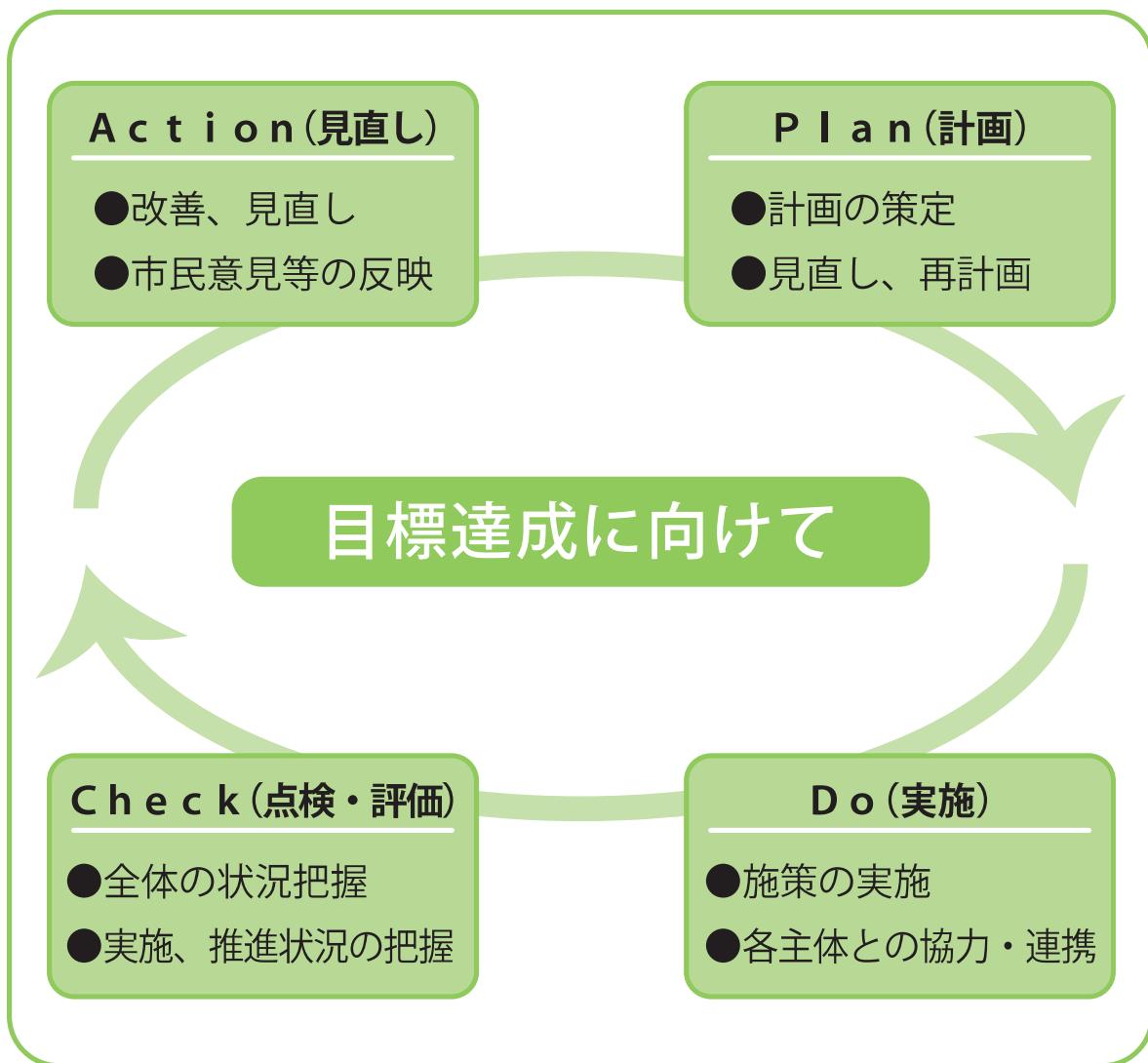
また、市の施策については、庁内の関係各課で構成する「環境基本計画連絡会議」において円滑な推進を図ります。



第2節 計画の進行管理

市長はこの計画の進行状況を「一宮市環境基本計画推進協議会」へ報告し、点検、是正、見直しなどの意見を求めるとともに、「一宮市環境審議会」においても審議し、各主体の参加による開かれた進行管理を行います。

また、進行状況については、毎年、広報やパンフレット、市ホームページなどで報告します。



■図3-1 目標達成に向けた進行管理体制（PDCAサイクル）

資 料

1 一宮市環境基本計画策定経過

開催日	内 容
平成24年4月～6月	市民会議委員募集
8月～9月	環境保全に関する現況・意識調査（市民、事業者）
10月	◆市民会議全体会（第1回目） ・第2次一宮市環境基本計画の概要説明 ほか
12月	◆市民会議全体会（第2回目） ・第2次一宮市環境基本計画の策定にあたって ほか ・基調講演「市民会議による環境基本計画策定の意義と留意点」 講師：名古屋産業大学 学長 伊藤雅一氏 ●策定会議（第1回目） ・策定会議について及び今後のスケジュールについて ほか ◆市民会議作業部会【1回目（生活環境、自然共生、循環社会、温暖化対策）】 ◆市民会議作業部会【2回目（自然共生、温暖化対策）】
平成25年1月	◆部会長・副部会長会（第1回目） ◆市民会議作業部会【2回目（生活環境、循環社会）】 ◆市民会議作業部会【3回目（生活環境、自然共生、循環社会、温暖化対策）】 ◆市民会議作業部会【4回目（温暖化対策）】
2月	◆部会長・副部会長会（第2回目） ◆市民会議作業部会【4回目（生活環境、自然共生、循環社会）】 ◆市民会議作業部会【5回目（自然共生、循環社会、温暖化対策）】
3月	◆市民会議全体会（第3回目） ・第2次一宮市環境基本計画（市民会議案）について ほか ◆部会長・副部会長会（第3回目） ◆市民会議作業部会【5回目（生活環境）】 ◆市民会議作業部会【6回目（循環社会、温暖化対策）】
4月	●策定検討部会（第1回目） ・第2次一宮市環境基本計画【市民会議案】の修正等について ほか
5月	●策定会議（第2回目） ・第2次一宮市環境基本計画【行政修正案】について ほか ◆部会長・副部会長会（第4回目） ◆市民会議作業部会【6回目（生活環境、自然共生）】 ◆市民会議作業部会【7回目（循環社会、温暖化対策）】
6月	◆部会長・副部会長会（第5回目） ◆市民会議作業部会【7回目（生活環境、自然共生）】 ◆市民会議作業部会【8回目（循環社会、温暖化対策）】
7月	◆市民会議全体会（第4回目） ・第2次一宮市環境基本計画（市民会議案）について ほか ●策定会議（第3回目） ・第2次一宮市環境基本計画（案）について ほか 環境審議会（第1回目） ・第2次一宮市環境基本計画（案）について ほか 市長より環境審議会への諮問
10月	環境審議会（第2回目）
11月	パブリックコメント（～12月2日まで）
12月	●策定会議（第4回目）
平成26年1月	環境審議会（第3回目） 環境審議会から市長への答申

◆市民委員会議 ●行政会議

2 一宮市環境基本計画市民会議委員等名簿

(1) 市民委員名簿

担当作業部会	役 職	氏 名
生活環境作業部会	部会長	平 松 茂
	副部会長	中 江 勝
	委 員	早 川 さえ子
		松 本 昌 武
		山 本 順 子
自然共生作業部会	部会長	和 澤 功 ※1
	副部会長	江 口 英 機
	委 員	郷 文一郎
		林 咲
		山 内 正 智
循環社会作業部会	部会長	高 田 博 之 ※2
	副部会長	日 野 國 男
	委 員	石 田 正 彦
		岩 田 豊
		夫 馬 進
		宮 越 博 政
温暖化対策作業部会	部会長	柴 田 幸 二
	副部会長	船 橋 信 子
	委 員	伊 藤 薫
		長谷川 均

※1：市民会議会長

(順不同)

※2：市民会議副会長

(2) アドバイザーネ名簿

担当作業部会	氏 名
生活環境作業部会	和泉 潤 名古屋産業大学教授
自然共生作業部会	村上 健太郎 名古屋産業大学准教授
循環社会作業部会	加藤 悟 名古屋産業大学准教授
温暖化対策作業部会	岡村 聖 名古屋産業大学准教授

(順不同)

3 環境に関する現況・意識調査（市民）

（1）調査の目的

「第2次一宮市環境基本計画」の策定にあたり、市民の意向を調査し、資料として活用することを目的として実施しました。

（2）市民意識調査

ア 実施期間及び方法

調査期間は平成24年8月7日から27日までとし、郵送配布・郵送回収により実施しました。

イ 調査対象者

調査対象者は、住民基本台帳から無作為抽出した18歳以上の3,000人としました。

対象者数	回答者数	回収率
3,000名	1,091名	36.4%

ウ 調査対象者の属性

調査対象者の年齢、性別、職業、居住地区、一宮市での居住年数は以下のとおりです。

年 齡	回答数	比 率
18～29歳	74	6.8%
30歳代	157	14.4%
40歳代	181	16.6%
50歳代	164	15.0%
60歳代	254	23.3%
70歳以上	255	23.4%
無回答	6	0.5%
合計	1,091	100.0%

性 別	回答数	比 率
男性	398	36.5%
女性	574	52.6%
無回答	119	10.9%
合計	1,091	100.0%

職 業	回答数	比 率
自営業	94	8.6%
会社員	269	24.7%
農業	17	1.6%
アパート・マンション勤務	196	18.0%
学生	21	1.9%
仕事はしていない	393	36.0%
その他	88	8.1%
無回答	13	1.2%
合計	1,091	100.0%

お住まいの地域	回答数	比 率	人口※4
本庁地区 ※1	182	16.7%	62,987
葉栗・北方地区	77	7.1%	27,653
西成・浅井・千秋地区	206	18.9%	73,736
丹陽地区	74	6.8%	27,455
大和地区	114	10.4%	41,915
今伊勢地区	79	7.2%	25,892
奥・尾西東・西地区 ※2	172	15.8%	60,666
萩原・尾西南部地区 ※3	93	8.5%	32,619
木曾川町地区	86	7.9%	33,719
無回答	8	0.7%	
合計	1,091	100.0%	386,642

※1：宮西・貴船・神山・大志・向山・富士

※2：奥町・開明・三条・小信・起・大徳

※3：萩原町・朝日

※4：平成24年8月1日現在

一宮市にお住まいになってからの年数	回答数	比 率
5年未満	55	5.0%
5～9年	59	5.4%
10～19年	124	11.4%
20～29年	143	13.1%
30年以上	702	64.3%
無回答	8	0.7%
合計	1,091	100.0%



《一宮市の面積》

113.91 平方キロメートル

東西 約 15.3 キロメートル

南北 約 13.3 キロメートル

問1 あなたは環境問題に関心がありますか。当てはまるものを1つ選んで○をつけてください。

問1 環境問題への関心	回答数	比率
非常に関心がある	312	28.6%
少しは関心がある	680	62.3%
あまり関心はない	60	5.5%
関心はない	9	0.8%
無回答	30	2.7%
合計	1,091	100.0%

環境問題への関心については、「少しは関心がある」が最も多く62.3%、次いで「非常に関心がある」が28.6%となっており、合わせて90%以上が、関心があると回答しています。

問2 あなたは環境問題のどの分野に関心がありますか。お考えに最も近いものを1つ選んで○をつけてください。

問2 関心のある分野	回答数	比率
生物多様性等の自然環境問題	114	10.4%
近隣の身近な生活環境問題	333	30.5%
ごみ問題	271	24.8%
地球温暖化問題	287	26.3%
工場・事業場からの公害問題	19	1.7%
その他	7	0.6%
特に関心のある分野はない	32	2.9%
無回答	28	2.6%
合計	1,091	100.0%

関心のある環境問題については、「近隣の身近な生活環境問題」が最も多く30.5%、次いで「地球温暖化問題」が26.3%、「ごみ問題」が24.8%となっており、この3分野で合わせて80%以上となっています。

問3 あなたが一宮市内で自然を感じるものは何ですか。お考えに最も近いものを1つ選んで○をつけてください。

問3 市内で自然を感じるもの	回答数	比率
木曽川や河川敷の緑地	439	40.2%
公園、寺や神社などの木々	217	19.9%
田や畑などの農地	272	24.9%
木曽川以外の河川	16	1.5%
動物や昆虫などの生き物	50	4.6%
その他	12	1.1%
市内で自然を感じるものはない	66	6.0%
無回答	19	1.7%
合計	1,091	100.0%

一宮市内で自然を感じるものは、「木曽川や河川敷の緑地」が最も多く40.2%、次いで「田や畑などの農地」が24.9%、「公園、寺や神社などの木々」が19.9%となっており、一宮市の自然環境の特徴として、河川緑地、農地、公園林・社寺林等の保全が重要であることがわかります。

「その他」では、緑・自然が少なくなっているという意見が見られました。地区別には、大和地区及び奥・尾西東・西地区においては「田や畑などの農地」が最も多くなりました。

問4 あなたの周りの（身近な）自然環境の変化について、お考えに最も近いものを1つ選んで○をつけてください。

問4 身近な自然環境の変化	回答数	比率
セミ、トンボなど、身近な生き物の数や種類が減った	240	22.0%
田畠が減ったり、荒れたりしている	250	22.9%
きれいな川がなくなつた	138	12.6%
森林や大きな木が減っている	51	4.7%
自然の中で子供たちが遊べる場所が少なくなつた	325	29.8%
その他	15	1.4%
以前とそれほど変化を感じない	57	5.2%
無回答	15	1.4%
合計	1,091	100.0%

身近な自然環境の変化については、「自然の中で子供たちが遊べる場所が少なくなった」が最も多く29.8%、次いで「田畠が減ったり荒れたりしている」が22.9%、「セミ、トンボなど、身近な生き物の数や種類が減った」が22.0%となっています。自然環境全体の後退を感じている市民が多いことが伺えます。

年代別では、40歳代以下では「自然の中で子供たちが遊べる場所が少なくなった」が最も多く、50歳代、60歳代では「田畠が減ったり、荒れたりしている」が最も多くなり、比較対照する環境のイメージの年代による違い、関心の所在等が伺えます。

問5 一宮市の自然環境を良くするために何が有効だと思いますか。お考えに最も近いものを1つ選んで○をつけてください。

問5 自然環境を良くするために有効なこと	回答数	比率
まちの緑化を進める	416	38.1%
田や畠などの農地を保全する	224	20.5%
野生生物や昆虫、植物を保護する	57	5.2%
河川を浄化する	230	21.1%
開発事業を制限する	111	10.2%
その他	27	2.5%
無回答	26	2.4%
合計	1,091	100.0%

「その他」としては、公園・緑地の整備、散乱ごみ対策、外来生物の駆除、環境教育の実施等の意見がありました。

問6 市街地や周辺の農地についてあなたはどのようにお考えですか。お考えに最も近いものを1つ選んで○をつけてください。

問6 農地についての意見	回答数	比率
まちの中の緑として貴重なので、今後も農地は大切にして欲しい	383	35.1%
食料自給のため、農地は大切にしてほしい	417	38.2%
防災対策のため、農地は大切にしてほしい	66	6.0%
農地は開発して住宅用地や工業用地などとして利用すべきだ	36	3.3%
市民が身近に農業に触れることがある場として、活用すべきだ	136	12.5%
その他	21	1.9%
無回答	32	2.9%
合計	1,091	100.0%

一宮市の自然環境を良くするために有効なことについては、「まちの緑化を進める」が最も多く38.1%、次いで「河川を浄化する」が21.1%、「田や畠などの農地を保全する」が20.5%となっています。一宮市の自然環境における課題は、緑化、河川の浄化、農地の保全であると考えられていることが伺えます。

問7 あなたが一宮市の伝統や歴史を感じるもの（場所）は何ですか。お考えに最も近いものを1つ選んで○をつけてください。

問7 伝統・文化を感じる場所	回答数	比率
神社や寺院	322	29.5%
七夕まつりなど地元の祭り	421	38.6%
遺跡・史跡	72	6.6%
古いまちなみ	47	4.3%
その他	9	0.8%
あまり感じるものはない	197	18.1%
無回答	23	2.1%
合計	1,091	100.0%

一宮市の伝統や歴史を感じるものは、「七夕まつりなど地元の祭り」が最も多く38.6%、次いで「神社や寺院」が29.5%となっています。一方、「あまり感じるものはない」という意見も18.1%あり、2割弱の方は伝統や歴史を感じられないという意見を持っていることが伺えます。

「その他」としては、機屋のこぎり屋根、地

蔵盆・盆踊りなどの意見がありました。

年代別では、若い世代ほど「七夕まつりなど地元の祭り」という回答が多く、60歳代以上の高齢者は「神社や寺院」という回答が多く見られました。

問8 あなたが地域の伝統や歴史を守るために必要だと感じる取り組みは何ですか。お考えに最も近いものを1つ選んで○をつけてください。

問8 伝統・歴史を守るための取り組み	回答数	比率
資料館の充実や歴史資源の保存活動を充実させる	139	12.7%
市民の教育講座などを充実させる	65	6.0%
遺跡や史跡などを遊歩道などで連結させ、市民に身近なものにする	383	35.1%
地域での文化的な行事や取り組みへの支援を充実させる	309	28.3%
歴史や伝統を守っている個人を表彰したり、助成したりする	40	3.7%
その他	17	1.6%
特に必要性は感じない	105	9.6%
無回答	33	3.0%
合計	1,091	100.0%

地域の伝統や歴史を守るために必要な取り組みについては、「遺跡や史跡などを遊歩道などで連結させ、市民に身近なものにする」が最も多く35.1%、次いで「地域での文化的な行事や取り組みへの支援を充実させる」が28.3%、「資料館の充実や歴史資源の保存活動を充実させる」が12.7%となっています。社寺や史跡などを身近なものとするネットワーク化や遊歩道等の充実、行事等への支援が望まれています。

問9 家庭の生活排水対策としてあなたは普段、どのような取り組みを行っていますか。当てはまるもの全てに○をつけてください。

問9 家庭の生活排水対策	回答数	比率
調理油を流さないよう気をつける	707	64.8%
洗剤や漂白剤などを使いすぎないようにしている	452	41.4%
水きりネットなどを使用して調理くずなどを流さないようにしている	795	72.9%
環境負荷の少ない商品を選んでいる	214	19.6%
その他	16	1.5%
特に取り組んでいることはない	45	4.1%
無回答	20	1.8%
合計	1,091	100.0%

家庭の生活排水対策として取り組んでいることは、「水きりネットなどを使用して調理くずなどを流さないようにしている」が最も多く72.9%、「調理油を流さないよう気をつける」が64.8%、「洗剤や漂白剤などを使いすぎないようにしている」が41.4%となっており、市民の生活排水に対する意識の高さが伺えます。

「その他」としては、米のとぎ汁を植木にまく、生ごみ処理機を使用するなどの意見がありました。

問10 川をきれいにするために必要だと感じる取り組みは何ですか。お考えに最も近いものを1つ選んで○をつけてください。

問10 川をきれいにするための取り組み	回答数	比率
工場や事業所による水質汚濁への規制を厳しくする	344	31.5%
農薬の使用を制限するなど、環境に配慮した農業に取り組む	85	7.8%
家庭の生活排水に気をつける	316	29.0%
公共下水道の整備を急ぐ	233	21.4%
合併処理浄化槽の普及を促進する	55	5.0%
その他	12	1.1%
特に取り組んでいることはない	25	2.3%
無回答	21	1.9%
合計	1,091	100.0%

川をきれいにするために必要だと感じる取り組みについては、「工場や事業所による水質汚濁への規制を厳しくする」が最も多く31.5%、次いで「家庭の生活排水に気をつける」が29.0%、「公共下水道の整備を急ぐ」が21.4%となっており、事業所排水への規制強化とともに、生活排水に対する意識が重要と考えていることが伺えます。

「その他」としては、川の清掃、ごみを捨てないようにするなどの意見がありました。年代別に見ると、30歳代以下は「工場や事業所による水質汚濁への規制を厳しくする」が最も多く、特に29歳以下では44.6%となっていますが、50歳代以上では「家庭の生活排水に気をつける」が最も多くなっています。

問11 あなたがごみを減らすために家庭で行っていることはありますか。当てはまるもの全てに○をつけてください。

問11 ごみ減量のための家庭での取り組み	回答数	比率
無駄なものを買わないようにしている	554	50.8%
ごみの分別や資源回収に積極的に取り組んでいる	836	76.6%
買い物のときにマイバッグを持参したり、過剰包装を断つたりしている	890	81.6%
使い捨て商品を極力買わないようしている	316	29.0%
中身の詰め替えが出来る商品を選んで購入している	742	68.0%
生ごみ処理機・コンポスト容器などで、生ごみを堆肥化している	101	9.3%
不要品バザー、フリーマーケットなど、リサイクル運動に参加している	94	8.6%
その他	13	1.2%
特に行っていない	16	1.5%
無回答	17	1.6%
合計	1,091	100.0%

問12 ごみを減量するための方法について、お考えに最も近いものを1つ選んで○をつけてください。

問12 ごみ減量のための方法	回答数	比率
ごみを減らすための方法・分別の方法など、適切な情報提供をして欲しい	420	38.5%
分別をより細分化したり、有料化してもっとリサイクルを進めるべきだ	102	9.3%
ごみの処理は市の責務であり、市民が関与することではない	9	0.8%
市民のマナーを高めるべきだ	497	45.6%
その他	29	2.7%
特に必要だとは思わない	12	1.1%
無回答	22	2.0%
合計	1,091	100.0%

ごみ減量のために家庭で行っている取り組みは、「買い物のときにマイバッグを持参したり、過剰包装を断つたりしている」が最も多く81.6%、次いで「ごみの分別や資源回収に積極的に取り組んでいる」が76.6%、「中身の詰め替えが出来る商品を選んで購入している」が68.0%、「無駄なものを買わないようにしている」が50.8%となっています。ごみを減らすための行動を心がけている人が50%以上いることから、ごみ問題への意識の高さが伺えます。

「その他」としては、ごみの出やすいものを買わない、食べきれる分だけ作るなどの意見がありました。

ごみを減量するための方法としては、「市民のマナーを高めるべきだ」が最も多く45.6%、次いで「ごみを減らすための方法・分別の方法など、適切な情報提供をして欲しい」が38.5%で、この2つで8割以上を占めています。

年代別では50歳代は「適切な情報提供」が1位となっています。市民のマナーを高めることが必要と考えられるいっぽうで、細分化されるごみの分別ルールに戸惑い、適切な情報提供を求めていることが伺えます。

問13 あなたが家庭で実践している省エネルギー行動はありますか。当てはまるもの全てに○をつけてください。

問13 家庭で実践している省エネ行動	回答数	比率
冷暖房機器の温度調節に配慮している(冷房は28℃、暖房は20℃)	771	70.7%
緑のカーテンを作り、冷房の使用を減らしている	247	22.6%
テレビ、照明機器、炊飯ジャーなどをこまめに切るなどして節電に努めている	694	63.6%
コンセントからプラグを抜いて、待機電力を減らしている	375	34.4%
白熱電球を電球型蛍光ランプやLED電球に取り替えていている	333	30.5%
風呂は間隔なく入り、追い炊きを減らしている	409	37.5%
風呂の残り湯を洗濯に使うなど、節水に取り組んでいる	447	41.0%
家電の買い替え時は省エネタイプのものを選んでいる	641	58.8%
車の急発進や急加速を控え、アイドリングストップをしている	360	33.0%
自動車の使用を控え、バス、電車、自転車を利用している	211	19.3%
その他	23	2.1%
特に何もしていない	12	1.1%
無回答	16	1.5%
合計	1,091	100.0%

問14 あなたが家庭で導入している、または導入しようと思っている省エネルギー、再生可能エネルギー活用の製品は何ですか。当てはまるもの全てに○をつけてください。

問14 導入している・しようと思っている省エネ設備	導入した		3年以内に導入予定	
	回答数	比率	回答数	比率
太陽光発電	80	7.3%	51	4.7%
太陽熱利用	79	7.2%	21	1.9%
エコキュート	163	14.9%	37	3.4%
エコウィル	9	0.8%	1	0.1%
家庭用コージェネレーション	7	0.6%	19	1.7%
低公害車	278	25.5%	168	15.4%
その他	60	5.5%	79	7.2%
無回答	562	51.5%	747	68.5%
合計	1,091	100.0%	1,091	100.0%

15.4%、「太陽光発電」が4.7%、「エコキュート」が3.4%となっています。補助金が広く知られている影響もあり、低公害車の購入・購入予定が最も高くなっていますが、太陽光発電等の再生可能エネルギー利用製品に対する関心も高くなっていることが伺えます。また「その他」として最も回答が多かったものは「エコジョーズ」でした。

家庭で実践している省エネルギー行動は、「冷暖房機器の温度調節に配慮している」が最も多く70.7%、次いで「テレビ、照明機器、炊飯ジャーなどをこまめに切るなどして節電に努めている」が63.6%、「家電の買い替え時は省エネタイプのものを選んでいる」が58.8%となっています。

アンケート実施時期が夏季であったため、夏季の節電に関する項目や、エコポイント制度の後押しがあった省エネ家電への買い替えに関する回答が多くなっています。

「その他」としては、エアコン等を使用しない、遮熱カーテン・よしず等の使用による節電などの意見がありました。

家庭で導入している省エネルギー、再生可能エネルギー活用の製品は、「低公害車」が最も多く25.5%、次いで「エコキュート」が14.9%、「太陽光発電」が7.3%、「太陽熱利用」が7.2%となっています。

3年以内に導入しようと思っている製品は、「低公害車」が最も多く

問15 自動車の増加により環境に与える影響が心配されています。自動車の利用を抑制するためには必要なことは何ですか。お考えに最も近いものを1つ選んで○をつけてください。

問15 自動車利用を抑制するためには必要な行動	回答数	比率
歩道・自転車道を充実させ、歩くことが楽しくなるまちづくりを行う	317	29.1%
近距離での車の利用は控えるなど、個人の意識を変化させる	186	17.0%
駅周辺の駐輪場・駐車場を充実させ鉄道利用を促進させる	201	18.4%
i-バスなど、公共交通機関を充実させる	296	27.1%
その他	22	2.0%
特に対策はない	33	3.0%
無回答	36	3.3%
合計	1,091	100.0%

自動車の利用を抑制するために必要なことは、「歩道・自転車道を充実させ、歩くことが楽しくなるまちづくりを行う」が最も多く29.1%、次いで「i-バスなど、公共交通機関を充実させる」が27.1%となっています。自動車を利用しないでも済むような、歩道・自転車道の整備及び公共交通機関の充実が求められています。

年代別に見ると、50歳代以下は公共交通機関の充実、60歳代以上は歩道・自転車道の充実を求める意見が多くなっています。地区別では、

萩原・尾西南部地区では公共交通機関の充実の要望が最も高くなっています。

問16 あなたの地球温暖化防止に対する考え方について、以下のそれぞれについてお考えに最も近いものを1つ選んで○をつけてください。

問16 地球温暖化防止に対する考え方	そう思う	ややそう思う	あまりそう思わない	全くそう思わない	無回答
将来の世代のために私達が地球温暖化防止に努めるべきだ	801 73.4%	210 19.2%	35 3.2%	8 0.7%	37 3.4%
地球温暖化防止のためには生活が多少不便になんでもよい	256 23.5%	491 45.0%	238 21.8%	39 3.6%	67 6.1%
地球温暖化防止のために費用が必要なら、商品の価格が高くなあってもよい	91 8.3%	367 33.6%	434 39.8%	120 11.0%	79 7.2%
燃料や原料代が高くなれば消費が抑えられ、地球温暖化防止が進むと思う	94 8.6%	237 21.7%	509 46.7%	173 15.9%	78 7.1%
地球温暖化防止のために税金が高くなあってもやむを得ない	48 4.4%	267 24.5%	425 39.0%	279 25.6%	72 6.6%

地球温暖化防止に対する考え方について尋ねたところ、「将来の世代のために私達が地球温暖化防止に努めるべきだ」については「そう思う」が73.4%、「ややそう思う」が19.2%で、合計で9割以上の人人が同意しています。しかし「地球温暖化防止のために生活が多少不便になんでもよい」では「ややそう思う」が最も多く45.0%となり、生活の利便性の阻害には抵抗があることが伺えます。

また「地球温暖化防止のために費用が必要なら、商品の価格が高くなあってもよい」、「燃料や原料代が高くなれば消費が抑えられ、地球温暖化防止が進むと思う」、「地球温暖化防止のために税金が高くなあってもやむを得ない」では「あまりそう思わない」が最も高くなっています。費用面での負担に対しては拒否感が強いことが伺えます。

問17 環境教育のあり方についてあなたのお考えを聞かせてください。お考えに最も近いものを1つ選んで○をつけてください。

問17 環境教育のあり方	回答数	比率
子供の発達段階に合わせて小学校・中学校・高校と長期的・継続的に行うべきだ	531	48.7%
子供だけでなく家庭内で親子一緒に取り組む題材を提供すべきだ	391	35.8%
学校だけでなくNPOなどを通じて行うべきだ	68	6.2%
その他	11	1.0%
特に考えはない	57	5.2%
無回答	33	3.0%
合計	1,091	100.0%

環境教育のあり方については、「子供の発達段階に合わせて小学校・中学校・高校と長期的・継続的に行うべきだ」が最も多く48.7%、次いで「子供だけでなく家庭内で親子一緒に取り組む題材を提供すべきだ」が35.8%となっています。このことから、環境教育については学校や家庭が中心となって継続的に行うべきであり、そのための題材の提供が求められていることが伺えます。

問18 製造業などの事業所に望むことは何ですか。お考えに最も近いものを1つ選んで○をつけてください。

問18 製造業に望むこと	回答数	比率
大気汚染、水質汚濁、騒音など、付近への影響に気をつけてほしい	439	40.2%
有害物質などは適正に管理し、情報公開をしてほしい	173	15.9%
長持ちする製品や再利用できる製品など環境にやさしいものをつくりたい	320	29.3%
電気、水道など製造過程で消費するエネルギーを減らしてほしい	23	2.1%
環境問題に取り組む人材の育成をしてほしい	72	6.6%
その他	6	0.5%
特に望むことはない	30	2.7%
無回答	28	2.6%
合計	1,091	100.0%

製造業などの事業所に望むことは、「大気汚染、水質汚濁、騒音など、付近への影響に気をつけてほしい」が最も多く40.2%、次いで「長持ちする製品や再利用できる製品など環境にやさしいものをつくりたい」が29.3%となっています。

このことから、事業所に対する要望としては、近隣公害の防止に最も関心はあるものの、環境にやさしい製品の製造に関するニーズもあることが伺えます。

問19 商業やサービス業などの事業所に望むことは何ですか。お考えに最も近いものを1つ選んで○をつけてください。

問19 商業・サービス業に望むこと	回答数	比率
過剰包装を避けてほしい	248	22.7%
資源の拠点回収などを実施してほしい	198	18.1%
商店街や大型店で出る生ごみを堆肥化してほしい	100	9.2%
製造業と連携して、容器包装を減らしてほしい	200	18.3%
環境負荷の少ない商品を提供してほしい	202	18.5%
環境問題に取り組む人材の育成をしてほしい	69	6.3%
その他	10	0.9%
特に望むことはない	39	3.6%
無回答	25	2.3%
合計	1,091	100.0%

商業・サービス業などの事業所に望むことは、「過剰包装を避けてほしい」が最も多く22.7%、次いで「環境負荷の少ない商品を提供してほしい」が18.5%、「製造業と連携して、容器包装を減らしてほしい」が18.3%、「資源の拠点回収などを実施してほしい」が18.1%となっています。

包装の簡素化や、環境負荷の少ない商品の提供に関する希望が大きいことが伺えます。

問20 あなたが環境に関して市などの行政に望むことは何ですか。お考えに最も近いものを1つ選んで○をつけてください。

問20 行政に望むこと	回答数	比率
広報・インターネットなどを通じての環境情報をもっと提供してほしい	318	29.1%
環境に関する講演会やイベントを開催してほしい	102	9.3%
地域のボランティア活動や環境サークル等への支援・表彰などをしてほしい	102	9.3%
地域で環境活動を行うための指導者を育成してほしい	152	13.9%
企業や事業所への規制や監視を強めてほしい	272	24.9%
その他	22	2.0%
特に望むことはない	84	7.7%
無回答	39	3.6%
合計	1,091	100.0%

行政に望むことは、「広報・インターネットなどを通じての環境情報をもっと提供してほしい」が最も多く29.1%、次いで「企業や事業所への規制や監視を強めてほしい」が24.9%、「地域で環境活動を行うための指導者を育成してほしい」が13.9%となっています。

情報提供や事業所への規制・指導等のほか、人材育成への支援に関する希望が大きいことが伺えます。

問21 下の各項目について、あなたの満足度と一宮市としての重要度について、当てはまるものを1つずつ選んで○をつけてください。

問21 あなたの満足度と一宮市としての重要度について	満足度		重要度	
	得点	順位	得点	順位
水はけの状況	-0.076	7	0.967	4
河川(水の汚れ)の状況	-0.457	18	1.019	2
大気(空気の汚れ)の状況	0.010	6	0.965	5
道路の騒音・振動	-0.341	16	0.749	14
工場の騒音・振動	0.101	2	0.585	20
工場の排ガス(悪臭)	0.029	3	0.859	9
住まいの日当たりや風通し	0.471	1	0.806	12
公園・遊び場の数や整備状況	-0.317	15	0.782	13
緑、自然の豊かさ	-0.133	8	0.867	7
まちなみの美しさ、景観	-0.297	14	0.666	15
電車・バスなどの利用しやすさ	-0.501	19	0.862	8
道路の渋滞状況	-0.293	13	0.596	19
交通安全対策の状況	-0.252	11	0.814	11
歩道・自転車道の整備状況	-0.732	20	0.972	3
防災対策の整備	-0.359	17	0.956	6
隣近所との付き合い、人間関係	0.010	5	0.599	17
ごみ処理やリサイクルの状況	0.019	4	0.832	10
ごみのポイ捨てや不法投棄対策	-0.755	21	1.077	1
太陽光発電・風力発電等再生エネルギーの利用	-0.280	12	0.598	18
環境教育、環境学習の実施状況	-0.248	10	0.622	16
市民・事業者の環境活動の実践状況	-0.228	9	0.549	21

一宮市の環境に関する21項目について、満足度と重要度を尋ねました。満足度については、「満足」に2点、「ほぼ満足」に1点、「普通」に0点、「やや不満」に-1点、「不満」に-2点を与え、各項目ごとに平均点を算出しました。重要度についても同様に、「非常に重要」に2点、「かなり重要」に1点、「どちらともいえない」に0点、「さほど重要ではない」に-1点、「重要ではない」に-2点を与え、各項目ごとに平均点を算出しました。満足度で得点の高かった項目は、「住まいの日当たりや風通し」、「工場の騒音・振動」、「工場の排ガス(悪臭)」の順で、得点の低かった項目は「ごみのポイ捨てや不法投棄対策」、「歩道・自転車道の整備状況」、「電車・バスなどの利用のしやすさ」となりました。重要度で得点の高かった項目は、「ごみのポイ捨てや不法投棄対策」、「河川(水の汚れ)の状況」、「歩道・自転車道の整備状況」の順で、得点の低かった項目は「市民・事業者の環境活動の実践状況」、「工場の騒音・振動」、「道路の渋滞状況」となりました。以上より、散乱ごみ・不法投棄が最も不満が多く、かつ重要性が高い課題であると認識されており、その他の重要課題としては、河川水質、歩行者・自転車の交通環境整備などがあげられます。

4 環境に関する現況・意識調査（事業者）

（1）調査の目的

「第2次一宮市環境基本計画」の策定にあたり、事業者の意向を調査し、資料として活用することを目的として実施しました。

（2）事業者意識調査

ア 実施期間及び方法

調査期間は平成24年8月27日から9月7日までとし、郵送配布・郵送回収により実施しました。

イ 調査対象者

調査は、市内の主要な事業所を対象として実施しました。

対象者数	回答者数	回収率
350	152	43.4%

ウ 調査対象者の属性

調査対象事業所の種類、所在地、従業員数、本社・支社の別は以下のとおりです。

事業所の種類	回答数	比 率
建設業	21	13.8%
繊維工業・織維製品製造業	29	19.1%
その他の製造業	26	17.1%
運輸・通信業	5	3.3%
卸売・小売業・飲食店	26	17.1%
金融・保険業・不動産業	6	3.9%
サービス業	23	15.1%
その他	15	9.9%
無回答	1	0.7%
合計	152	100.0%

従業員数	回答数	比 率
29人以下	84	55.3%
30～49人	29	19.1%
50～99人	23	15.1%
100～199人	7	4.6%
200人以上	8	5.3%
無回答	1	0.7%
合計	152	100.0%

事業所の所在する地域	回答数	比 率
本庁地区	27	17.8%
葉栗・北方地区	5	3.3%
西成・浅井・千秋地区	7	4.6%
丹陽地区	10	6.6%
大和地区	3	2.0%
今伊勢地区	4	2.6%
奥・尾西東・西部地区	44	28.9%
萩原・尾西南部地区	22	14.5%
木曽川町地区	28	18.4%
無回答	2	1.3%
合計	152	100.0%

本社・支社の別	回答数	比 率
本社・本店等	124	81.6%
支社・支店等	25	16.4%
無回答	3	2.0%
合計	152	100.0%

問1 貴事業所では、事業活動を行う上で、環境についてどのようにお考えですか。お考えに最も近いものを1つ選んで○をつけてお答えください。

問1 環境に対する考え方	回答数	比率
関係する法規制等を遵守するよう努めている	30	19.7%
法規制等を遵守するとともに、日常から廃棄物削減、省エネ、省資源等に配慮している	68	44.7%
関係する法規制等はないが、日常から廃棄物削減、省エネ、省資源等に配慮している	42	27.6%
日常の事業活動では、環境上で問題となることはない	10	6.6%
その他	1	0.7%
無回答	1	0.7%
合計	152	100.0%

環境に対する考え方、「法規制等を遵守するとともに、日常から廃棄物削減、省エネルギー、省資源等に配慮している」が最も多く44.7%、次いで「関係する法規制等はないが、日常から廃棄物削減、省エネルギー、省資源等に配慮している」が27.6%、「関係する法規制等を遵守するよう努めている」が19.7%となっています。

法規制に加えて環境に配慮を行っている事業所が7割を超えていることがわかります。

問2 貴事業所の事業所活動が地域の環境に及ぼしている影響として、比較的大きいと考えられるものを2つ以内で選んで○をつけてお答えください。

問2 事業活動が地域の環境に及ぼす影響	回答数	比率
交通量、物流の増大	37	24.3%
地下水の多量使用	4	2.6%
大気の汚染	16	10.5%
水質の汚濁	13	8.6%
土壤の汚染	3	2.0%
騒音や振動の発生	38	25.0%
地盤沈下	0	0.0%
悪臭の発生	2	1.3%
日照の障害	0	0.0%
電波障害	1	0.7%
産業廃棄物やごみの多量発生	42	27.6%
建築物などによる景観への影響	5	3.3%
その他	0	0.0%
地域の環境に影響を及ぼしていない	51	33.6%
無回答	2	1.3%
合計	152	100.0%

事業活動が地域の環境に及ぼす影響は、「地域の環境に影響を及ぼしていない」を除くと「産業廃棄物やごみの多量発生」が最も多く27.6%、次いで「騒音や振動の発生」が25.0%、「交通量、物流の増大」が24.3%となっています。

問3 貴事業所において、地域の環境保全活動に対する貢献状況はいかがでしょうか。貴事業所の現状に最も近いものを1つ選んで○をつけてお答えください。

問3 地域の環境保全活動への貢献	回答数	比率
地域活動等に協賛金・協力金等の金銭的出費をしている	60	39.5%
環境美化活動等の地域活動に積極的に参加している	40	26.3%
地域との定期的な情報交換会等を実施している	6	3.9%
地域の人も対象としたイベントを実施している	8	5.3%
その他	24	15.8%
無回答	14	9.2%
合計	152	100.0%

地域の環境保全活動に対する貢献状況は、「地域活動等に協賛金・協力金等の金銭的出費をしている」が最も多く39.5%、次いで「環境美化活動等の地域活動に積極的に参加している」が26.3%となっています。

地域活動に何らかの形で参加・貢献をしている事業所が6割以上を占めており、地域と事業所が密接に関連している一宮市の特徴が伺えます。

問4 環境保全に要する費用と製品や商品のコストの考え方についてお伺いします。お考えに最も近いものを1つ選んで○をつけてお答えください。

問4 環境保全費用とコスト	回答数	比率
環境保全は、事業所として必須の取り組みであり、十分な対策を行う以上、製品や商品の値上げもやむをえない	13	8.6%
環境保全のため製品や商品の値上げをしたいが、消費者の理解が得られない	26	17.1%
環境への配慮よりも安い製品や商品を提供することの方が重要である	3	2.0%
環境保全を十分に行いつつ安い製品や商品を提供していくのが事業所としての課題である	49	32.2%
事業活動とあまり関係ない	57	37.5%
無回答	4	2.6%
合計	152	100.0%

環境保全に要する費用とコストとの関連については、「事業活動とあまり関係ない」が最も多く37.5%、次いで「環境保全を十分に行いつつ安い製品や商品を提供していくのが事業所としての課題である」が32.2%となっており、環境保全費用は当然のこととして捉えられていることが伺えます。

問5 貴事業所では、環境保全に関して具体的にどのような取り組みを行っていますか。各項目について当てはまるものを1つ選んで○をつけてお答えください。

問5 環境保全に対する取り組み	はい	いいえ	取り組む予定がある	該当しない	無回答
1) 大気汚染の防止に努めている	58	3	3	85	3
	38.2%	2.0%	2.0%	55.9%	2.0%
2) 水質汚濁の防止に努めている	57	3	2	88	2
	37.5%	2.0%	1.3%	57.9%	1.3%
3) 騒音・振動・悪臭の防止に努めている	87	2	0	60	3
	57.2%	1.3%	0.0%	39.5%	2.0%
4) 土壤汚染や地下水の汚染を引き起こす物質を適正に処理している	50	0	0	98	4
	32.9%	0.0%	0.0%	64.5%	2.6%
5) 日照障害や電波障害を極力発生させないような建物の構造にしている	41	3	1	102	5
	27.0%	2.0%	0.7%	67.1%	3.3%
6) 冷暖房の温度調節を適正にするなど、省エネルギーに取り組んでいる	138	5	2	4	3
	90.8%	3.3%	1.3%	2.6%	2.0%
7) 緑のカーテン作りに取り組んでいる	12	108	13	15	4
	7.9%	71.1%	8.6%	9.9%	2.6%
8) 低公害車の利用や自動車の使用を控える取り組みを行っている	61	54	16	16	5
	40.1%	35.5%	10.5%	10.5%	3.3%
9) 水の効率的利用、雨水利用などの節水に取り組んでいる	31	80	8	29	4
	20.4%	52.6%	5.3%	19.1%	2.6%
10) 建物の周囲の緑化に努め、建物の高さ、デザイン等周辺環境に配慮している	45	66	4	33	4
	29.6%	43.4%	2.6%	21.7%	2.6%
11) 環境負荷の少ない製品(再生品・詰め替え可能な製品等)またはエコマーク商品の購入や使用に努めている	80	40	3	24	5
	52.6%	26.3%	2.0%	15.8%	3.3%
12) 再生紙の使用や紙の使用量の削減に取り組んでいる(コピー用紙、印刷用紙、封筒等)	132	11	4	2	3
	86.8%	7.2%	2.6%	1.3%	2.0%
13) ごみ・産業廃棄物の減量、分別の徹底、リサイクル等を推進している	140	3	5	1	3
	92.1%	2.0%	3.3%	0.7%	2.0%
14) 二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量の削減に努めている	60	30	8	49	5
	39.5%	19.7%	5.3%	32.2%	3.3%
15) オブン層破壊物質などの使用抑制、排出の防止に努めている	42	22	5	78	5
	27.6%	14.5%	3.3%	51.3%	3.3%
16) 自然保護団体、環境保全団体等の活動に対し、協力、支援等を行っている	42	69	12	24	5
	27.6%	45.4%	7.9%	15.8%	3.3%
17) 工場周辺のごみ拾い等、地域の環境美化活動に取り組んでいる	99	30	6	13	4
	65.1%	19.7%	3.9%	8.6%	2.6%
18) 有害物質の管理手法としてPRTRを導入している	19	53	1	70	9
	12.5%	34.9%	0.7%	46.1%	5.9%
19) 環境負荷の少ない製品・商品の開発、製造等に取り組んでいる	35	34	1	78	4
	23.0%	22.4%	0.7%	51.3%	2.6%
20) LED照明やコーポレート・コミュニケーションシステムなど、省エネルギーのための設備を導入している	48	57	32	11	4
	31.6%	37.5%	21.1%	7.2%	2.6%
21) 太陽光発電設備など、再生可能エネルギー利用のための設備を導入している	14	94	27	12	5
	9.2%	61.8%	17.8%	7.9%	3.3%

事業所における取り組みの状況として、「はい」が多かった項目は、上位から「ごみ・産業廃棄物の減量、分別の徹底、リサイクル等を推進している」が92.1%、「冷暖房の温度調節を適正にするなど、省エネルギーに取り組んでいる」が90.8%、「再生紙の使用や紙の使用量の削減に取り組んでいる」が86.8%となっており、これらの項目が業種にかかわらず取り組みやすい項目であることを示しています。また「該当しない」、「無回答」を除くと、大気汚染・水質汚濁・騒音・振動・土壤汚染・地下水汚染・日照障害・電波障害等

の防止に関する項目は、いずれも実施率が9割以上となっています。これに対して緑のカーテン作り、再生可能エネルギーの利用、節水、PRTRの導入などの項目は、実施率が低くなっています。

問6 環境問題に関する論議が活発になっています。貴事業所における事業所活動と環境との関連についてのお考えについて最も近いものを1つ選んで○をつけてお答えください。

問6 事業所活動と環境との関連	回答数	比率
従来にも増して環境への配慮を行いながら事業所活動を行っていくべきである	70	46.1%
取り組みの必要性は感じるが、事業所経営の面から難しい点が多い	42	27.6%
取り組みの必要性は感じるが、具体的な方策がわからない	18	11.8%
特に考えていない	18	11.8%
無回答	4	2.6%
合計	152	100.0%

事業所活動と環境との関連については、「従来にも増して環境への配慮を行いながら事業所活動を行っていくべきである」が最も多く46.1%、次いで「取り組みの必要性は感じるが、事業所経営の面から難しい点が多い」が27.6%となっており、環境への配慮を必要不可欠と認識している事業所が多い一方で、必要性は認めるものの困難を感じている事業所も多いことが伺えます。

問7 貴事業所では、どのような体制と方針で環境保全に取り組んでいますか。当てはまるものを全て選んで○をつけてお答えください。

問7 環境保全の体制と方針	回答数	比率
環境問題に取り組むための専門部署を設置している	11	7.2%
環境に関する経営方針を定めている	33	21.7%
環境に関する具体的な目標を定めている	34	22.4%
社員に対する環境教育を実施している	48	31.6%
社員が取るべき環境に関する行動マニュアルを作成している	26	17.1%
地域社会や周辺住民等への協力や連係により地域に貢献している	49	32.2%
その他	22	14.5%
無回答	26	17.1%
合計	152	100.0%

環境保全に取り組む体制と方針は、「地域社会や周辺住民等への協力や連係により地域に貢献している」が最も多く32.2%、次いで「社員に対する環境教育を実施している」が31.6%、「環境に関する具体的な目標を定めている」が22.4%、「環境に関する具体的な経営方針を定めている」が21.7%となっています。地域との連係を重視しつつ、社員を環境づくりの担い手とする教育にも取り組んでいることが伺えます。

問8 「ISO14000シリーズ」「エコアクション21」などの環境マネジメントシステムについて、貴事業所の現状に最も近いものを1つ選んで○をつけてお答えください。

問8 環境マネジメントシステムについて	回答数	比率
知らないし関心もない	40	26.3%
環境マネジメントシステムに関心はあるのだがわかっている社員がいない	23	15.1%
環境マネジメントシステムに大いに関心があり、現在情報を集めている	7	4.6%
環境マネジメントシステムの認証取得・登録する予定で、現在準備中である	1	0.7%
環境マネジメントシステムの認証を取得した	19	12.5%
環境マネジメントシステムとは関係なく、環境保全のための取り組みを進めしていく	50	32.9%
無回答	12	7.9%
合計	152	100.0%

環境マネジメントシステムについては、「環境マネジメントシステムとは関係なく、環境保全のための取り組みを進めていく」が最も多く32.9%、次いで「知らないし関心もない」が26.3%、「環境マネジメントシステムに関心はあるがわかっている社員がいない」が15.1%、「環境マネジメントシステムの認証を取得した」が12.5%となっています。環境マネジメントシステムを意識しつつ環境への取り組みを進めているものの、認証取得にはハードルが高いことが伺えます。

問9 LED照明やコージェネレーションなどの省エネルギーのための設備を導入する際の初期投資について、貴事業所の現状に最も近いものを1つ選んで○をつけてお答えください。

問9 省エネ設備のための初期投資について	回答数	比率
既に取り組んでいる	37	24.3%
初期投資が数年で回収されるなら、取り組みたい	36	23.7%
初期投資の回収は難しくても、負担できる程度の金額なら取り組みたい	21	13.8%
費用が過大で、今のところ取り組む予定はない	35	23.0%
特定の業種のみ当てはまることがあります、あまり関係ない	15	9.9%
その他	3	2.0%
無回答	5	3.3%
合計	152	100.0%

省エネルギー設備のための初期投資については、「既に取り組んでいる」が最も多く24.3%、次いで「初期投資が数年で回収されるなら取り組みたい」が23.7%、「費用が課題で今のところ取り組む予定はない」が23.0%となっています。

最近、比較的安価な省エネルギー設備が普及してきたこともあり、取り組みへの意識が大きくなっていることが伺えます。

問10 全体として、貴事業所はどのような立場から環境問題に取り組んでいくお考えですか。当てはまるものを2つ以内で選んで○をつけてお答えください。

問10 環境問題に取り組む立場	回答数	比率
環境への配慮は、企業の社会的な責務である	101	66.4%
環境への配慮を行うことは、企業や商品のイメージアップにつながる	37	24.3%
環境関連ビジネスは、新しいビジネスチャンスであり、積極的に取り組みたい	9	5.9%
環境への配慮は、顧客ニーズとしても高く、取り組む必要がある	25	16.4%
環境への配慮は、コストの削減や利益率の向上につながる	25	16.4%
将来の温室効果ガス排出規制や環境税導入などを想定すると、早い段階での取り組みが不可欠である	11	7.2%
特に環境問題には取り組んでいないし、今後の予定もない	16	10.5%
その他	1	0.7%
無回答	7	4.6%
合計	152	100.0%

環境問題に取り組む立場については、「環境への配慮は、企業の社会的な責務である」が最も多く66.4%を占めています。一方、「特に環境問題には取り組んでいないし、今後の予定もない」は10.5%にとどまり、事業所も何らかの立場で環境問題に取り組んでいく必要性を感じていることが伺えます。

問11 貴事業所では省エネルギーに関する目標を設定されていますか。現状に最も近いものを1つ選んで○をつけてお答えください。

問11 省エネに関する目標	回答数	比率
具体的な目標値を設定して取り組んでいる	40	26.3%
今後取り組む予定である	45	29.6%
今のところ取り組む予定はない	60	39.5%
その他	3	2.0%
無回答	4	2.6%
合計	152	100.0%

省エネルギーに関する目標設定については、「今のところ取り組む予定はない」が最も多く39.5%、次いで「今後取り組む予定である」が29.6%、「具体的な目標値を設定して取り組んでいる」が26.3%となっています。半数以上の事業所が目標値を既に設定して取り組んでいる、または取り組む予定であり、着実に省エネルギーが広がりつつあることが伺えます。

問12 問11で「今のところ取り組む予定はない」を選択された事業所にお伺いします。取り組む予定がない理由は何ですか。最も近いものを1つ選んで○をつけてお答えください。

問12 取り組む予定がない理由	回答数	比率
省エネルギーは十分行っているのでこれ以上できない	3	5.0%
省エネルギーは推進しているが、目標値を設定していない	28	46.7%
省エネルギーを行う必要があるが、具体的な方法などがわからない	23	38.3%
省エネルギーに特に関心がなく、行う予定もない	4	6.7%
その他	2	3.3%
無回答	0	0.0%
合計	60	100.0%

省エネルギーに取り組む予定がない理由は、「省エネルギーは推進しているが、目標値を設定していない」が最も多く46.7%、次いで「省エネルギーを行う必要があるが、具体的な方法などがわからない」が38.3%となっています。

省エネルギーの手法や取り組みの目標値の設定に関する情報提供等の支援の必要性が伺えます。また、この設問においては業種による大きな違いはみられません。

問13 貴事業所が環境問題に取り組む上で、市民にどのような行動を望みますか。当てはまるものを2つ以内で選んで○をつけてお答えください。

問13 市民に望む行動	回答数	比率
多少価格が高くても環境にやさしい製品・商品を積極的に購入してほしい	67	44.1%
製品・商品の無包装化や簡素化について理解してほしい	53	34.9%
故障・破損しても、修理をして製品を長く大事に扱ってほしい	29	19.1%
モデルチェンジの適正化について理解してほしい	6	3.9%
製品使用後のリサイクルに協力してほしい	39	25.7%
その他	5	3.3%
無回答	17	11.2%
合計	152	100.0%

環境問題に取り組む上で市民に望む行動は、「多少価格が高くても環境にやさしい製品・商品を積極的に購入してほしい」が最も多く44.1%、次いで「製品・商品の無包装化や簡素化について理解してほしい」が34.9%、「製品使用後のリサイクルに協力してほしい」が25.7%となっています。

問14 貴事業所が今後様々な環境保全対策に取り組んでいく上で、市などの行政に望むことは何ですか。当てはまるものを2つ以内で選んで○をつけてお答えください。

問14 行政に望むこと	回答数	比率
事業所、行政、ボランティア団体、NPO、住民等の相互協力による環境づくり	34	22.4%
事業所、ボランティア、NPOの環境保全への取り組みを評価する制度づくり	18	11.8%
事業所への環境保全のための情報提供やガイドブックの作成	44	28.9%
環境保全のための公的融資や補助金制度の充実	68	44.7%
法や条例による規制、監視の強化	14	9.2%
環境負荷の少ない製品・商品の優先的な購入	26	17.1%
環境問題に取り組む人材育成制度の充実	18	11.8%
その他	2	1.3%
無回答	6	3.9%
合計	152	100.0%

市などの行政に望むことは、「環境保全のための公的融資や補助金制度の充実」が最も多く44.7%、次いで「事業所への環境保全のための情報提供やガイドブックの作成」が28.9%、「事業所、行政、ボランティア団体、NPO、住民等の相互協力による環境づくり」が22.4%となっています。

問15 一宮市で省エネルギー推進を図るために市や市民にどのような行動を望みますか。当てはまるものを2つ以内で選んで○をつけてお答えください。

問15 省エネで市民・市に望む行動	回答数	比率
一人ひとりが気をつけて省エネルギー行動を行う	102	67.1%
新しく機器を購入する場合には、省エネラベルを参考に機器を選定する	26	17.1%
小中学生や市民対象の省エネルギー行動についての講座を開催する	33	21.7%
ホームページや広報などで省エネルギーを呼びかける	26	17.1%
行政等が率先して省エネルギー機器購入や省エネルギー行動を実践する	52	34.2%
その他	1	0.7%
無回答	4	2.6%
合計	152	100.0%

一宮市で省エネルギー推進を図るために市や市民に望むことは、「一人ひとりが気をつけて省エネルギー行動を行う」が最も多く67.1%、次いで「行政等が率先して省エネルギー機器購入や省エネルギー行動を実践する」が34.2%、「小中学生や市民対象の省エネルギー行動についての講座を開催する」が21.7%となっています。省エネルギーについては、行政の先導や率先行動に頼らず市民一人ひとりが実践すべきであると考えていることが伺えます。

問16 今後の事業所活動は、「経済発展」と「環境問題」という二つの難しい課題に対応していく必要がありますが、両者の関係について、貴事業所のお考えに最も近いものを1つ選んで○をつけてお答えください。

問16 経済発展と環境	回答数	比率
事業所としては、経済の発展を優先していき、環境問題は科学的技術によって解決していくべきだ	9	5.9%
環境や自然の保護と言っても、経済の発展を阻害しない程度に考えればよいことだ	15	9.9%
経済の発展と環境や自然の保護との調和を考えいくべき段階である	117	77.0%
環境や自然の保護を優先するためには、経済の発展が少しくらい犠牲になつても仕方ない	2	1.3%
経済の発展に関係なく、環境や自然の保護を優先すべきである	3	2.0%
その他	3	2.0%
無回答	3	2.0%
合計	152	100.0%

経済発展と環境問題との関係については、「経済の発展と環境や自然の保護との調和を考えていくべき段階である」が最も多く77.0%となっています。経済の発展が最優先、反対に環境や自然保護が最優先という意見は少数となりました。

5 一宮市環境基本条例

平成 16 年 3 月 24 日 条例第 19 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 6 条)

第 2 章 環境の保全等に関する基本的施策(第 7 条—第 21 条)

第 3 章 地球環境保全の推進のための施策(第 22 条・第 23 条)

第 4 章 一宮市環境審議会(第 24 条—第 29 条)

付則

私たちのまち一宮市は、本州のほぼ中央の濃尾平野中央部に位置し、木曽川をはじめとする幾筋もの河川が織り成す豊かな自然といいしえからの歴史に恵まれ、先人たちの長年の努力により、産業を興し、文化をはぐくみ、暮らしやすいまちを築いてきた。

しかしながら、今日の都市化の進展や生活様式の変化は、資源やエネルギーを大量に消費し、様々な環境への負荷を与えてきた。その結果、環境問題は、ますます複雑化、多様化し、環境への影響は、地域にとどまらず、地球的規模に広がり、将来の世代にわたる問題として認識されるに至った。

もとより、私たちは、良好な環境のもとで、安心、安全かつ快適な生活を営む権利を有するとともに、この恵み豊かな環境を守り育て、健全な状態で将来の世代に引き継いでいく大きな責務を有している。

このような認識のもとに、市、事業者及び市民がそれぞれの自覚と責任において、相互の協力により、持続的発展が可能な社会を目指すとともに、安全で快適な魅力あふれる環境都市を実現するため、ここにこの条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造(以下「環境の保全等」という。)について、基本理念を定め、並びに一宮市(以下「市」という。)、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本的な事

項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の健康で安全かつ快適な生活が将来にわたって確保されることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 環境の保全等 安全で快適な生活環境や良好な自然環境を維持するとともに、適切に環境の向上を図るため、環境にやさしい快適な生活空間を作り出すことをいう。

(3) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(4) 公害 事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全等は、次に掲げることを基本理念として行われなければならない。

(1) 市民が安全で健康かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくこと。

(2) 人と自然が共生し、環境への十分な配慮を行うことにより、環境への負荷が少なく、持続的に発展することができる社会を構築すること。

(3) 市、事業者及び市民のすべてがそれぞれの責務を自覚し、相互に協力・連携して推進すること。

(4) 市、事業者及び市民が地球環境保全を自らの問題としてとらえ、それぞれの事業活動及び

日常生活において積極的に推進すること。

(市の責務)

第 4 条 市は、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全等について配慮するものとする。

3 市は、率先してその活動に伴う資源及びエネルギーの利用等による環境への負荷を低減するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、その事業活動に伴う資源及びエネルギーの利用等による環境への負荷を低減するよう努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全等に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第 6 条 市民は、その日常生活に伴う資源及びエネルギーの利用等による環境への負荷を低減するよう努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全等に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

第 2 章 環境の保全等に関する基本的施策

(施策の策定等に係る基本方針)

第 7 条 環境の保全等に関する施策の策定及び実施は、第 3 条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の連携を図りつつ、市、事業者及び市民が協働して総合的かつ計画的に行うものとする。

(1) 市民の健康が保持され、及び生活環境が保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。

(2) 緑地、水辺等における自然環境を地域の自然的及び社会的条件に応じて体系的に保全すること。

(3) 自然との豊かな触れ合いを確保するととも

に、潤いのある都市景観の創出及び保全並びに歴史的文化遺産の保護及び活用を図ること。

(4) 環境に配慮した生活様式の定着を図ること。

(5) エネルギーの有効利用、資源の循環的利用及び廃棄物の減量を促進すること。

(6) 地球環境保全に資する施策を積極的に推進すること。

(環境基本計画の策定及び変更)

第 8 条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、一宮市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 環境の保全等に関する長期的な目標

(2) 環境の保全等に関する施策

(3) 環境の保全等に関する行動指針

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する重要事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「市民等」という。）の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ一宮市環境審議会の意見を聴かなければならない。

5 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

6 前 3 項の規定は、環境基本計画を変更する場合について準用する。

(環境基本計画の推進)

第 9 条 市長は、環境基本計画の推進に当たっては、十分な進行管理のもと、継続的な計画の見直しや改善を図りながら、実効性を確保するとともに、その内容を総合的かつ計画的に推進し、掲げられた各施策の目標の実現を図らなければならない。

(規制の措置)

第 10 条 市は、公害の原因となる行為及び自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがある行為に

- 関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全等を図るため必要があると認めるときは、必要な規制の措置を講ずるものとする。
(環境の保全等に資する施設の整備等)
- 第 11 条 市は、環境の保全等に資する施設の整備を推進するものとする。
- 2 市は、公園、緑地その他の環境の保全等に資する公共的施設の整備を積極的に推進するとともに、これらの施設の利用の促進及び適正な管理に努めるものとする。
(エネルギーの有効利用等の促進)
- 第 12 条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民等によるエネルギーの有効利用、資源の循環的利用及び廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たって、エネルギーの有効利用、資源の循環的利用及び廃棄物の減量に努めるものとする。
(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)
- 第 13 条 市は、環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進を図るため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
(市民等の参加の機会の確保)
- 第 14 条 市は、環境の保全等に関する施策を推進するに当たっては、市民等の参加の機会を確保するよう努めるものとする。
- 2 前項の場合において、市は、児童及び生徒の参加についても配慮するものとする。
(環境の保全等に関する教育及び学習の推進)
- 第 15 条 市は、市民等が環境の保全等についての理解を深めるとともに、それに関する活動が促進されるよう、環境の保全等に関する教育及び学習の推進を図るものとする。
- 2 前項の場合において、市は、特に児童及び生徒の教育及び学習を積極的に推進するよう努めるものとする。
(市民等の自発的な活動の支援)
- 第 16 条 前条に定めるもののほか、市は、市民

等による環境の保全等に関する自発的な活動が促進されるよう必要な支援の措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)

第 17 条 市は、環境の保全等に関する必要な情報を収集するとともに、その情報を市民等に適切に提供するよう努めるものとする。

(調査及び研究の実施等)

第 18 条 市は、環境の保全等に資するため、必要な調査及び研究を実施するとともに、その成果の普及に努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第 19 条 市は、環境の状況を的確に把握するため、環境に係る監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力等)

第 20 条 市は、市の区域外へ及ぼす環境への負荷の低減に努めるとともに、環境の保全等のため広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力してその推進に努めるものとする。

(施策の推進体制の整備)

第 21 条 市は、環境政策を総合的かつ計画的に推進するため、体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

第 3 章 地球環境保全の推進のための施策

(地球環境保全に資する施策の推進)

第 22 条 市は、地球環境保全に資するため、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等に関する施策を積極的に推進するものとする。

(地球環境保全に関する国際協力の推進)

第 23 条 市は、国等と連携し、環境の保全等に関する技術及び情報の提供等により、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第 4 章 一宮市環境審議会

(一宮市環境審議会の設置)

第 24 条 環境の保全等に関する基本的事項を調査審議するため、環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、一宮市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する基本的事項

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

(平18条例49・平22条例17・一部改正)

(審議会の組織)

第25条 審議会は、次に掲げる者たちから市長が委嘱する18人以内の委員で組織する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 市民
- (4) 事業者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(平18条例49・平22条例17・平23条例21・一部改正)

(委員の任期等)

第26条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第27条 審議会に会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第28条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、議事に關係のある者の出席を求めて、その意見を聞くことができる。

(審議会の運営に関する事項)

第29条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4章並びに次項及び付則第3項の規定は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成16年4月1日(以下「施行日」という。)以後最初に策定される環境基本計画に対する第8条第4項の規定の適用については、同項中「一宮市環境審議会」とあるのは、「一宮市環境基本計画策定審議会の設置に関する条例(平成14年一宮市条例第26号)に規定する一宮市環境基本計画策定審議会」と読み替えるものとする。

3 第28条第1項の規定にかかわらず、施行日以後最初に招集される審議会の会議は、市長が招集する。

付 則(平成18年9月29日条例第49号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の一宮市環境基本条例(以下「新条例」という。)第25条の規定により新たに選任される委員の任期は、新条例第26条の規定にかかわらず、この条例の施行の際、現に改正前の一宮市環境基本条例の規定により選任されている委員の任期の残任期間と同一の期間とする。

付 則(平成22年3月26日条例第17号)抄
(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

付 則(平成23年6月29日条例第21号)
(施行期日)

1 この条例は、平成23年8月1日から施行する。
(経過措置)

2 改正後の第25条の規定により新たに委嘱される委員(当該委員の欠員による後任者を含む。)の任期の終期については、改正後の第26条の規定にかかわらず、平成24年3月31日とする。

6 一宮市環境審議会の運営に関する規則

平成 18 年 9 月 29 日 規則第 67 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、一宮市環境基本条例（平成 16 年一宮市条例第 19 号）第 29 条の規定に基づき、一宮市環境審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会の設置)

第 2 条 審議会には、専門的な見地から審議事項を検討させるため、必要に応じて、部会を置くことができる。

(部会長及び副部会長)

第 3 条 部会に部会長及び副部会長それぞれ 1 人を置き、委員の互選により選出する。

2 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会の会議)

第 4 条 部会の会議は、部会長が招集し、部会長が会議の議長となる。

2 部会の会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。

3 部会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 部会は、議事に関係のある者の出席を求めて、その意見を聞くことができる。

(報告)

第 5 条 部会長は、部会での検討結果を審議会に報告しなければならない。

(雑則)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この規則は、公布の日から施行する。
2 第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、この規則の施行の日以後最初に招集される部会の会議は、会長が招集する。

7 一宮市環境基本計画市民会議設置要綱

(設置)

第 1 条 第 2 次一宮市環境基本計画（以下「基本計画」という。）の策定に当たり、市民の意見を求めるため、一宮市環境基本計画市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(活動)

第 2 条 市民会議では、次の活動を行う。

（1）基本計画に盛り込む内容について、市民の目線で検討する。

（2）前号の検討内容を集約し、事務局に提案する。

(組織)

第 3 条 市民会議は 20 名程度の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるすべての要件を満たす者のうちから市長が委嘱する。

（1）市内に住所を有し、又は市内の事業者に勤務している年齢 18 歳以上の者で、本市の環境行政に关心があり、積極的に活動できる者

（2）正当な事由がある場合を除き、本市が主催する会議等に支障なく参加できる者

3 市民会議に、次に掲げる作業部会（以下「部会」という。）を置く。この場合において、委員は、いずれかの部会に所属するものとする。

（1）生活環境作業部会

（2）自然共生作業部会

（3）循環社会作業部会

（4）温暖化対策作業部会

(会長及び副会長)

第 4 条 市民会議に、会長及び副会長各 1 名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、市民会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 市民会議の会議は、必要に応じて会長が

招集し、その議長となる。ただし、会長が決定するまでの会議については、市長が招集する。

2 市民会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 市民会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。

(部会長等)

第6条 各部会に部会長及び副部会長各1名を置く。

2 部会長及び副部会長は、各部会の委員の互選によって定める。

3 部会長は、部会を代表し、部会の会務を総理する。

4 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期等)

第7条 委員の任期は、基本計画策定までの間とする。

2 委員は、前項の任期満了後においても、基本計画に基づく本市の環境政策に積極的に協力するよう努めなければならない。

(目的外利用の禁止)

第8条 委員は、市民会議及び部会において知り得た情報について、基本計画策定の目的以外の目的に利用してはならない。

(解職)

第9条 市長は、第7条第1項の規定にもかかわらず、委員に次の各号に掲げるいずれかの事由が生じたときは、その任期中においてもこれを解職することができます。

(1) 病気等により職務が遂行できなくなったとき。

(2) 委員から辞職の申出があったとき。

(3) 前条の規定に違反する行為があつたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、委員として不適切と認められる事由があつたとき。

(謝礼)

第10条 委員には、予算の範囲内において、会議等1回の出席につき、謝礼として日額2,000円を支払う。

(事務局)

第11条 市民会議の事務局は、環境保全課とする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関する必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成14年9月30日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年10月16日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月2日から施行する。

8 一宮市環境基本計画策定会議設置要綱

(設置)

第1条 第2次一宮市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するに当たって、必要な連絡調整を行うため、一宮市環境基本計画策定会議（以下「策定会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定会議は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 第7条に規定する検討部会（以下「検討部会」という。）への指示
 - (2) 関係組織、審議会等との連絡調整
 - (3) 市民及び事業者に対する説明会の実施
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、環境基本計画策定の支援
- （組織）

第3条 策定会議は、別表第1に掲げる者で構成する。

(会長及び副会長)

第4条 策定会議には、会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、環境部長をもって充てる。
- 3 副会長は、環境部次長をもって充てる。
- 4 会長は、策定会議を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第5条 策定会議は、会長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第6条 策定会議の庶務は、環境部環境保全課において処理する。

(検討部会の設置及び組織)

第7条 策定会議に、市民会議の各部会への助言及び資料提供並びに環境基本計画に係る情報整理を行うため、検討部会を設置する。

2 前項に定める検討部会は、次の4つとする。

- (1) 生活環境検討部会
- (2) 自然共生検討部会
- (3) 循環社会検討部会

(4) 温暖化対策検討部会

- 3 検討部会の委員は、別表第2に掲げる課等の職員のうち、副主監をもって充てる。ただし、副主監を置かないとき、又は副主監が欠けたときは、主査とする。
- 4 検討部会は、会長の指示により開催し、環境保全課長がその議長となる。
- 5 検討部会については、策定会議に関する規定を準用する。

(雜則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成14年8月20日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月2日から施行する。

別表第1（第3条関係）

環境部長、環境部次長、地域ふれあい課長、管財課長、健康づくり課長、環境保全課長、清掃対策課長、施設管理課長、浄化課長、経済振興課長、農業振興課長、まちづくり課長、公園緑地課長、維持課長、道路課長、治水課長、建築住宅課長、経営総務課長、上水道整備課長、下水道建設1課長、下水道建設2課長、消防本部総務課長、一宮消防署長、学校教育課長、博物館事務局長

別表第2（第7条関係）

生活環境検討部会	地域ふれあい課、管財課、環境保全課、清掃対策課、施設管理課、浄化課、農業振興課、公園緑地課、維持課、道路課、治水課、経営総務課、下水道建設1課、下水道建設2課、消防本部総務課、一宮消防署
自然共生検討部会	健康づくり課、環境保全課、清掃対策課、施設管理課、経済振興課、まちづくり課、公園緑地課、維持課、道路課、治水課、上水道整備課、学校教育課、博物館事務局

循環社会検討部会	地域ふれあい課、環境保全課、清掃対策課、施設管理課、経済振興課、農業振興課、維持課
温暖化対策検討部会	管財課、環境保全課、公園緑地課、経済振興課、道路課、建築住宅課、経営総務課、消防本部総務課、一宮消防署

資料

条例等

9 用語説明

【あ行】

あいち自動車環境戦略 2020

自動車N O X・P M法に基づき、愛知県が大気環境や騒音の改善、二酸化炭素の排出削減に向けて自動車環境対策を定めた計画です。

愛・道路パートナーシップ事業

愛知県、地元市町村と住民や企業などの実施グループの3者が協力して行う道路の清掃活動で、県管理道路で継続的に清掃美化活動を行い、県と地元市町村がこれを支援し、3者のパートナーシップにより地域に愛される快適な道路環境づくりを進めていく事業です。

アイドリング・ストップ

自動車、オートバイなどが停止している時にエンジンをかけっぱなしにすること（アイドリング）を、出来るだけやめることで大気汚染物質や温室効果ガスの抑制につながります。

アダプトプログラム

アダプト（A D O P T）とは、養子にするの意味で、住民や企業がボランティアとして、道路や公園などを自らの養子とみなし、愛情と責任を持って定期的に清掃・美化などを行うことをいいます。

一宮市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、長期的視点に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針となる計画に位置づけられ、一宮市の一般廃棄物の種類及び分別の区分、一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項、一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項などを定めています。

一宮市地域防災計画

一宮市内の地震や津波、原子力災害に備えて、住民避難などを定めた計画のことです。

一宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、一宮市内の温室効果ガスの排出抑制など、地球温暖化防止に向けた施策を定めます。

一宮市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、京都議定書目標達成計画に即して、市の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を定めています。

一宮市都市計画に関する基本方針（一宮市都市計画マスターplan）

都市計画法に基づき、住民の意見を反映し、都市の具体性のある将来ビジョンを確立・実現化するため、一宮市の方針を定めたものです。

一宮市緑の基本計画

都市緑地法に基づき、一宮市内の緑地の保全、公園の整備、民有地の緑化の推進など、緑について全般的に、将来あるべき姿とそれを実現するための施策を定めたものです。

一級河川

河川法により、国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令で指定されたもの（一級水系）のうち、国土交通大臣が区間を限定して指定した河川です。

雨水浸透ます

道路の集水ますや、家庭内の雨水ますの底に砕石などを敷き詰め、雨水を地中に浸透させるますことで、浸水被害の軽減や地下水のかん養などを図ります。

雨水貯留タンク

雨水の有効利用を図るため、地下や軒下などに設置される雨水を貯留するためのタンクです。

打ち水

玄関前の道や庭先などに水をまく、昔からの日本の風習で、道路などのほこりを抑える効果があり、夏の暑い日には、まいた水が蒸発する際に、大気中の熱を奪うため、体感温度が2度くらい下がるともいわれています。

エコアクション一宮

→一宮市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

エコアクション21

中小企業などにおいても容易に環境配慮の取り組みを進めることができるよう、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告を一つに統合した環境配慮のツールで、環境省がガイドラインを策定しています。このガイドラインに基づき、取り組みを行う事業者を審査し、認証・登録する制度が設けられています。

エコクッキング

買物から調理、食器洗い、片付けに至るまで環境に配慮した食生活を提案するものです。

エコスクール運動

一宮市が市内小中学校を対象に実施している事業で、学校生活の中で、資源の有効利用や環境負荷の低減など「地球にやさしい学校づくり」を目指した取り組みを通じて、児童・生徒の環境意識を高めようとする運動です。

エコドライブ

環境負荷の低減に配慮した自動車の運転方法で、アイドリングストップや急加速・急ブレーキの少ない運転、タイヤの空気圧の適正化などを心がけた運転のことです。

オゾン層

地上から約10～50km上空の成層圏にある層で、地球を取り巻く大気中のオゾンの大部分が存在し、太陽光に含まれる有害紫外線の大部分を吸

収し、地球上の生きものを保護する役割を果たしています。

汚濁負荷量

環境に排出される汚濁物質の量のことで、排出量と濃度の積で表されます。工場や事業場などからの排水や排出ガスは、濃度による規制が用いられていますが、低濃度でも排出量が多ければ環境に与える影響は大きくなるため、環境への影響を推定・評価する時には、一般に汚濁負荷量が用いられます。

温室効果ガス

地表から放出される熱の一部を吸収し地球を温室のように暖める効果をもたらす気体で、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふつ化硫黄などがあります。

【か行】

カーシェアリング

複数の人が自動車を共同で保有して、交互に利用することです。

拡大生産者責任

生産者が、製品の生産・使用段階だけでなく、廃棄・リサイクルの段階、ひいては製品のライフサイクル全体においても、物理的もしくは財政的に一定の責任を負うという考え方です。具体的には、生産者が使用済み製品の回収、リサイクルまたは廃棄し、その費用も負担することです。

過酷事故

原子炉施設の設計に考慮した事象を大幅に超える異常な事態が発生し、安全設計の評価上想定された手段では適切な炉心の冷却または反応度の制御ができない状態になり、その結果、炉心の重大な損傷に至る事象をいい、シビアアクシデントともいわれます。

化石燃料

動物や植物の死骸が地中に堆積し、長い年月の間に变成してきた有機物の燃料のことで、主なものに、石炭、石油、天然ガスなどがあります。

学校ビオトープづくり

プールから救出したヤゴを育てるために市内の小学校でトンボ池を地域の方々と協力して造るなどビオトープづくりに取り組んでいる活動です。

合併処理浄化槽

家庭から出る生活排水（し尿と台所、風呂、洗濯などの雑排水）のすべてを処理する装置のことで、河川の水質に与える影響を減らすことができます。

環境基準

環境基本法に基づき、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として国が定めたものです。

環境保全・ごみ減量推進モニター

環境保全、ごみ減量に関する事業活動や施策に参加し、市民の立場からの意見や助言をするために、市が委嘱しているモニターです。

空間放射線量率

空間に存在する放射線の単位時間あたりの量です。

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）

国などの公的機関が率先して環境物品などの調達を推進するとともに、環境物品などに関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図り、持続的発展が可能な社会の構築を推進することを目指す法律です。

グリーストラップ（油水分離槽）

排水中に含まれる油脂分や食品残さを分離・収集するための装置です。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入しようとすることです。

県民の生活環境の保全等に関する条例

愛知県公害防止条例を改定して施行され、自動車走行に伴う大気汚染などの都市生活型の公害を始め、地球温暖化、化学物質による環境汚染、土壤・地下水汚染などの新たな環境問題に対処するための対策などを定めた条例です。

光化学オキシダント（O_x）

工場や自動車から排出される窒素酸化物や炭化水素などが太陽光線の作用を受けて光化学反応を起こすことにより生成されるオゾンなどの総称をいいます。光化学スモッグの原因となっている物質で、高濃度では眼やのどへの刺激や呼吸器に影響を及ぼすおそれがあり、農作物などにも影響を与えます。

公共施設建設等に係る環境配慮ガイドライン

公共事業を実施する上で、環境への配慮に積極的に取り組むことができるよう、エコアクション一宮で示した環境配慮行動のうち、公共事業に係る環境配慮のガイドラインです。

黄砂

中国大陸内陸部のタクラマカン砂漠、ゴビ砂漠や黄土高原など乾燥・半乾燥地域で、風によって数千メートルの高度にまで巻き上げられ、偏西風に乗って日本に飛来し、大気中に浮遊あるいは降下する土壤・鉱物粒子です。

ごきげん

人生を幸せに生きるために心のあり方が大切であるといわれています。この計画の一つのキーワードとして、心の良い状態を「ごきげん」とし、その視点で様々な取り組みを考えました。

固定発生源

大気汚染の発生源のうち、工場などに設置しているボイラー、廃棄物焼却炉など、移動性のないものでです。

こどもエコクラブ

幼稚から高校生までなら誰でも参加できる環境活動のクラブです。地域における子どもたちの環境保全活動や環境学習を支援することにより、子どもたちの自然を大切に思う心や、自ら環境問題を解決する力を育成することを目的としています。

【さ行】

サイクルシェアリング

フランスをはじめ欧米都市では定着している自転車を共同して利用するサービスです。

最終処分場

廃棄物は、資源化または再利用される場合を除き、最終的には埋立処分されておりこの施設を最終処分場といいます。光明寺最終処分場に不燃物の一部を埋め立てています。

再生可能エネルギー

永続的に利用することができるエネルギーの総称で、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどを利用した自然エネルギーと廃棄物の焼却熱を利用したリサイクルエネルギーのことをいいます。

里山（里地里山）

原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域をいいます。農林業などに伴う様々な人間の働きかけを通じて維持されてきたものです。

酸性雨

雨は自然の状態でも空気中の二酸化炭素が溶け込

んで酸性を示していますが、工場や自動車から排出された硫黄酸化物や窒素酸化物などの大気汚染物質も溶け込んだ、より酸性の強い雨（水素イオン濃度がpHで5.6以下）のことです。

自然共生社会

生物多様性が適切に保たれ、自然の循環に沿う形で農林水産業を含む社会経済活動を自然に調和したものとし、また様々な自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会のことです。

持続可能な社会

私たちの生活の基盤である環境が身近なところから地球規模まで保全され、物質的な面だけでなく、精神的な面からも幸せを実感できる生活を将来世代にも継承できるような社会をいいます。

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOx・PM法）

自動車から排出される窒素酸化物（NOx）及び粒子状物質（PM）の総量を削減し、大気環境の改善を図ることを目的とした法律で、この法律に基づき、関東、関西及び中部の約250市区町村（一宮市を含む）が対策地域として指定され、他の地域よりも厳しい特別の排出ガス規制（車種規制）が適用されています。

自動車騒音面的評価

自動車騒音の測定において、沿道状況の把握、騒音発生強度の観測、騒音暴露状態を調査することにより周辺の騒音状況を面的に推計し、地域内の環境基準の達成状況を評価するものです。

市民活動支援制度

18歳以上のすべての市民が、支援したい市民活動団体の事業を選ぶという方法で、市民活動団体が実施する事業に対して支援金を交付する制度です。

循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念で、循環型社会形成推進基本法では、製品などが廃棄物となることを抑制したり、不要となった製品などについてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより、環境への負荷ができる限り低減された社会のことをいいます。

準用河川

一級河川及び二級河川以外の河川で、市町村長が指定した河川です。

親水

水に触れたり、接したりして水に親しむことをいいますが、「水に親しむ」ことだけでなく、公園を整備したり、魚類や昆虫などとの共存を目指した取り組みも親水活動の一環ととらえられています。

水素イオン濃度（pH）

水の酸性・アルカリ性を表す指標で、数字が小さいほど酸性度が高く、中性はpH7になります。

スローライフ

効率とスピードを優先して、いつも時間に追われている現代のライフスタイルを反省し、自然と調和したゆったりとした時間の流れを楽しむ生活スタイルのことです。

生活排水クリーン推進員

生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止と住民の生活環境の保全を図るために市が任命している推進員です。

生態系サービス

人々が生態系から得ることのできる便益のこととで、食料、水、木材、繊維、燃料などの「供給サービス」、気候の安定や水質の浄化などの「調整サービス」、レクリエーションや精神的な恩恵を与える「文化的サービス」、栄養塩の循環や土壤形成、光合成などの「基盤サービス」などがあります。

生態系ネットワーク

エコロジカル・ネットワークともいわれ、保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を核として、生息・生育空間のつながりや適切な配置を考慮した上で、これらを有機的につないだネットワークのことです。ネットワークの形成により、野生生物の生息・生育空間の確保のほか、人と自然とのふれあいの場の提供、地球温暖化への適応策など多面的な機能が発揮されることが期待されます。

生物化学的酸素要求量（BOD）

Biochemical Oxygen Demandの略称で、水中の有機汚濁物質を分解するために微生物が必要とする酸素の量を表し、値が大きいほど水質が汚濁しています。

生物多様性

生きものの豊かな個性とつながりのことです。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとしています。

ゼロエミッション

産業の製造工程から出る廃棄物を別の産業の原料として利用することにより、廃棄物の排出（エミッション）をゼロにする循環型産業システムのことです。

【た行】

ダイオキシン類

ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、コプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）と定義しています。生殖、脳、免疫系などに対して生じ得る影響が懸念されていますが、日常生活の中で攝取する量では、急性毒性や発がんのリスクが生じるレベルではないと考えられています。なお、これらの物質は炭素・水素・塩素を含むものが燃焼する過程などで生成されています。

太陽光発電システム

太陽電池を利用して太陽の光エネルギーを電気に変換する発電システムのこと。ソーラー発電などとも呼ばれ、再生可能エネルギーの一つに分類されます。

多自然の河川

治水上の安全性を確保しつつ、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境や多様な河川風景を保全・創出するために、自然環境に配慮した河川のことです。

単独処理浄化槽

生活排水の処理において、し尿のみを処理する装置のこと。生活雑排水の処理が行われないため、河川などの水質汚濁の一因となっています。

地域コミュニティ

一定の地域を基盤とした住民組織、人と人とのつながりがあり、そこに暮らす地域住民が構成員となって、地域づくりや地域課題の解決など、その地域に関わる様々な活動を自主的・主体的に展開している地縁型団体・組織のことをいいます。

地球温暖化対策の推進に関する法律

地球温暖化対策を推進するための法律で、京都議定書目標達成計画の策定や、地域協議会の設置などの国民の取り組みを強化するための措置、温室効果ガスを一定量以上排出する者に温室効果ガスの排出量を算定して国に報告することを義務づけることなどを定めています。

地産地消

「地域生産地域消費」の略語で、地域で生産された産物を地域で消費するという考え方により行われている取り組みです。

低NO_x型小規模燃焼機器

大気汚染防止法の規制対象外である小規模の家庭用、業務用の燃焼機器のうちで、窒素酸化物（NO_x）の排出量が少ないもので、業務用では未規制のボイラーや吸収冷温水機などがあり、家庭用では給湯機器などがあります。

低公害車

窒素酸化物（NO_x）や粒子状物質（PM）などの大気汚染物質の排出が少ないと、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境性能に優れた自動車です。

低周波音

1 Hz～100 Hzの音のこと。その中でも、人間の耳では特に聞こえにくい音（20 Hz以下の音）を超低周波と呼びます。

低炭素社会

温室効果ガスの排出を自然が吸収できる量以内にとどめることを目指す社会です。市民、事業者、行政など社会のあらゆるセクターが、省エネルギー・低炭素エネルギーの推進や3R（Reduce、Reuse、Recycle）の推進による資源生産性の向上などにより、二酸化炭素の排出を最小化するための配慮を徹底することを当然とする社会システムを目指します。

透水性舗装

雨水が地中にしみ込むように、粒度の粗い特殊なアスファルト舗装で、降雨時には水溜まりができるにくく、植物への水分補給、地下水の保全など地球環境にも配慮したものです。

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（P R T R 法）

事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境保全上の支障の未然防止を図ることを目的としている法律で、環境への排出量の把握などを実行するP R T R制度及び事業者が化学物質の性状及び取り扱いに関する情報を提供するM S D S制度などが定められています。

特定特殊自動車排出ガスの規制に関する法律（オフロード法）

特殊自動車の使用による大気の汚染の防止を図り、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全するため、これまで未規制であった公道を走行しない特殊自動車（オフロード特殊自動車）に対する排出ガス規制を定めた法律です。

【な行】

二級河川

一級河川に指定された水系以外で、公共の利害に重要な関係があるものに係る河川のうち、都道府県知事が指定し、管理する河川です。

二酸化硫黄（SO₂）

硫黄分を含む石油や石炭の燃焼により発生し、かつての四日市ぜんそくなどの公害病や酸性雨の原因となっている物質です。

二酸化窒素（NO₂）

ボイラーや自動車などの燃焼過程などの工程から発生し、呼吸器系の炎症などで人の健康に悪影響を与えるといわれています。

燃料電池コーチェネレーションシステム

天然ガスや液化石油ガスなどから水素を作り、その水素と空気中の酸素の化学反応により発電しつつ、排熱を利用して給湯や暖房に利用するシステムです。

燃料電池自動車

車載の水素と空気中の酸素を反応させて、燃料電池で発電し、その電気でモーターを回転させて走行する自動車です。

農村振興基本計画

農村振興策を具現化していくために、将来像を明確化し、地域の特性に応じて、農業生産基盤の整備のみならず、必要とされる生活環境の整備やその他の施策を総合的に整理し、必要な取り組みを明確化する計画です。

ノーカーデー

環境負荷の高いマイカー通勤を自粛し、徒歩、自転車、公共交通機関へ利用を転換するよう呼びかけるものです。

【は行】

パーク堆肥

広葉樹や針葉樹の樹皮を粉碎し、鶏糞、尿素、発酵促進剤を加え、微生物の働きを利用して作られる有機質土壌改良剤のことです。

ばい煙

物の燃焼などに伴い発生する硫黄酸化物、ばいじん、有害物質（カドミウム、塩素、ふつ素、鉛、窒素酸化物など）のことです。

バイオマス

この計画では、再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたものを指します。

廃棄物減量等推進員

ごみの減量・リサイクルを推進し、分別・排出指導などを行う地域の活動主体として市が委嘱した推進員です。

排出ガス対策型建設機械指定制度

建設現場の作業環境の改善、機械施工が大気環境に与える負荷の低減を目的として、国土交通省では排出ガス対策型建設機械指定要領を策定し、自らの工事における排出ガス対策に取り組む制度です。

ハイブリッド自動車

複数の動力源を組み合わせ、それぞれの利点を活かして駆動することにより、低燃費と低排出ガスを実現する自動車です。

花いっぱい運動

花と緑あふれる美しい街並みづくりを目指して、市内の各施設や道路沿い、公園などで花を植え育てようという運動です。

ビオトープ

ドイツ語のB i o (生物) とT o p e (空間、場所) を組み合わせた造語で、野生生物が共存している生態系、生息空間のことです。人工的に植物や魚、昆虫が共存する空間として造り出したものを指す場合もあります。

微小粒子状物質（PM 2.5）

大気中に浮遊している粒子状の物質のうち粒径が $2.5\text{ }\mu\text{m}$ （ $1\text{ }\mu\text{m}$ は 1 mm の千分の1）以下の非常に小さなもので、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が心配されています。

複合型公園

公園の役割として良好な都市環境、市民の憩いの場や緑化スポットとしての機能がありますが、この計画では、これらの機能以外の要素を持った複合的な公園を指します。

浮遊物質量（SS）

Suspended Solid の略称で、水中に浮遊している物質の量で、値が大きいほど水質が汚濁しています。

浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に浮遊している粒子状の物質のうち粒径が $10\text{ }\mu\text{m}$ （ $1\text{ }\mu\text{m}$ は 1 mm の千分の1）以下のものです。

プラグインハイブリッド自動車

家庭用電源での充電を可能とするタイプのハイブリッド自動車で、基本走行時は電気を動力として燃費を向上させ、長距離走行時は、補助用動力としてガソリンを使用する自動車のことです。

フロン

炭素、水素、塩素、フッ素などからなる化合物群であり、フルオロカーボン（FC）、クロロフルオロカーボン（CFC）、ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）などの化学物質の総称で、家電製品の冷媒として多く利用されてきたが、オゾン層破壊の原因となることから国際的に製造及び輸入が禁止されています。

放射性物質

放射線を出す性質をもつ物質です。放射線は大きなエネルギーをもっているため、物質を通り抜け

たり、体内で遺伝子を傷つける性質をもっていますが、その性質は放射線の種類によって異なります。

【ま行】

マイバッグ

環境負荷を減らすため、買い物時に持参する袋のこととエコバッグともいわれます。

緑のカーテン

アサガオやゴーヤなどのつる性植物を窓側に繁茂させることにより日陰を生み出し、室温上昇を抑えることで、エアコンの使用を控え、節電や二酸化炭素排出量の削減を図るもので

民生家庭

温室効果ガス排出量の算定をする際に、家計が住宅内で消費したエネルギー消費を表現する部門です。

民生業務

温室効果ガス排出量の算定をする際に、第三次産業（水道・廃棄物・通信・商業・金融・不動産・サービス業・公務など）に属する企業・個人が、事業所の内部で消費したエネルギー消費などを表現する部門です。

メタン

天然ガスの主成分で、有機物が嫌気状態で腐敗、発酵するときに生じます。温室効果ガスのうち、原因の約6割を占める二酸化炭素に次いで、約2割の影響を及ぼすといわれています。

もったいない

物を大切に使う、壊れても修理して使う、使えなくなったものを別のものとして再利用するなど地球資源を大切に使うという日本古来の考え方を再度認識し、この計画の一つのキーワードとして循環型社会の形成を目指すために、その視点で様々な取り組みを考えました。

【や行】

ヤゴの救出活動

生命尊重の精神や自然のすばらしさを学ばせるために、市内の小中学校のプールで誕生したヤゴをプール清掃時に救出し、育てることに取り組んでいる活動です。

屋敷林

屋敷内につくられた樹林で、防風、防火、防砂などの防災効果だけでなく、緑化などを期待されます。

有機性廃棄物

生ごみ、家畜ふん尿、汚泥、農業残さ、木質系廃棄物などがあり、それぞれ性質の違いにより利用用途が異なります。

溶存酸素（DO）

Dissolved Oxygen の略称で、水に溶解している酸素の量で、水生生物の生息に必要であり、数値が大きいほど良好な環境です。

【ら行】

リスクコミュニケーション

リスクについて、市民、産業、行政などのすべてのものが共有しつつ、相互に意思疎通を図ることです。

【わ行】

ワークショップ方式

参加者が一定の数のグループに分かれ、与えられたテーマなどについて話し合い、リーダーがその意見をまとめて発表することで、市でも市民協働のまちづくりを進める有効な手段と考えて実施しています。

【英数字】

COD(化学的酸素要求量)

Chemical Oxygen Demand の略称で、水中の有機汚濁物質を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもので、値が大きいほど水質が汚濁しています。

DID(人口集中地区)

Densely Inhabited District の略称で、都市的地域（特に人口密度の高い地域で、広い意味での市街地を指します。）の特質を明らかにする新しい統計上の地域単位として、昭和35年国勢調査から設定されたものです。

ESCO事業

Energy Service Company の略称で、ビルや工場の省エネ化に必要な、「技術」・「設備」・「人材」・「資金」などのサービスを包括的に提供する事業のことです。省エネ効果を保証するとともに、省エネルギー改修に要した経費などが、すべて省エネルギーによる経費削減分でまかなわれるため、導入企業における新たな経済的負担はなく、契約期間終了後の経費削減分はすべて顧客の利益となるものです。

ESD

Education for Sustainable Development の略称で、「持続可能な開発のための教育」と訳されます。環境、貧困、人権、平和、開発といった、現代社会の様々な課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そして、それにより持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動のことです。

E類型

環境基本法に基づき、生活環境の保全に関する水質環境基準の項目について、水の利用目的などに

応じた水域類型が指定されています。河川の類型には、AAからE類型があり、AA類型に最も厳しい基準が適用されます。

ISO14000シリーズ

環境マネジメントに関して、環境に関する方針や目標、その他具体化のための組織や責任、プロセスなどの基準を定めた国際規格です。認証を受けることで、環境に配慮した活動を行っていることを国際的に証明することができます。

MOTTAINAI(もったいない)

環境分野で初のノーベル平和賞を受賞したケニア出身の環境保護活動家ワンガリ・マータイ氏が、Reduce（ゴミ削減）、Reuse（再利用）、Recycle（再資源化）という環境活動の3Rをたたた一言で表せるだけでなく、かけがえのない地球資源に対するRespect（尊敬の念）が込められている「もったいない」という言葉に感銘を受け、環境を守る世界共通語「MOTTAINAI」として広めることを提唱しています。

NPO

Non - Profit Organization の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称です。

第2次一宮市環境基本計画

発行年月日：平成26年3月

発 行：愛知県一宮市

編 集：環境部環境保全課

〒491-0201 一宮市奥町字六丁山52番地

TEL 0586(45)7185 Fax 0586(45)7187

Eメール kankyozen@city.ichinomiya.lg.jp

(本書は、再生紙を使用しております。)



一 宮 市